

# 廣 島 市 報

號八十三百第  
 刷印日四十二月一年五十和昭  
 行發日五十二月一年五十和昭  
 錢三金部一價定  
 所 役 市 島 廣 所 行 發  
 市 市 島 廣 人 行 發  
 所 版 活 第 見 田 地 式 株 會 所 刷 印  
 地 番 一 日 丁 七 町 手 大 市 島 廣  
 地 番 一 日 丁 七 町 手 大 市 島 廣  
 地 番 一 日 丁 七 町 手 大 市 島 廣

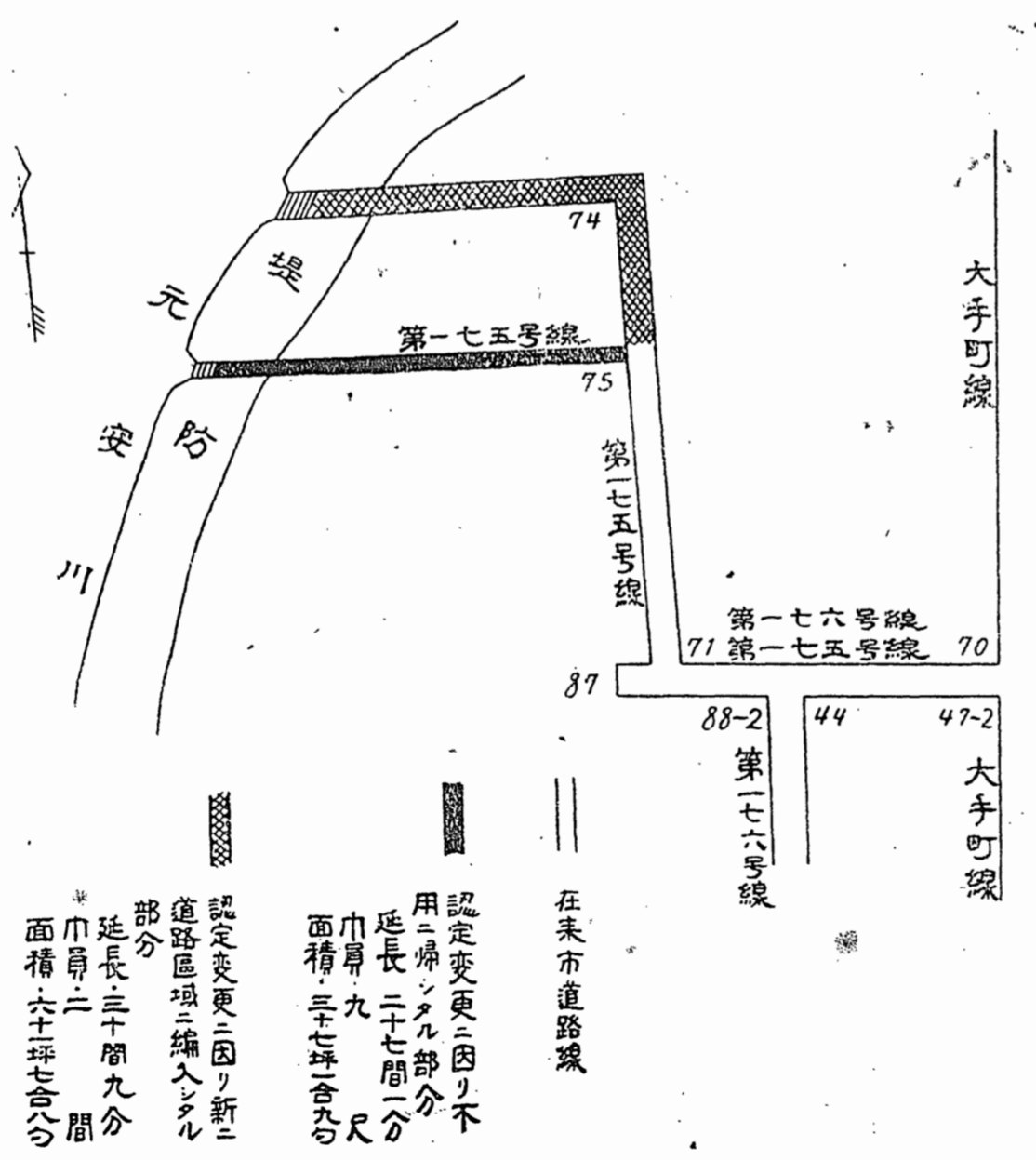
## 【告 示】

●廣島市告示甲第一號  
 廣島市西觀音町二丁目五百十四番地ノニ廣島市觀音託兒所ヲ設置シ一月十五日ヨリ開所ス  
 昭和十五年一月十二日  
 廣島市長 藤 田 若 水

●廣島市告示甲第二號  
 土地立入ノ件ニ付本縣知事ノ許可ヲ得テ日本發送電株式會社ヨリ左ノ通り通知アリタリ  
 記  
 一、立入ノ目的 送電線路並ニ電話線路測量及建設工事ノ爲  
 二、立入ル可キ 廣島市  
 三、立入期間 自昭和十五年一月二十五日 至同十六年三月三十一日  
 四、許可ヲ爲シタル行政官廳名 廣島縣  
 昭和十四年十二月二十三日 指令保第二八、一九一號  
 廣島市長 藤 田 若 水

●廣島市告示甲第三號  
 市内大手町七丁目地内ニ於ケル市道第七十五號路線左圖ノ通り認定ヲ變更シ變更ニ依リ不用ニ歸スヘキ道路ノ供用ヲ廢止シ新ニ道路ニ編入シタル道路ノ區域ヲ決定ス  
 昭和十五年一月十八日  
 廣島市長 藤 田 若 水

大手町七丁目地内  
 界圖



●達乙第一號

静岡市ニ對スル火災見舞金支出ノ爲本年度歳入出豫算歳出臨時部雜支出雜出第六目ニ左ノ種目ヲ設ケ豫備費補充ノ上之ヲ處理スベシ  
 昭和十五年一月十九日  
 廣島市長 藤 田 若 水

科 目	種 目	豫算額	附 記
款 雜支出	出 六、火災見舞金	三,000	静岡市火災見舞金



事件表

昭和十四年中

一 戶籍屆出	三五、二二二件	本籍人三〇、九七二件	非本籍人四、二五〇件
一 入籍通知	三九件		
一 戶籍編製	三〇、六六六件		
一 戶籍抹消	一、九二四件		
一 催告	二件		
一 屆出違反通知	六六件	本籍人七三件	非本籍人三六件
一 錯誤遺漏通知	一件	本籍人	非本籍人一件
一 抗留	一件		
一 寄留	一件		
一 受理證明	一件	手數料	
一 身分證明	三〇、三四四件	手數料	
一 閱覽	八、四二二件	手數料三八、四三〇	內(有料一、七三三件) 無料一、六八七件
一 戶籍簿有手數料	四、八四九件	無手數料	手數料一、二四九件
一 寄留簿其他有手數料	二、七六八件	無手數料	手數料一、四八〇
一 謄抄本	六、九六九件		
一 戶籍謄抄	本五、九七七件	有手數料五、四八六件	手數料一、五七九、一〇〇
一 寄留簿謄抄	本五、〇三二件	有手數料五、〇〇三件	手數料四九、〇〇〇
一 諸屆書返戻	一、四九七件	戶籍諸屆一、四九七件	寄留諸屆一件
一 住復文書	四〇、八七六件	回照	受理一、九六三件
一 人民召喚	四七件	會二、九七七件	返戻二、〇三三件
一 印鑑屆	六、六六六件		
一 印鑑證明	二七、四三九件	手數料七、四三九、八〇	內(有料二、七三九件) 無料一、五〇〇件
一 相續稅法報告	六、三〇六件		

寄留事件表

昭和十四年分計

種別	件數	他縣男				他縣女				他郡男				他郡女				總計
		寄留	轉寄	抹消	復歸	寄留	轉寄	抹消	復歸	寄留	轉寄	抹消	復歸	寄留	轉寄	抹消	復歸	
寄留	九、六三七	五、三三三	四、五九九	四、三三一	三、八一	一、八〇六												
轉寄	三、三五八	三、三三一	二、九六六	二、六三三	二、五七七													
抹消	四、六四四	二、五九〇	二、七五五	一、六〇一	一、四六七													
復歸	一、七二〇	一、三三六	一、〇〇七	四八三	五〇一													
寄留	一、七二〇	一、三三六	一、〇〇七	四八三	五〇一													
轉寄	三、三五八	三、三三一	二、九六六	二、六三三	二、五七七													
抹消	四、六四四	二、五九〇	二、七五五	一、六〇一	一、四六七													
復歸	一、七二〇	一、三三六	一、〇〇七	四八三	五〇一													
寄留	一、七二〇	一、三三六	一、〇〇七	四八三	五〇一													
轉寄	三、三五八	三、三三一	二、九六六	二、六三三	二、五七七													
抹消	四、六四四	二、五九〇	二、七五五	一、六〇一	一、四六七													
復歸	一、七二〇	一、三三六	一、〇〇七	四八三	五〇一													
寄留	一、七二〇	一、三三六	一、〇〇七	四八三	五〇一													
轉寄	三、三五八	三、三三一	二、九六六	二、六三三	二、五七七													
抹消	四、六四四	二、五九〇	二、七五五	一、六〇一	一、四六七													
復歸	一、七二〇	一、三三六	一、〇〇七	四八三	五〇一													
寄留	一、七二〇	一、三三六	一、〇〇七	四八三	五〇一													
轉寄	三、三五八	三、三三一	二、九六六	二、六三三	二、五七七													
抹消	四、六四四	二、五九〇	二、七五五	一、六〇一	一、四六七													
復歸	一、七二〇	一、三三六	一、〇〇七	四八三	五〇一													
寄留	一、七二〇	一、三三六	一、〇〇七	四八三	五〇一													
轉寄	三、三五八	三、三三一	二、九六六	二、六三三	二、五七七													
抹消	四、六四四	二、五九〇	二、七五五	一、六〇一	一、四六七													
復歸	一、七二〇	一、三三六	一、〇〇七	四八三	五〇一													
寄留	一、七二〇	一、三三六	一、〇〇七	四八三	五〇一													
轉寄	三、三五八	三、三三一	二、九六六	二、六三三	二、五七七													
抹消	四、六四四	二、五九〇	二、七五五	一、六〇一	一、四六七													
復歸	一、七二〇	一、三三六	一、〇〇七	四八三	五〇一													
寄留	一、七二〇	一、三三六	一、〇〇七	四八三	五〇一													
轉寄	三、三五八	三、三三一	二、九六六	二、六三三	二、五七七													
抹消	四、六四四	二、五九〇	二、七五五	一、六〇一	一、四六七													
復歸	一、七二〇	一、三三六	一、〇〇七	四八三	五〇一													
寄留	一、七二〇	一、三三六	一、〇〇七	四八三	五〇一													
轉寄	三、三五八	三、三三一	二、九六六	二、六三三	二、五七七													
抹消	四、六四四	二、五九〇	二、七五五	一、六〇一	一、四六七													
復歸	一、七二〇	一、三三六	一、〇〇七	四八三	五〇一													
寄留	一、七二〇	一、三三六	一、〇〇七	四八三	五〇一													
轉寄	三、三五八	三、三三一	二、九六六	二、六三三	二、五七七													
抹消	四、六四四	二、五九〇	二、七五五	一、六〇一	一、四六七													
復歸	一、七二〇	一、三三六	一、〇〇七	四八三	五〇一													
寄留	一、七二〇	一、三三六	一、〇〇七	四八三	五〇一													
轉寄	三、三五八	三、三三一	二、九六六	二、六三三	二、五七七													
抹消	四、六四四	二、五九〇	二、七五五	一、六〇一	一、四六七													
復歸	一、七二〇	一、三三六	一、〇〇七	四八三	五〇一													
寄留	一、七二〇	一、三三六	一、〇〇七	四八三	五〇一													
轉寄	三、三五八	三、三三一	二、九六六	二、六三三	二、五七七													
抹消	四、六四四	二、五九〇	二、七五五	一、六〇一	一、四六七													
復歸	一、七二〇	一、三三六	一、〇〇七	四八三	五〇一													
寄留	一、七二〇	一、三三六	一、〇〇七	四八三	五〇一													
轉寄	三、三五八	三、三三一	二、九六六	二、六三三	二、五七七													
抹消	四、六四四	二、五九〇	二、七五五	一、六〇一	一、四六七													
復歸	一、七二〇	一、三三六	一、〇〇七	四八三	五〇一													
寄留	一、七二〇	一、三三六	一、〇〇七	四八三	五〇一													
轉寄	三、三五八	三、三三一	二、九六六	二、六三三	二、五七七													
抹消	四、六四四	二、五九〇	二、七五五	一、六〇一	一、四六七													
復歸	一、七二〇	一、三三六	一、〇〇七	四八三	五〇一													
寄留	一、七二〇	一、三三六	一、〇〇七	四八三	五〇一													
轉寄	三、三五八	三、三三一	二、九六六	二、六三三	二、五七七													
抹消	四、六四四	二、五九〇	二、七五五	一、六〇一	一、四六七													
復歸	一、七二〇	一、三三六	一、〇〇七	四八三	五〇一													
寄留	一、七二〇	一、三三六	一、〇〇七	四八三	五〇一													
轉寄	三、三五八	三、三三一	二、九六六	二、六三三	二、五七七													
抹消	四、六四四	二、五九〇	二、七五五	一、六〇一	一、四六七													
復歸	一、七二〇	一、三三六	一、〇〇七	四八三	五〇一													
寄留	一、七二〇	一、三三六	一、〇〇七	四八三	五〇一													
轉寄	三、三五八	三、三三一	二、九六六	二、六三三	二、五七七													
抹消	四、六四四	二、五九〇	二、七五五	一、六〇一	一、四六七													
復歸	一、七二〇	一、三三六	一、〇〇七	四八三	五〇一													
寄留	一、七二〇	一、三三六	一、〇〇七	四八三	五〇一													
轉寄	三、三五八	三、三三一	二、九六六	二、六三三	二、五七七													
抹消	四、六四四	二、五九〇	二、七五五	一、六〇一	一、四六七													
復歸	一、七二〇	一、三三六	一、〇〇七	四八三	五〇一													
寄留	一、七二〇	一、三三六	一、〇〇七	四八三	五〇一													
轉寄	三、三五八	三、三三一	二、九六六	二、六三三	二、五七七													
抹消	四、六四四	二、五九〇	二、七五五	一、六〇一	一、四六七													
復歸	一、七二〇	一、三三六	一、〇〇七	四八三	五〇一													
寄留	一、七二〇	一、三三六	一、〇〇七	四八三	五〇一													
轉寄	三、三五八	三、三三一	二、九六六	二、六三三	二、五七七													
抹消	四、六四四	二、五九〇	二、七五五	一、六〇一	一、四六七													
復歸	一、七二〇	一、三三六	一、〇〇七</															

# 廣島市報

臨時號  
 昭和十五年三月三十一日  
 印刷日 三月三十一日  
 發行日 三月三十一日  
 所發市島廣 所發行發  
 所設市島廣 所設人行發  
 所設市島廣 所設人行發  
 所設市島廣 所設人行發

## 【告示】

### ●廣島市告示甲第四號

小學校通學區域一部變更ノ件  
 竹屋尋常高等小學校通學區域ノ彌生町ヲ昭和十五年四月一日ヨリ職町尋常高等小學校通學區域ニ變更ス  
 昭和十五年一月二十二日  
 廣島市長 藤田若水

### ●廣島市告示甲第五號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十四年度廣島市歲入出豫算追加ノ要領左ノ如シ  
 但シ本豫算ハ即日執行ス  
 昭和十五年一月卅一日  
 廣島市長 藤田若水

昭和十四年度廣島市歲入出豫算追加  
 歲入

- 第十三款 繰越金 金貳千參百五拾圓
- 第一項 前年度繰越金 金貳千參百五拾圓
- 歲入合計金貳千參百五拾圓

### ●廣島市告示甲第六號

歲出合計金貳千參百五拾圓  
 歲入出差引殘金ナシ

### ●廣島市告示甲第七號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十四年度廣島市歲入出豫算追加ノ要領左ノ如シ  
 但シ本豫算ハ即日執行ス  
 昭和十五年一月卅一日  
 廣島市長 藤田若水

昭和十四年度廣島市歲入出豫算追加  
 歲入

- 第十三款 繰越金 金五千圓
- 第一項 前年度繰越金 金五千圓
- 歲入合計金五千圓

### ●廣島市告示甲第八號

經常部計金五千圓  
 歲出合計金五千圓  
 歲入出差引殘金ナシ

昭和十四年度廣島市歲入出豫算追加  
 歲入

- 第十三款 繰越金 金壹萬五千九拾七圓
- 第一項 前年度繰越金 金壹萬五千九拾七圓
- 歲入合計金貳萬參千四百拾七圓

### ●廣島市告示甲第九號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十四年度廣島市歲入出豫算追加ノ要領左ノ如シ  
 但シ本豫算ハ即日執行ス  
 昭和十五年一月卅一日  
 廣島市長 藤田若水

昭和十四年度廣島市歲入出豫算追加  
 歲入

- 第十三款 繰越金 金八千五百拾圓
- 第一項 前年度繰越金 金八千五百拾圓
- 歲入合計金貳萬參千四百拾七圓

第三十款 警 防 費 金參千九百拾六圓  
 第三項 需 用 費 金參千九百拾六圓  
 經常部計金參千九百拾六圓  
 臨時部 入  
 第卅八款 警 防 費 金壹萬九千貳百參拾壹圓  
 第一項 警 防 費 金壹萬九千貳百參拾壹圓  
 臨時部計金壹萬九千貳百參拾壹圓  
 歲出合計金貳萬參千四百拾七圓  
 歲入出差引殘金ナシ

●廣島市告示甲第八號  
 廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十四年度廣島市歲入出豫算追加ノ要領左ノ如シ  
 但シ本豫算ハ即日執行ス  
 昭和十五年一月卅一日  
 廣島市長 藤 田 若 水

昭和十四年度廣島市歲入出豫算追加

第十三款 繰 越 金 金千貳百六拾四圓  
 第一項 前年度繰越金 金千貳百六拾四圓  
 第十四款 市 債 金六拾五萬參千參百圓  
 第一項 市 債 金六拾五萬參千參百圓  
 歲入合計金六拾五萬四千五百六拾四圓  
 歲出臨時部 入  
 第十三款 公 債 費 金千貳百貳圓  
 第二項 利 子 金千貳百貳圓  
 第十五款 寄 附 費 金六拾五萬參千參百六拾貳圓  
 第一項 寄 附 費 金六拾五萬參千參百六拾貳圓  
 臨時部計金六拾五萬四千五百六拾四圓  
 歲出合計金六拾五萬四千五百六拾四圓  
 歲入出差引殘金ナシ

●廣島市告示甲第九號  
 廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十四年度廣島市歲入出豫算追加ノ要領左ノ如シ

但シ本豫算ハ即日執行ス  
昭和十五年一月卅一日

廣島市長 藤 田 若 水

昭和十四年度廣島市歲入出豫算追加

第十三款 繰 越 金 金六千四百四拾壹圓  
 第一項 前年度繰越金 金六千四百四拾壹圓  
 歲入合計金六千四百四拾壹圓  
 歲出經常部 入  
 第七款 土 木 費 金九百六拾四圓  
 第一項 道路橋樑費 金九百六拾四圓  
 第十六款 青年學校費 金千四百四拾貳圓  
 第一項 青年學校費 金千四百四拾貳圓  
 第十八款 水 道 費 金千五百拾圓  
 第一項 雜 給 金八百拾圓  
 第三項 作 業 費 金七百圓  
 第十六款 塵芥處理費 金九百八拾六圓  
 第一項 蒐 集 費 金九百八拾六圓  
 第廿八款 尿尿處理費 金六百五拾圓  
 第一項 汲 取 諸 費 金六百五拾圓  
 第卅三款 產 業 諸 費 金百八拾九圓  
 第三項 殖 産 諸 費 金百八拾九圓  
 第十四款 社會事業費 金九拾貳圓  
 第四項 診 療 所 費 金九拾貳圓  
 第四十款 公 園 費 金百八圓  
 第一項 雜 給 金百八圓  
 第十六款 選舉人名簿調製費 金貳百參拾圓  
 第一項 選舉人名簿調製費 金貳百參拾圓  
 經常部計金六千七百七拾七圓  
 臨時部 入  
 第一款 役 所 費 金百參拾圓  
 第八項 家屋賃借價格調査費 金百參拾圓

第十六款 繰 入 金 金百四拾圓  
 第一項 繰 入 金 金百四拾圓  
 臨時部計金貳百七拾圓  
 歲出合計金六千四百四拾壹圓  
 歲入出差引殘金ナシ

●廣島市告示甲第一〇號  
 廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十四年度廣島市歲入出豫算追加ノ要領左ノ如シ  
 但シ本豫算ハ即日執行ス  
 昭和十五年一月卅一日  
 廣島市長 藤 田 若 水

昭和十四年度廣島市歲入出豫算追加

第九款 縣 補 助 金 金四千九百八拾四圓  
 第十五項 軍事援護事業費補助 金四千九百八拾四圓  
 歲入合計金四千九百八拾四圓  
 歲出臨時部 入  
 第十四款 補 助 費 金四千九百八拾四圓  
 第一項 補 助 費 金四千九百八拾四圓  
 臨時部計金四千九百八拾四圓  
 歲出合計金四千九百八拾四圓  
 歲入出差引殘金ナシ

●廣島市告示甲第一一號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十四年度廣島市歲入出豫算追加ノ要領左ノ如シ  
 但シ本豫算ハ即日執行ス  
 昭和十五年一月卅一日  
 廣島市長 藤 田 若 水

昭和十四年度廣島市歲入出豫算追加

第一款 使用料及手数料 金四百九拾圓  
 第一項 使用料 金四百九拾圓  
 第二款 雜 收 入 金貳千六百貳圓

第一項 繰替金戻入 金貳千六百貳圓  
 第十三款 繰 越 金 金八百九拾貳圓  
 第一項 前年度繰越金 金八百九拾貳圓  
 歲入合計金參千九百八拾四圓  
 歲出經常部 入  
 第廿二款 畑賀病院費 金八百九拾貳圓  
 第二項 需 用 費 金八百九拾貳圓  
 第卅六款 屠 場 費 金參百拾貳圓  
 第二項 需 用 費 金參百拾貳圓  
 第三項 修 繕 費 金百四拾九圓  
 第卅七款 家畜市場費 金百七拾八圓  
 第二項 需 用 費 金百七拾八圓  
 第五十一款 雜 支 出 金貳千六百貳圓  
 第三項 繰 替 金 金貳千六百貳圓  
 經常部計金參千九百八拾四圓  
 歲出合計金參千九百八拾四圓  
 歲入出差引殘金ナシ

●廣島市告示甲第一二號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十四年度廣島市歲入出豫算追加ノ要領左ノ如シ  
 但シ本豫算ハ即日執行ス  
 昭和十五年一月卅一日  
 廣島市長 藤 田 若 水

昭和十四年度廣島市歲入出豫算追加

第十三款 繰 越 金 金壹萬貳千七百七拾七圓  
 第一項 前年度繰越金 金壹萬貳千七百七拾七圓  
 歲入合計金壹萬貳千七百七拾七圓  
 歲出經常部 入  
 第六款 役 所 費 金千六百貳拾八圓  
 第一項 給 料 金千參百八拾八圓  
 第二項 雜 給 金貳百四拾圓  
 經常部計金千六百貳拾八圓

臨時部  
第一款役 所 費 金壹萬千四百拾九圓  
第十三項 企畫調査費 金五千九百拾七圓  
第十四項 工業港調査費 金五千貳百拾貳圓  
臨時部計金壹萬千四百拾九圓  
歲出合計金壹萬貳千七百七拾七圓  
歲入出差引殘金ナシ

●廣島市告示第一三號  
廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十四年度廣島市歲入出豫算追加ノ要領左ノ如シ  
但シ本豫算ハ即日執行ス  
昭和十五年一月卅一日  
廣島市長 藤 田 若 水

昭和十四年度廣島市歲入出豫算追加  
第十三款 繰 越 金 金七千五百圓  
第一項 前年度繰越金 金七千五百圓  
歲入合計金七千五百圓  
歲入出差引殘金ナシ

●廣島市告示第一四號  
廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十四年度廣島市特別會計公益質屋費歲入出豫算追加ノ要領左ノ如シ  
但シ本豫算ハ即日執行ス  
昭和十五年一月卅一日  
廣島市長 藤 田 若 水

昭和十四年度廣島市特別會計公益質屋費歲入出豫算追加  
第六款 繰 入 金 金七千五百圓  
第一項 繰入 金七千五百圓  
第二項 雜 給 金七千五百圓  
經常部計金七千五百圓  
歲出合計金七千五百圓  
歲入出差引殘金ナシ

同	中山	孫三郎
同	村上	源次郎
同	柳上	慶次郎
同	井上	爾一樓
同	平田	遼一樓
同	山本	久雄
同	池永	清眞
同	小倉	康弘
同	勝盛	達之助

●廣島市告示第一八號  
二月十三日廣島市會ノ選舉ニ於テ名譽職參事會員ニ當選シタル左ノ者ハ同日之ヲ  
辭任セリ  
昭和十五年二月十三日  
廣島市長 藤 田 若 水

廣島市會議員 池 永 清 眞

●廣島市告示第一九號  
廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十四年度廣島市歲入出豫算追加ノ要領左ノ如シ  
昭和十五年二月廿三日  
廣島市長 藤 田 若 水

昭和十四年度廣島市歲入出豫算追加  
第十三款 繰 越 金 金千參百圓  
第一項 前年度繰越金 金千參百圓  
歲入合計金千參百圓  
歲入出差引殘金ナシ

●廣島市告示第二〇號  
臨時部計金千參百圓  
歲出合計金千參百圓  
歲入出差引殘金ナシ

第十三款 公 債 費 金千參百圓  
第一項 元 金 償 還 金千參百圓  
臨時部計金千參百圓  
歲出合計金千參百圓  
歲入出差引殘金ナシ

第六款 繰 入 金 金百四拾圓  
第一項 繰 入 金 金百四拾圓  
歲入合計金百四拾圓  
歲入出差引殘金ナシ

●廣島市告示第一五號  
廣島市有給吏員定員規程中改正ノ件  
廣島市會ノ議決ヲ經昭和六年四月廣島市告示甲第二十九號廣島市有給吏員定員規  
程中左ノ通り改正ス  
昭和十五年二月一日  
廣島市長 藤 田 若 水

第一條中「一、部長、主事、視學、三十人」ヲ「一、部長、主事、視學三十三人」  
ニ、「二、主事補、書記、書記補二百六十一人」ヲ「二、主事補、書記、書記補二  
百六十三人」ニ、「一、技師補、技手、技手補七十七人」ヲ「一、技師補、技手、  
技手補七十八人」ニ改ム  
附 則  
本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●廣島市告示第一六號  
廣島市會ニ於テ副議長ノ選舉ヲ行ヒタルニ左ノ通り當選セリ  
昭和十五年二月十三日  
廣島市長 藤 田 若 水

廣島市會議員 牛 尾 孟

●廣島市告示第一七號  
二月十三日廣島市會ニ於テ名譽職參事會員ノ選舉ヲ行ヒタルニ左ノ通り當選セリ  
昭和十五年二月十三日  
廣島市長 藤 田 若 水

廣島市會議員 高 橋 武 夫

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十四年度廣島市特別會計都市計畫事業南觀音町附近  
土地區劃整理地區事業費歲入出豫算ノ要領左ノ如シ  
但シ本豫算ハ即日執行ス  
昭和十五年二月廿三日  
廣島市長 藤 田 若 水

昭和十四年度廣島市特別會計都市計畫事業南觀音町附近  
土地區劃整理地區事業費歲入出豫算  
第一項 區劃整理施行費收入 金參萬五千八百參拾圓  
第一項 區劃整理施行費收入 金參萬五千八百參拾圓  
第一項 雜 收 入 金壹圓  
歲入合計金參萬五千八百參拾壹圓

第一項 區劃整理事業費 金參萬貳千參百八拾壹圓  
第一項 事 務 費 金五千百拾九圓  
第二項 工 事 費 金貳萬七千貳百六拾貳圓  
第一項 雜 支 出 金壹圓  
第一項 雜 支 出 金壹圓  
第一項 雜 備 費 金參千四百四拾九圓  
第一項 雜 備 費 金參千四百四拾九圓  
歲出合計金參萬五千八百參拾壹圓  
歲入出差引殘金ナシ

●廣島市告示第二一號  
二月二十三日ノ廣島市會ニ於テ名譽職參事會員ノ選舉（補缺）ヲ行ヒタルニ左ノ  
通り當選セリ  
昭和十五年二月 日  
廣島市長 藤 田 若 水

廣島市會議員 宮 本 隆 一

●廣島市告示第二二號  
道路工事受益者負擔規程第十三條ニ依リ受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事名及工事  
施行箇所等左ノ通り定ム

昭和十五年二月廿六日

廣島市長 藤田若水

- 一、受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事名及工事施行箇所  
道路新設工事  
白島九軒町一三八番地々先ヨリ同町一三九番地ノ一地先ニ至ル間及道路工事  
維持上必要ナル施設
- 二、工事着手年月日  
昭和十五年二月二十九日
- 三、負擔區及地帶  
本工事施行箇所ヲ一負擔區トス  
第一地帶 道路境界線ヨリ十四メートル  
第二地帶 第一地帶ノ外側線ヨリ十四メートル
- 四、負擔率  
負擔額總工費ノ三分ノ一トス  
地帶ニ於ケル配分率左ノ如シ  
第一地帶 百分ノ八十  
第二地帶 百分ノ二十

●廣島市告示甲第二三號

道路工事受益者負擔規程第十三條ニ依リ受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事名及工事施行箇所等左ノ通り定ム  
昭和十五年二月廿八日  
廣島市長 藤田若水

- 一、受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事名及工事施行箇所  
道路改修工事  
塚本町四〇番地ノ一地先ヨリ同町四八番地々先ニ至ル間及道路工事維持上必要ナル施設
- 二、工事着手年月日  
昭和十五年三月二日
- 三、負擔區及地帶  
本工事施行箇所ヲ一負擔區トス  
第一地帶 道路境界線ヨリ十四メートル  
第二地帶 第一地帶ノ外側線ヨリ十四メートル

●廣島市告示甲第二四號

道路工事受益者負擔規程第十三條ニ依リ受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事名及工事施行箇所等左ノ通り定ム  
昭和十五年三月一日  
廣島市長 藤田若水

- 一、受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事名及工事施行箇所  
道路改修工事  
大芝町二四三六番地ノ一並ニ三篠本町三丁目二四七七番地ノ三地先ヨリ大芝町一五六八番地ノ一並ニ三篠本町三丁目一五四五番地ノ一地先ニ至ル間及道路工事維持上必要ナル施設
- 二、工事着手年月日  
昭和十五年三月四日
- 三、負擔區及地帶  
本工事施行箇所ヲ一負擔區トス  
第一地帶 道路ノ境界線ヨリ十四メートル  
第二地帶 第一地帶ノ外側線ヨリ十四メートル
- 四、負擔率  
負擔額總工費ノ四分ノ一トス  
地帶ニ於ケル配分率左ノ如シ  
第一地帶 百分ノ八十  
第二地帶 百分ノ二十

徵兵署ノ位置

検査月日	検査町名
四月二十日	尾長町、二葉ノ里、大須賀町、松原町、若草町、愛宕町、猿橋町、荒神町
四月二十一日	大洲町、蟹屋一圓、皆賀町一圓、翠町、比治山本町、東雲町、桐木町、的場町、比治山公園、土手町、比治山町
四月二十二日	段原一圓、松川町、稻荷町、臺屋町、京橋町、金屋町、橋本町、銀山町、上柳町、東胡町、胡町、上流川町、石見屋町
四月二十三日	柳屋町、彌生町、似島町、白鳥一圓、柳町、堀川町、下柳町、彌生町、似島町、白鳥一圓
四月二十四日	仁保町、出汐町、旭町、霞町
四月二十五日	宇品一圓、矢賀町、牛田町、下流川町、藥研堀、田中町、三川町
四月二十六日	平塚町、竹屋町、富士見町、南竹屋町、寶町、鶴見町、昭和町、平野町、東魚屋町、西魚屋町、基町、立町、研屋町、平田屋町、播磨屋町
四月二十七日	新川場町、鐵砲屋町、中町、下中町、袋町、草屋町、紙屋町、猿樂町、細工町、龜屋町、尾道町、横町、鳥屋町、大手町一圓、國泰寺町、雜魚場町、小町
四月二十八日	千田町一圓、中島本町、天神町、材木町、元柳町、木免町、中島新町、水主町
四月二十九日	休務
四月三十日	吉島一圓、寺町、空鶴町、西引御堂町、鷹匠町、十日市町、左官町、油屋町、鍛冶屋町、西九軒町、廣瀬北町、廣瀬元町、錦町、新市町
五月一日	北坂町、横堀町、草津一圓、庚午町、西大工町、榎町、猫屋町、塚本町、堺町一圓、古田町
五月二日	西地方町、小網町、西新町、河原町、舟入一圓
五月三日	天満一圓、觀音一圓、福島町
五月四日	横川町一圓、楠木町一圓、三篠本町一圓、新庄町、大芝町、三瀧町、打越町、中廣町、南三篠町、山手町
五月五日	江波町、己斐町、各町入寄留者
五月六日	各町入寄留者
五月七日	各町入寄留者

備考一、壯丁ノ出頭ハ毎日午前六時トス

●廣島市告示甲第二六號

道路工事受益者負擔規程ニ依リ受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事名及工事施行箇所等左ノ通り定ム  
昭和十五年三月六日  
廣島市長 藤田若水

等左ノ通り定ム

昭和十五年三月六日

廣島市長 藤田若水

- 一、受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事名及工事施行箇所  
路面改良舗装工事  
西觀音町一丁目字北三〇八番地々先ヨリ同町二丁目字北三二九番地ノ二地先ニ至ル間及舗装工事維持上必要ナル區間
- 二、工事着手年月日  
昭和十五年三月十日
- 三、負擔區及地帶  
本工事施行箇所ヲ一負擔區トシ道路ニ接スル部分ヲ地帶トス
- 四、負擔率  
總工費ノ四分ノ一トス

●廣島市告示甲第二七號

道路工事受益者負擔規程第十三條ニ依リ受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事名及工事施行箇所等左ノ通り定ム  
昭和十五年三月七日  
廣島市長 藤田若水

- 一、受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事名及工事施行箇所  
道路改修工事  
仁保町字新築地乙二三五番地ノ一地先及道路工事維持上必要ナル施設
- 二、工事着手年月日  
昭和十五年三月十日
- 三、負擔區及地帶  
本工事施行箇所ヲ一負擔區トス  
第一地帶 道路ノ境界線ヨリ十四メートル  
第二地帶 第一地帶ノ外側線ヨリ十四メートル
- 四、負擔率  
負擔額總工費ノ四分ノ一トス  
地帶ニ於ケル配分率左ノ如シ  
第一地帶 百分ノ八十  
第二地帶 百分ノ二十

●廣島市告示第二八號  
道路工事受益者負擔規程第十三條ニ依り受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事名及工事施行箇所等左ノ通り定ム  
昭和十五年三月七日  
廣島市長 藤田若水

一、受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事名及工事施行箇所  
道路新設工事  
元字品町字小中谷一四七番地ノ一地先ヨリ同町字新地四九三番地ノ三地先ニ至ル間及道路工事維持上必要ナル施設  
二、工事着手年月日  
昭和十五年三月十日

三、負擔區及地帶  
本工事施行箇所ヲ一負擔區トス  
第一地帶 道路ノ境界線ヨリ十四メートル  
第二地帶 第一地帶ノ外側線ヨリ十四メートル  
四、負擔率  
負擔額總工費ノ三分ノ一トス  
地帶ニ於ケル配分率左ノ如シ  
第一地帶 百分ノ八十  
第二地帶 百分ノ二十

●廣島市告示第二九號  
道路工事受益者負擔規程第十三條ニ依り受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事名及工事施行箇所等左ノ通り定ム  
昭和十五年三月八日  
廣島市長 藤田若水

一、受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事名及工事施行箇所  
路面改良鋪裝工事  
愛宕町三五番地ノ一地先ヨリ同町七八番地々先ニ至ル間同町一五七番地々先ヨリ同町二〇六番地々先ニ至ル間及道路工事維持上必要ナル施設  
二、工事着手年月日  
昭和十五年三月十二日

第一負擔區 愛宕町三五番地ノ一地先ヨリ同町七八番地々先ニ至ル間  
第二負擔區 愛宕町一五七番地々先ヨリ同町二〇六番地々先ニ至ル間  
道路ニ接スル部分ヲ地帶トス  
四、負擔率  
總工費ノ四分ノ一トス

●廣島市告示第三〇號  
道路工事受益者負擔規程第十三條ニ依り受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事名及工事施行箇所等左ノ通り定ム  
昭和十五年三月十一日  
廣島市長 藤田若水

一、受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事名及工事施行箇所  
道路改修工事  
皆實町二丁目五四五番地ノ二地先ヨリ同町八〇五番地ノ一地先ニ至ル間及道路工事維持上必要ナル施設  
二、工事着手年月日  
昭和十五年三月十五日

三、負擔區及地帶  
本工事施行箇所ヲ一負擔區トス  
第一地帶 道路ノ境界線ヨリ十四メートル  
第二地帶 第一地帶ノ外側線ヨリ十四メートル  
四、負擔率  
負擔額總工費ノ四分ノ一トス  
地帶ニ於ケル配分率左ノ如シ  
第一地帶 百分ノ八十  
第二地帶 百分ノ二十

●廣島市告示第三一號  
定期種痘施行ニ關スル件  
明治四十二年法律第三十五號種痘法ニ依り本年定期種痘左ノ通り施行ス  
昭和十五年三月十六日  
廣島市長 藤田若水

二、種痘ヲ受クベキ者左ノ如シ  
一、數(年二歳ノ者昭和十四年出生者) 第一期  
二、數(年十歳ノ者昭和六年出生者) 第二期  
但シ昭和十三年七月以降ニ種痘ヲ受ケ善感シタル證ヲ有スル者ヲ除ク  
三、前年定期種痘ニ不善感並ニ猶豫中ノ者  
四、從前ノ指定期日ニ種痘ヲ受ケズ其ノ他種痘ヲ怠リ又ハ之ヲ受ケタル證跡不明ナル未成年者  
三、病氣其ノ他事故ニ因リ指定期日迄ニ種痘ヲ受ケシムルコト能ハザル場合ハ其ノ事由ヲ具シ猶豫ヲ申出デラルベシ又檢診ヲ受ケシムルコト能ハザル事由アルトキハ其ノ旨届出ラルベシ  
四、本市種痘所外ニ於テ種痘ヲ受ケタル場合ハ種痘證ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ届出ラルベシ

種痘並檢診期日及場所(毎日自午後一時至午後四時) 昭和十五年

種痘月日	檢診月日	種痘ヲ受クベキ者ノ居住區域	期別	種痘並檢診場所
四月八日	四月十五日	宇品高等小學校通學區域	二期	宇品尋常高等小學校
四月九日	四月十六日	比治山尋常高等小學校	同	比治山尋常高等小學校
四月十日	四月十七日	草津尋常高等小學校	同	草津尋常高等小學校
四月十一日	四月十八日	竹屋尋常高等小學校	同	竹屋尋常高等小學校
四月十二日	四月十九日	古田尋常高等小學校	同	古田尋常高等小學校
四月十三日	四月二十日	袋町尋常高等小學校	同	袋町尋常高等小學校
四月十四日	四月二十一日	已斐尋常高等小學校	同	已斐尋常高等小學校
四月十五日	四月二十二日	中島尋常高等小學校	同	中島尋常高等小學校
四月十六日	四月二十三日	福島尋常高等小學校	同	福島尋常高等小學校
四月十七日	四月二十四日	觀音尋常高等小學校	同	觀音尋常高等小學校
四月十八日	四月二十五日	江波尋常高等小學校	同	江波尋常高等小學校
四月十九日	四月二十六日	青崎尋常高等小學校	同	青崎尋常高等小學校
四月二十日	四月二十七日	矢賀尋常高等小學校	同	矢賀尋常高等小學校
四月二十一日	四月二十八日	大河尋常高等小學校	同	大河尋常高等小學校
四月二十二日	四月二十九日	楠那尋常高等小學校	同	楠那尋常高等小學校
四月二十三日	四月三十日	仁保尋常高等小學校	同	仁保尋常高等小學校
四月二十四日	四月三十一日	似島尋常高等小學校	同	似島尋常高等小學校
四月二十五日	五月一日	白鳥尋常高等小學校	同	白鳥尋常高等小學校
四月二十六日	五月二日	職町尋常高等小學校	同	職町尋常高等小學校

●廣島市告示第三二號  
廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十四年度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ  
但シ本豫算ハ即日執行ス  
昭和十五年三月十八日  
廣島市長 藤田若水

歳入	金額
昭和十四年度廣島市歳入出豫算追加	金貳萬圓
第八款 國庫補助金	金貳萬圓
第一項 國庫補助金	金貳萬圓
第十三款 繰越金	金百壹圓
第一項 前年度繰越金	金百壹圓
第十四款 市債	金貳萬圓
第一項 市債	金貳萬圓
歳入合計金四萬百壹圓	金四萬百壹圓
歳出臨時部	金壹圓
第十三款 公債	金壹圓
第二項 利子	金壹圓
第十四款 木造建築物防火改修事業助成費本年度支出額	金四萬百圓
第一項 事務費	金百圓
第二項 防火改修事業助成費	金四萬圓



臨時部計金四萬百壹圓  
歲入合計金四萬百壹圓  
歲入出差引殘金ナシ

●廣島市告示第三三號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十四年度廣島市歲入出豫算追加ノ要領左ノ如シ  
但シ本豫算ハ即日執行ス

昭和十五年三月十八日 廣島市長 藤 田 若 水

●廣島市告示第三四號

- 第九款 縣 補助金 金千五百拾圓
- 第二項 青年學校費補助 金千五百拾圓
- 第十三款 繰 越 金 金千六百拾貳圓
- 第一項 前年度繰越金 金千六百拾貳圓
- 歲入合計金貳千參百拾貳圓
- 歲入出差引殘金ナシ

●廣島市告示第三五號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十四年度廣島市歲入出豫算追加ノ要領左ノ如シ  
但シ本豫算ハ即日執行ス

昭和十五年三月十八日 廣島市長 藤 田 若 水

- 第二款 使用材料及手数料 金千參百九拾四圓
- 第一項 使 用 料 金千參百九拾四圓
- 第十三款 繰 越 金 金七百五拾貳圓
- 第一項 前年度繰越金 金七百五拾貳圓
- 歲入合計金貳千四百拾六圓

●廣島市告示第三六號

- 第二十一款 船入病院費 金貳千四百拾六圓
- 第一項 雜 給 金貳百六拾四圓
- 第二項 需 用 費 金千八百八拾貳圓
- 經常部計金貳千四百拾六圓
- 歲入合計金貳千四百拾六圓
- 歲入出差引殘金ナシ

●廣島市告示第三七號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十四年度廣島市歲入出豫算中更正ノ要領左ノ如シ  
昭和十五年三月十八日 廣島市長 藤 田 若 水

- 第十三款 繰 越 金 金貳百八拾參萬七千參百參圓
- 第一項 前年度繰越金 金貳百八拾參萬七千參百參圓
- 第十四款 市 債 金百五拾五萬四千參百圓
- 第十四款 市 債 (減 貳拾萬九千圓)
- 第一項 市 債 金百五拾五萬四千參百圓
- 歲入合計金九百參拾貳萬六千四百拾七圓
- 歲入出差引殘金ナシ

●廣島市告示第三八號

道路工事受益者負擔規程ニ依リ受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事名及工事施行箇所  
等左ノ通り定ム

- 昭十五年三月二十日 廣島市長 藤 田 若 水
- 一、受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事名及工事施行箇所  
路面改良鋪裝工事
- 三條本町一丁目八三〇番地ノ五地先ヨリ打越町一〇四番地ノ一地先ニ至ル間及  
横川町三丁目八八二番地ノ二地先ヨリ同町一〇七番地ノ一地先ニ至ル間及  
鋪裝工事維持上必要ナル區間
- 二、工事着手年月日

臨時部計金四萬百壹圓  
歲入合計金四萬百壹圓  
歲入出差引殘金ナシ

●廣島市告示第三三號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十四年度廣島市歲入出豫算追加ノ要領左ノ如シ  
但シ本豫算ハ即日執行ス

昭和十五年三月十八日 廣島市長 藤 田 若 水

●廣島市告示第三四號

- 第九款 縣 補助金 金千五百拾圓
- 第二項 青年學校費補助 金千五百拾圓
- 第十三款 繰 越 金 金千六百拾貳圓
- 第一項 前年度繰越金 金千六百拾貳圓
- 歲入合計金貳千參百拾貳圓
- 歲入出差引殘金ナシ

●廣島市告示第三五號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十四年度廣島市歲入出豫算追加ノ要領左ノ如シ  
但シ本豫算ハ即日執行ス

昭和十五年三月十八日 廣島市長 藤 田 若 水

- 第二款 使用材料及手数料 金千參百九拾四圓
- 第一項 使 用 料 金千參百九拾四圓
- 第十三款 繰 越 金 金七百五拾貳圓
- 第一項 前年度繰越金 金七百五拾貳圓
- 歲入合計金貳千四百拾六圓

●廣島市告示第三六號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十四年度廣島市歲入出豫算追加ノ要領左ノ如シ  
但シ本豫算ハ即日執行ス

昭和十五年三月十八日 廣島市長 藤 田 若 水

- 第十三款 繰 越 金 金六萬五千圓
- 第一項 前年度繰越金 金六萬五千圓
- 歲入合計金六萬五千圓
- 歲入出差引殘金ナシ

●廣島市告示第三七號

左記ノ者本日廣島市會議長ヲ辭任セリ

昭和十五年三月二十日 廣島市長 藤 田 若 水  
市會議長 廣島市會議員 森 保 祐 昌

●廣島市告示第三八號

廣島市會ニ於テ市會議長選舉ヲ行ヒタルニ左ノ通り當選セリ

昭和十五年三月二十日 廣島市長 藤 田 若 水  
市會議長當選 廣島市會議員 安 井 藤 造

●廣島市告示第三九號

廣島市有給吏員定員規程中改正ノ件  
廣島市會ノ議決ヲ經昭和十六年四月廣島市告示甲第二十九號廣島市有給吏員定員規  
程中左ノ通り改正ス

昭和十五年三月三十日 廣島市長 藤 田 若 水

●廣島市告示第四〇號

廣島市尿尿汲取手数料條例施行細則中改正ノ件  
廣島市尿尿汲取手数料條例施行細則中左ノ通り改正ス

昭和十五年三月三十日 廣島市長 藤 田 若 水

●廣島市告示第四一號

本細則ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
從前ノ規定ニ依リ尿尿汲取券ヲ所持スル者ニ對シテハ本細則ノ汲取料金ニ換算シ  
新尿尿汲取券ト引換ヲ爲ス

歲出合計金九千貳百貳拾參圓  
歲入出差引殘金ナシ

●廣島市告示第四三號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十五年廣島市歲入出豫算ノ要領左ノ如シ詳細ハ市役所ニ就キ閱覽アルベシ  
但シ本豫算ハ四月一日ヨリ執行ス  
昭和十五年三月三十日

廣島市長 藤田若水

昭和十五年廣島市歲入出豫算

第一款 財產ヨリ生ズル收入	金九萬千貳百四拾壹圓
第一項 普通基本財産收入	金百九拾七圓
第二項 教育基本財産收入	金貳百九拾圓
第三項 衛生基本財産收入	金五拾九圓
第四項 救助基本財産收入	金七百七拾八圓
第五項 罹災救助基金收入	金貳千八百八拾貳圓
第六項 公立尋常小學校基本財産收入	金貳百七拾圓
第七項 公園改良資金收入	金參百貳拾五圓
第八項 圖書館資金收入	金千六百五拾圓
第九項 博覽會共進會開催資金收入	金貳百貳拾圓
第十項 貸地料	金壹萬九百八拾貳圓
第十一項 貸家料	金七萬四千貳百八拾八圓
第十二款 使用料及手数料	金百貳拾七萬參千五百五拾參圓
第一項 使用料	金百拾六萬六千九百五拾八圓
第二項 手数料	金拾萬六千五百九拾五圓
第三款 給水工事費收入	金拾壹萬參千七百六拾參圓
第四款 國庫下渡金	金拾八萬七千八百六拾六圓
第一項 義務教育費下渡金	金拾七萬九千七百四圓
第二項 短期現役兵下渡金	金千八拾貳圓
第五款 臨時地方財政補給金	金七萬六千四百九圓
第一項 臨時地方財政補給金	金七萬六千四百九圓

第六款 交付金	金貳拾四萬四千七百九圓
第一項 國稅徵收交付金	金拾參萬貳千六百八拾五圓
第二項 縣稅徵收交付金	金拾萬貳千七百九拾四圓
第三項 鑑札取扱交付金	金貳百貳拾九圓
第四項 縣收入證紙賣捌交付金	金六百參拾六圓
第五項 兒童就學獎勵交付金	金參千參百五拾四圓
第六項 國有林野所在市町村交付金	金貳拾九圓
第七項 國勢調査交付金	金參千四百八拾貳圓
第八項 勞務動態調査員交付金	金千五百圓
第七款 報償金	金貳萬八千五百拾圓
第一項 報償金	金貳萬八千五百拾圓
第八款 國庫補助金	金拾貳萬七千四百參拾壹圓
第一項 國庫補助金	金拾貳萬七千四百參拾壹圓
第九款 縣補助金	金五萬四千五百圓
第一項 傳染病豫防費補助	金壹萬六百四拾七圓
第二項 青年學校費補助	金四千九百圓
第三項 統計調査費補助	金四百參拾六圓
第四項 救護費補助	金五拾五圓
第五項 融和事業委員會費補助	金四千六百拾貳圓
第六項 保養院費補助	金四拾四圓
第七項 米生產統計調査費補助	金壹萬貳千四百拾貳圓
第八項 地區整理事業費補助	金千圓
第九項 圖書館費補助	金參百貳拾圓
第十項 トラホーム治療費補助	金五千九百四拾八圓
第十一項 母子保護費補助	金五拾五圓
第十二項 農地委員會費補助	金參拾圓
第十三項 獻穀諸費補助	金五拾圓
第十四項 經濟更正委員會費補助	金五拾圓
第十款 寄附金	金貳百壹圓
第一項 寄附金	金貳百壹圓
第十一款 財產賣拂代	金拾參萬貳千五百六拾貳圓
第一項 財產賣拂代	金拾參萬貳千五百六拾貳圓

第十二款 收入	金拾貳萬參百八拾九圓
第一項 繰替金戻入	金貳萬九千貳百貳拾圓
第二項 繰越金	金九萬千六百六拾九圓
第十三款 繰越金	金貳拾九萬貳百六拾參圓
第一項 前年度繰越金	金貳拾九萬貳百六拾參圓
第十四款 市債	金百貳拾四萬八百圓
第一項 市債	金百貳拾四萬八百圓
第十五款 市稅	金參百拾四萬七千五百四拾七圓
第一項 地租附加稅	金九百八拾七圓
第二項 特別地稅附加稅	金九拾參萬八千八百圓
第三項 營業收益稅附加稅	金九拾九萬九千九百四拾七圓
第四項 所得稅附加稅	金貳拾九萬九千九百四拾七圓
第五項 取引所營業稅附加稅	金參千八百五拾六圓
第六項 家屋稅附加稅	金百七萬貳千六百拾四圓
第七項 營業稅附加稅	金參萬七千五百七拾五圓
第八項 雜種稅附加稅	金四拾六萬五千四百參拾參圓
第九項 特別稅戶別稅	金四千九百七拾壹圓
第十項 特別稅所得稅	金九萬九千八百八拾四圓
第十一項 特別稅段別割	金千八百八拾五圓
第十六款 負擔金	金八千參百六拾圓
第一項 受益者負擔金	金八千參百六拾圓
歲入合計金七百拾參萬六百六拾九圓	
歲出經常部	
第一款 神社費	金貳千貳拾參圓
第一項 神饌幣帛料	金四百九拾四圓
第二項 供進金	金千貳百拾圓
第三款 需用費	金四百拾九圓
第一款 舊御便殿保存費	金千四百拾六圓
第一項 雜給	金百貳拾貳圓
第二款 需用費及修繕費	金千貳百九拾四圓
第一項 雜給	金四百六圓
第三款 記念建造物保存費	金六拾六圓
第一項 雜給	金六拾六圓

第二款 需用費及修繕費	金參百四拾圓
第四款 市會費	金貳萬參千九百八拾四圓
第一項 費用辨償	金壹萬參千八百圓
第二項 給料及雜給	金八千參百壹圓
第三項 需用費	金千八百八拾參圓
第五款 市參事會費	金四千五百八拾七圓
第一項 費用辨償	金四千五百圓
第二項 諸手當	金七拾貳圓
第三項 需用費	金拾五圓
第六款 役所費	金七拾九萬七千貳拾四圓
第一項 給所	金四拾參萬五千四百五拾貳圓
第二項 雜給	金貳拾七萬八千七百六拾貳圓
第三項 需用費	金七萬九千七百參拾圓
第四項 修繕費	金參千八百八拾圓
第七款 土木費	金拾五萬六千貳百七拾貳圓
第一項 道路橋梁費	金拾五萬五千八百七拾壹圓
第二項 河港諸費	金四百壹圓
第八款 小學校費	金百拾壹萬四百五拾六圓
第一項 給料	金八拾貳萬七千八百參拾五圓
第二項 雜給	金拾八萬四千九百七拾參圓
第三項 需用費	金五萬貳千五百拾參圓
第四項 學事諸費	金貳萬八千貳百四拾五圓
第五項 修繕費	金壹萬七千貳百五拾圓
第九款 夜學校費	金參千圓
第一項 給料及雜給	金貳千八百八圓
第二項 需用費	金百九拾貳圓
第十款 商業學校費	金六萬八千八百八拾貳圓
第一項 給料及雜給	金六萬貳千五百四拾六圓
第二項 需用費	金四千五百九拾六圓
第三項 修繕費	金千四拾圓
第十一款 第二商業學校費	金貳萬參千九百六拾七圓
第一項 給料及雜給	金貳萬貳千貳拾壹圓

第二項需用費	金千八百四拾六圓
第十二款 第一工業學校費	金貳萬七千九百參拾參圓
第一項給料及雜給	金貳萬五千參百六拾壹圓
第二項需用費	金貳千四百七拾貳圓
第三項修繕費	金百圓
第十三款 工業學校費	金參萬八千四百八拾七圓
第一項給料及雜給	金參萬參千四百參拾貳圓
第二項需用費	金四千九百九拾八圓
第三項修繕費	金五拾七圓
第十四款 高等女學校費	金六萬八千五百拾九圓
第一項給料及雜給	金五萬六千參百五拾四圓
第二項需用費	金參千貳百拾圓
第三項修繕費	金貳千貳百九拾五圓
第十五款 社會教育費	金五千七百四拾四圓
第一項獻費諸費	金參千圓
第二項社會教化費	金七千圓
第三項體育指導費	金貳千四百拾參圓
第四項選舉肅正費	金七千圓
第五項 山陽文德殿管理費	金貳千四百拾參圓
第十六款 青年學校費	金七萬參千六百貳拾八圓
第一項青年學校費	金六萬八千九百九圓
第二項 女子青年學校費	金五千五百拾九圓
第十七款 圖書館費	金壹萬七千貳百五圓
第一項給料及雜給	金壹萬貳千參百參拾九圓
第二項需用費	金四千六百六拾六圓
第三項修繕費	金貳百圓
第十八款 水道費	金參拾六萬貳千貳百六拾參圓
第一項雜給	金七萬四千九百九拾壹圓
第二項需用費	金壹萬貳千參百六拾六圓
第三項作業費	金貳拾六萬七千九百九拾七圓
第四項維持管理費	金七千七百九圓
第十九款 傳染病豫防費	金壹萬參千貳百六拾參圓

第一項雜給	金九千六百拾壹圓
第二項需用費	金參千六百五拾貳圓
第二十款 トラホーム豫防費	金千貳百八拾參圓
第一項 船入病院費	金參萬五千八百參拾貳圓
第二項需用費	金壹萬貳千參百七拾參圓
第三項修繕費	金壹萬八千參百五拾四圓
第三項修繕費	金五千五百五圓
第二十二款 畑賀病院費	金五萬九千九百九拾壹圓
第一項雜給	金壹萬五千百拾參圓
第二項需用費	金參萬六千參百參圓
第三項修繕費	金五百七拾五圓
第二十三款 花柳病診療所費	金九千六百七拾壹圓
第一項雜給	金貳千四百拾壹圓
第二項需用費	金七千四百參拾圓
第三項修繕費	金百圓
第二十四款 衛生試驗所	金參千五百四圓
第一項雜給	金千貳百八拾六圓
第二項需用費	金貳千八百八拾貳圓
第三項修繕費	金參拾六圓
第二十五款 衛生諸費	金貳千四百參拾七圓
第一項衛生諸費	金貳千四百參拾七圓
第二十六款 塵芥處理費	金拾萬八百參拾六圓
第一項蒐集費	金九萬九千貳百貳拾七圓
第二項燒却場費	金千六百九圓
第二十七款 下水掃除費	金參萬六千六百貳拾圓
第一項雜給	金千四百貳拾四圓
第二項需用費	金七萬八千四百八拾八圓
第二十八款 尿管處理費	金六萬參千參百參拾七圓
第一項汲取諸費	金八百參拾九圓
第二項處理場費	金八百參拾九圓
第三項船舶輸送諸費	金壹萬四千參百拾貳圓

第二十九款 火葬場及墓地費	金九拾參圓
第一項管理費	金九拾參圓
第三十款 下水道費	金參萬八千貳百貳拾七圓
第一項雜給	金壹萬四千貳百參圓
第二項需用費	金八千六百貳拾壹圓
第三項修繕費	金六千參百九拾圓
第四項用惡水路費	金七千七百拾五圓
第五項公設枝管費	金千八百九拾八圓
第三十一款 灌溉所費	金參千九百拾八圓
第一項雜給	金貳千百參拾壹圓
第二項需用費	金千參百八拾五圓
第三項修繕費	金四百貳圓
第三十二款 警防費	金拾貳萬八千八百拾九圓
第一項給料	金四萬九千貳百六圓
第二項雜給	金貳萬八千八百五拾八圓
第三項需用費	金參萬參千九百拾貳圓
第四項修繕費	金參百四拾參圓
第五項防空委員會費	金五百圓
第六項防空訓練費	金九千圓
第三十三款 產業諸費	金四萬六千四百八拾四圓
第一項商工諸費	金壹萬七百拾圓
第二項貿易振興費	金貳萬貳千七百八拾貳圓
第三項殖産諸費	金九千參百參圓
第四項度量衡諸費	金貳千貳百八拾壹圓
第五項農地委員會費	金九百拾四圓
第六項軍用保護馬諸費	金千參拾四圓
第三十四款 宇品棧橋費	金八千五百拾九圓
第一項雜給	金四千七百拾四圓
第二項需用費	金千參百七拾七圓
第三項修繕費	金貳千四百貳拾八圓
第三十五款 屠場費	金貳萬參千七百四拾八圓
第一項雜給	金壹萬五千貳百貳圓

第二項需用費	金參千貳百七拾圓
第三項修繕費	金五千貳百七拾六圓
第三十六款 家畜市場費	金九千四百五拾貳圓
第一項雜給	金八千參百拾六圓
第二項需用費	金千貳拾八圓
第三項修繕費	金百八圓
第三十七款 公設市場費	金千四拾六圓
第一項雜給	金壹圓
第二項需用費	金八百六拾五圓
第三項修繕費	金百八拾圓
第三十八款 共同荷揚場費	金七百五拾五圓
第一項需用費及修繕費	金七百五拾五圓
第三十九款 機械工訓育所費	金參萬五千八百貳拾壹圓
第一項給料及雜給	金貳萬參千六百拾圓
第二項需用費	金壹萬九千九百六拾壹圓
第三項修繕費	金七百圓
第四十款 工業指導所費	金貳萬八千八百八拾壹圓
第一項給料及雜給	金貳萬千六百六拾六圓
第二項需用費	金六千參百拾五圓
第三項修繕費	金七百圓
第四十一款 統計諸費	金八千四拾八圓
第一項統計調查費	金千九百六圓
第二項米生産調查費	金千八拾貳圓
第三項資源調查費	金千六百四拾八圓
第四項商工業調查費	金參千四百拾貳圓
第四十二款 社會事業費	金拾五萬四千六百七拾八圓
第一項救護費	金五萬七千五百五拾圓
第二項市營住宅管理費	金貳千拾圓
第三項隣保館費	金五千九百七拾九圓
第四項診療所費	金七千貳百參圓
第五項託兒所費	金貳萬九千六百九拾壹圓
第六項保養院費	金貳萬五百貳拾參圓

第七項 公營住宅管理費	金五千四百參拾五圓
第八項 母子保護費	金貳萬參千七百九拾五圓
第九項 罹災救助費	金貳千八百八拾貳圓
第十項 社會事業諸費	金參百拾圓
第四十三款 公會堂費	金貳千五百拾四圓
第一項 雜用	金貳拾四圓
第二項 需用	金六百五拾五圓
第三項 修繕	金千參百七拾五圓
第四十四款 公園費	金五千五百五拾貳圓
第一項 雜給	金參千六拾圓
第二項 需用費及修繕費	金貳千四百九拾貳圓
第四十五款 町總代區諸費	金壹萬六千五百四拾四圓
第一項 町總代區諸費	金壹萬六千五百四拾四圓
第四十六款 選舉人名簿調製費	金六千九百六拾圓
第一項 選舉人名簿調製費	金六千九百六拾圓
第四十七款 諸稅及負擔	金千五百拾圓
第一項 諸稅	金千九拾圓
第二項 負擔	金六拾圓
第四十八款 財產費	金千九百圓
第一項 管理費	金千九百圓
第四十九款 基本財產造成費	金千貳百四拾五圓
第一項 基本財產造成費	金千貳百四拾五圓
第五十款 公金取扱費	金壹萬貳千五拾貳圓
第一項 公金取扱費	金壹萬貳千五拾貳圓
第五十一款 雜支	金四萬四千六百九拾壹圓
第一項 滯納處分費	金千參百圓
第二項 過年度支出	金九千五百參拾四圓
第三項 繰替金	金貳萬九千貳百貳拾圓
第四項 縣收入證紙取扱手数料	金六百參拾六圓
第五項 雜備出	金四千壹圓
第五十二款 雜備費	金參萬壹圓
第一項 雜備費	金參萬壹圓

經營部計金參百七拾壹萬四千四百九拾九圓	
臨時部	
第一款 役所費	金六萬八千貳百四拾九圓
第一項 軍隊設營事務費	金八百八拾六圓
第二項 產業調查費	金五百五拾壹圓
第三項 保健事業調查費	金五百五拾壹圓
第四項 公用地占用調查費	金千七百五圓
第五項 家計調查費	金千貳拾五圓
第六項 生計費指數資料調查費	金千九百五拾四圓
第七項 家賃貸價格調查費	金五千七百貳拾圓
第八項 企劃調查費	金貳萬七千九百五拾圓
第九項 工業港調查費	金壹萬八千五百貳拾四圓
第十項 勞務動態調查費	金四千貳百拾五圓
第十一項 衆議院議員選舉準備費	金貳千貳百四拾圓
第十二項 市會議員選舉準備費	金參千七百貳拾八圓
第二款 區劃整理調查及助成費	金六千百拾圓
第一項 區劃整理調查及助成費	金六千百拾圓
第三款 土木費	金拾壹萬五千壹圓
第一項 土木費	金拾壹萬五千壹圓
第四款 教育費	金拾萬貳千貳百九拾貳圓
第一項 小學校費	金拾萬貳百八圓
第二項 青年學校費	金五百八拾九圓
第三項 工業學校費	金千四百九拾五圓
第五款 水道費	金參萬七千五百六拾參圓
第一項 水道費	金七萬五千圓
第六款 下水道費	金七萬五千圓
第一項 下水道費	金七萬五千圓
第七款 傳染病豫防費	金壹萬四千六百拾八圓
第一項 傳染病豫防費	金壹萬四千六百拾八圓
第八款 尿尿處理費	金千圓
第一項 尿尿處理費	金千圓

第九款 船入病院費	金千八百八拾參圓
第一項 船入病院費	金千八百八拾參圓
第十款 塵芥處理費	金壹萬參千四百四拾九圓
第一項 塵芥處理費	金壹萬參千四百四拾九圓
第十一款 警防費	金五萬五千八百五圓
第一項 警防費	金五萬五千八百五圓
第十二款 產業諸費	金六萬五千四百拾參圓
第一項 商工諸費	金參萬貳千七百拾六圓
第二項 殖産諸費	金壹萬貳千圓
第三項 經濟更生委員會費	金四百四拾五圓
第四項 臨時統制經濟諸費	金壹萬五千參百八拾貳圓
第十三款 屠場費	金貳千九百七拾七圓
第一項 屠場費	金貳千九百七拾七圓
第十四款 國勢調查費	金貳萬貳千四百圓
第一項 國勢調查費	金貳萬貳千四百圓
第十五款 社會事業費	金千五百參拾五圓
第一項 託兒所費	金八百六拾七圓
第二項 保養院費	金六百六拾八圓
第十六款 公園費	金參千圓
第一項 公園費	金參千圓
第十七款 積立金	金五百四拾五圓
第一項 積立金	金五百四拾五圓
第十八款 訴訟費	金壹圓
第一項 訴訟費	金壹圓
第十九款 財產費	金七萬九千九百五拾七圓
第一項 財產費	金七萬九千九百五拾七圓
第二十款 負擔金	金五萬參千參百四圓
第一項 負擔金	金五萬參千參百四圓
第二十一款 公債費	金百拾萬五千四百六拾壹圓
第一項 公債費	金百拾萬五千四百六拾壹圓
第二十二款 繰入金	金參千九拾八圓
第一項 繰入金	金參千九拾八圓

第廿三款 支那事變諸費	金拾九萬四千四百五拾六圓
第一項 支那事變諸費	金拾九萬四千四百五拾六圓
第廿四款 臨時手當	金九萬四千參百七拾壹圓
第一項 臨時手當	金九萬四千參百七拾壹圓
第廿五款 雜支	金八百四拾五圓
第一項 雜支	金八百四拾五圓
第廿六款 補助費	金六萬七千九百貳拾圓
第一項 補助費	金六萬七千九百貳拾圓
第廿七款 寄附費	金六萬七千九百貳拾圓
第一項 寄附費	金六萬七千九百貳拾圓
第廿八款 教育費本年度支出額	金四拾壹萬六千六百九拾五圓
第一項 教育費本年度支出額	金四拾壹萬六千六百九拾五圓
第廿九款 第一工業學校建設費	金壹圓
第一項 第一工業學校建設費	金壹圓
第三十款 都市計畫事業路線鐵管	金貳拾六萬九千八百參拾參圓
第一項 都市計畫事業路線鐵管	金貳拾六萬九千八百參拾參圓
第三十一款 布設費本年度支出額	金九萬貳千九百八拾九圓
第一項 布設費本年度支出額	金九萬貳千九百八拾九圓
第三十二款 鐵管布設費	金九萬貳千九百八拾九圓
第一項 鐵管布設費	金九萬貳千九百八拾九圓
第三十三款 火葬場建設費	金壹圓
第一項 火葬場建設費	金壹圓
第三十四款 火葬場建設費	金壹圓
第一項 火葬場建設費	金壹圓
第三十五款 烟病醫院費	金拾萬四千五百貳拾圓
第一項 烟病醫院費	金拾萬四千五百貳拾圓
第三十六款 烟病醫院費	金拾萬四千五百貳拾圓
第一項 烟病醫院費	金拾萬四千五百貳拾圓
第三十七款 市民健康管理所費	金貳拾貳萬九千六百八拾四圓
第一項 市民健康管理所費	金貳拾貳萬九千六百八拾四圓
第三十八款 市民健康管理所費	金貳拾貳萬九千六百八拾四圓
第一項 市民健康管理所費	金貳拾貳萬九千六百八拾四圓
第三十九款 河岸整理工事費	金拾參萬貳千五百六拾圓
第一項 河岸整理工事費	金拾參萬貳千五百六拾圓
第四十款 河岸整理工事費	金拾參萬貳千五百六拾圓
第一項 河岸整理工事費	金拾參萬貳千五百六拾圓
臨時部計金參百四拾壹萬五千六百七拾圓	
歲出合計金七百拾參萬六千六百九拾九圓	
歲入出差引殘金ナシ	

●廣島市告示第四四號  
廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十五年度廣島市特別會計都市計畫事業庚午町附近土地區劃整理地區事業費歲入出豫算ノ要領左ノ如シ

但シ本豫算ハ四月一日ヨリ執行ス  
昭和十五年三月三十日

廣島市長 藤田若水

昭和十五年度廣島市特別會計都市計畫事業庚午町附近土地區劃整理地區事業費歳入出豫算

第一款 區劃整理施行費收入	金拾八萬七千九百五拾九圓
第二款 換地清算交付金	金拾八萬七千九百五拾九圓
第三款 雜收 入	金參萬圓
第四款 前年度繰越金	金百圓
歳入合計金貳拾壹萬八千六拾圓	金壹圓
第一款 區劃整理事業費	金八千貳百貳圓
第二款 換地清算交付金	金七千貳百貳圓
第三款 公債 費	金千圓
第四款 雜支 出	金參萬圓
第五款 雜備 費	金參萬圓
歳出合計金貳拾壹萬八千六拾圓	金參萬圓
歳入出差引殘金ナシ	金四百八圓

●廣島市告示甲第四五號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十五年度廣島市特別會計公益質屋費歳入出豫算ノ要領左ノ如シ

但シ本豫算ハ四月一日ヨリ執行ス  
昭和十五年三月三十日

廣島市長 藤田若水

昭和十五年度廣島市特別會計公益質屋費歳入出豫算

第一款 財產ヨリ生ズル收入	金四百四拾圓
第二款 預金 利息	金四百四拾圓
第三款 貸付金ヨリ生ズル收入	金五千九百七拾圓
第四款 流質物賣却處分殘餘金	金百四拾圓
第五款 雜收 入	金百四拾圓
第六款 貸付金戻入	金八萬五千六百圓
第七款 繰越 入 金	金貳萬四千四百圓
歳入合計金拾壹萬六千七百六拾圓	金參千九拾八圓
第一款 事務 費	金壹圓
第二款 給料及雜給	金四千參百六拾六圓
第三款 需用 費	金參千六百拾九圓
第四款 修繕 費	金六百四拾七圓
第五款 貸付 金	金百圓
第六款 流質物賣却處分殘餘交付金	金拾萬七千圓
第七款 流質物賣却處分殘餘交付金	金拾萬七千圓
第八款 雜支 出	金拾萬七千圓
第九款 雜支 出	金百四拾圓
第十款 雜支 出	金百四拾圓
歳出合計金拾壹萬六千七百六拾圓	金參拾圓
歳入出差引殘金ナシ	金參拾圓

●廣島市告示甲第四八號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十五年度廣島市特別會計公園敷地買收資金歳入出豫算ノ要領左ノ如シ

但シ本豫算ハ四月一日ヨリ執行ス  
昭和十五年三月三十日

廣島市長 藤田若水

昭和十五年度廣島市特別會計獎學資金歳入出豫算

第一款 資金ヨリ生ズル收入	金五百貳拾四圓
第二款 香川獎學資金收入	金參百四拾圓
第三款 坂本獎學資金收入	金百五拾壹圓
第四款 小左古獎學資金收入	金參拾參圓
歳入合計金五百貳拾四圓	金參拾參圓
第一款 獎學 費	金五百貳拾四圓
第二款 香川獎學費	金參百四拾圓
第三款 坂本獎學費	金百五拾壹圓
第四款 小左古獎學費	金參拾參圓
歳出合計金五百貳拾四圓	金參拾參圓
歳入出差引殘金アレバ各其ノ資金ニ組入ルルモノトス	

●廣島市告示甲第四六號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十五年度廣島市特別會計獎學資金歳入出豫算ノ要領左ノ如シ

第一款 獎學 費	金五百貳拾四圓
第二款 香川獎學費	金參百四拾圓
第三款 坂本獎學費	金百五拾壹圓
第四款 小左古獎學費	金參拾參圓
歳出合計金五百貳拾四圓	金參拾參圓
歳入出差引殘金アレバ各其ノ資金ニ組入ルルモノトス	

●廣島市告示甲第四八號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十五年度廣島市特別會計公園敷地買收資金歳入出豫算ノ要領左ノ如シ

第一款 資金	金七千參百七拾四圓
第二款 寄附 金	金七千參百七拾四圓
第三款 雜收 入	金七千參百七拾四圓
歳入合計金七千參百七拾四圓	金七千參百七拾四圓
第一款 寄附 金	金五千圓
第二款 雜收 入	金五千圓
第三款 雜收 入	金貳千參百七拾四圓
歳入合計金七千參百七拾四圓	金貳千參百七拾四圓
第一款 資金ヨリ繰入	金七千圓
第二款 資金ヨリ繰入	金七千圓
第三款 資金ヨリ生ズル收入	金千五百拾五圓
第四款 資金ヨリ生ズル收入	金千五百拾五圓
歳入合計金八千五百拾五圓	金千五百拾五圓



第五款 水道擴張調査費  
 第二項 水道擴張調査費 金參千四百參拾九圓  
 第一款 警防費 金壹萬六千六百參拾壹圓  
 第一項 警防費 金壹萬六千六百參拾壹圓  
 第七款 寄附費 金六拾八萬五千八百拾五圓  
 第一項 寄附費 金六拾八萬五千八百拾五圓  
 第四十一款 火葬場及墓地費 金參千九百五拾五圓  
 第一項 火葬場及墓地費 金參千九百五拾五圓  
 臨時部計金七拾萬九千八百四拾圓  
 歲出合計金七拾萬九千八百七拾圓  
 歲入出差引殘金ナシ

●廣島市告示第五四號  
 廣島市參事會ノ議決ヲ經タル昭和十五年廣島市歲入出豫算追加ノ要領左ノ如シ  
 但シ本豫算ハ四月一日ヨリ執行ス  
 昭和十五年三月三十日  
 廣島市長 藤田若水

昭十五年廣島市歲入出豫算追加  
 第八款 國庫補助金 金四千八百六拾八圓  
 第一項 國庫補助金 金四千八百六拾八圓  
 第十款 寄附金 金五萬九千八百拾五圓  
 第一項 寄附金 金五萬九千八百拾五圓  
 第十二款 雜收入 金七百壹圓  
 第一項 雜收入 金七百壹圓  
 第十三款 繰越金 金百參拾四萬九千九百參拾圓  
 第一項 前年度繰越金 金百參拾四萬九千九百參拾圓  
 歲入合計金百四拾壹萬四千五百八拾四圓  
 歲出經常部 金千六百四拾七圓  
 第六款 役所費 金千六百四拾七圓  
 第四項 修繕費 金千六百四拾七圓  
 經常部計金千六百四拾七圓  
 第四款 教育臨時部 金七拾五萬六千七百九拾四圓  
 第一項 小學校費 金六拾壹萬八千八百拾七圓

歲入合計金千四百參拾圓  
 第五款 水道臨時部 金千四百參拾圓  
 第四項 臨時送水唧筒所費 金千四百參拾圓  
 臨時部計金千四百參拾圓  
 歲出合計金千四百參拾圓  
 歲入出差引殘金ナシ

●廣島市選舉長告示第一號  
 廣島市選舉區選出廣島縣會議員梶山茂三郎死亡ニ因リ府縣制第八條第一項但書ノ規定ニ依リ當選者ヲ定ムル爲メ左ノ通り廣島市選舉區選舉會ヲ開ク  
 昭和十五年三月二十三日  
 廣島縣會議員廣島市選舉區選舉長 藤田若水  
 廣島市長 藤田若水

一、選舉會ノ場所 廣島市役所  
 一、選舉會開會ノ日時 昭和十五年三月二十五日午前十時ヨリ

●廣島市選舉長告示第二號  
 昭和十五年三月二十五日開會ノ廣島縣會議員廣島市選舉區選舉會ニ於ケル當選者左ノ通り定マリタリ  
 昭和十五年三月二十五日  
 廣島縣會議員廣島市選舉區選舉長 藤田若水  
 廣島市長 藤田若水

選舉區 當選者住所  
 廣島市 廣島市西天滿町四百貳拾六番地 柴田重暉

●廣島市告示乙第一號  
 廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十五年廣島市天滿町外部落有財產歲入出豫算ノ要領左ノ如シ  
 但シ本豫算ハ四月一日ヨリ執行ス  
 昭和十五年三月三十日  
 廣島市長 藤田若水

昭十五年廣島市天滿町外部落有財產歲入出豫算  
 第一款 雜收入 金千四百拾五圓  
 第一項 天滿町外七箇町貸地料 金千參百四拾九圓  
 第二項 元字品町貸地料 金四拾八圓

第三項 工業學校費 金貳萬六千貳百六拾圓  
 第四項 高等女學校費 金五萬九千貳百八拾參圓  
 第五項 商業學校費 金五萬貳千四百貳拾四圓  
 第五款 水道費 金拾四萬五千七百七拾圓  
 第三項 水源應急施設費 金拾四萬五千七百七拾圓  
 第六款 下水道費 金七百五拾參圓  
 第一項 下水道費 金七百五拾參圓  
 第十五款 社會事業費 金壹萬圓  
 第一項 託兒所費 金壹萬圓  
 第卅五款 家畜市場費 金八萬參千七百七拾圓  
 第一項 營業繕費 金八萬參千七百七拾圓  
 第卅六款 機械工訓育所費 金貳萬六千五百七拾九圓  
 第一項 機械工訓育所費 金貳萬六千五百七拾九圓  
 第卅七款 工業指導諸費 金拾四萬四千九拾九圓  
 第一項 工業指導諸費 金拾四萬四千九拾九圓  
 第卅八款 汚物處理場費 金貳拾參萬參千參百四拾六圓  
 第一項 塵芥燒却場費 金拾八萬七千七百貳拾貳圓  
 第二項 屎尿處理場費 金五萬六千六百貳拾四圓  
 第卅九款 花柳病診療所費 金五千貳拾四圓  
 第一項 花柳病診療所費 金五千貳拾四圓  
 第四十款 太田川改修附帶工事費 金七千參百貳圓  
 第一項 太田川改修附帶工事費 金七千參百貳圓  
 臨時部計金百四拾壹萬貳千九百參拾七圓  
 歲出合計金百四拾壹萬四千五百八拾四圓  
 歲入出差引殘金ナシ

●廣島市告示甲第五五號  
 廣島市參事會ノ議決ヲ經タル昭和十五年廣島市歲入出豫算追加ノ要領左ノ如シ  
 但シ本豫算ハ四月一日ヨリ執行ス  
 昭和十五年三月三十日  
 廣島市長 藤田若水

昭十五年廣島市歲入出豫算追加  
 第十三款 繰越金 金千四百參拾圓  
 第一項 前年度繰越金 金千四百參拾圓

第三項 江波町貸地料 金拾六圓  
 第四項 古田町貸地料 金貳圓  
 歲入合計金千四百拾五圓  
 歲出 出  
 第一款 財產管理諸費 金千四百拾五圓  
 第一項 天滿町外七箇町財產管理諸費 金千參百四拾九圓  
 第二項 元字品町財產管理諸費 金四拾八圓  
 第三項 江波町財產管理諸費 金拾六圓  
 第四項 古田町財產管理諸費 金貳圓  
 歲出合計金千四百拾五圓  
 歲入出差引殘金アレバ各積立金トス

●達乙第二號  
 廣島市水道課直員心得中改正ノ件  
 廣島市水道課直員心得中左ノ通り改ム  
 昭和十五年一月二十五日  
 廣島市長 藤田若水

標題中「水道課直員心得」ヲ「水道部直員規程」ニ改ム  
 第一條 休日及退職後ノ事務處辨ノ爲水道部基町分室ニ當直及宿直ヲ置ク  
 第二條 直員ノ勤務事項ハ廣島市役所處務順序第八章關係事項ニ依ルノ外尙本規程ニ依ルベシ  
 第三條 直員ハ二名トシ書記、技手中月俸五拾壹圓以上ノ者ヲ甲班其レ以下ノ者及書記補、技手補、雇員ヲ乙班トシ各班（水質検査ニ從事スル者及女子職員ヲ除ク）一名宛勤務セシム  
 各班ニ一名宛在宅員ヲ置キ直員故障ノ場合勤務セシム  
 工務課技術員（機關手及水質検査ニ從事スル者ヲ除ク）中ヨリ一名ノ在宅員ヲ置キ直員ニ於テ技術上必要ト認メタル場合勤務セシム

第四條 削除  
 第五條 直員及各班在宅員ノ順序ハ平日ト休日トニ區別シ經班課ニ於テ（技術在宅員ハ工務課ニ於テ）之ヲ定メ本人ニ通知スベシ  
 第十條中「課長」ノ上ニ「部長」ヲ加ヘ「工務係當番員」ヲ「技術在宅員」ニ「經理係員」ヲ「材料取扱主任」ニ改ム  
 第十四條中「經理係員」ヲ「材料取扱主任」ニ改ム  
 第十七條中「職工工夫時間外勤務令書」ヲ「傭人時間外勤務命令書」ニ改ム  
 第十八條中「工務係」ヲ「工務課」ニ改ム

三九九





專件表 昭和十五年二月分

一 戶籍屆出	二、六九七件	本籍人 二、三六六件	非本籍人 四三一件	內無料
一 入籍通知	二二件			
一 戶籍編製	三、五五七件			
一 戶籍抹消	三、三三三件			
一 催告	一三件			
一 屆出違反通知	六六件	本籍人 七五五件	非本籍人 二二二件	
一 錯誤遺漏通知	一三件	本籍人 一三件	非本籍人 一三件	
一 抗留告	一三件			
一 寄留	一三件			
一 受理證明	一三件	手數料		
一 身分證明	一、七七七件	手數料 八、三〇〇		內無料
一 閱覽	九二〇件			
一 戶籍簿有手數料	五三三件	無手數料		手數料 八、二〇〇
一 寄留簿其他有手數料	五三三件	無手數料		手數料 元、三〇〇
一 謄抄本	八、四九九件			
一 戶籍謄抄本	七、四九二件	無手數料		手數料 一、九四二、四〇〇
一 寄留簿謄抄本	一、二五七件	無手數料		手數料 一、四四、三〇〇
一 諸屆書返戻	一三三件	有手數料 一、二五七件		
一 住復文書	二、四四四件	寄留諸屆 一三三件		手數料 一、四四、三〇〇
一 人民召喚	三三三件	照會 八〇〇件		返受理 一、三〇七件
一 印鑑證明	三、三三三件	手數料 六、〇〇〇		內無料 七三件
一 相續稅法報告	三、七七七件			

寄留事件表

昭和十五年二月計

種別	寄留事件數				他縣男	他縣女	他郡男	他郡女	總計
	寄留	轉寄	退去	抹消					
寄留	八六	四七	四二	四三	三九	一六三			
轉寄	二六	三三	二二	二二	二二	九〇			
退去	三三	一三	一三	一〇	一六	五五			
抹消	五	一	一	一	一	三			
寄留	二	一	一	一	一	三			
復歸	一	一	一	一	一	三			
轉寄	一	一	一	一	一	三			
第十一條用紙	一	一	一	一	一	三			
市內寄留	二	一	一	一	一	三			
寄留	二	一	一	一	一	三			
更正及訂正	一	一	一	一	一	三			
召喚	一	一	一	一	一	三			
照會	一	一	一	一	一	三			
回書	一	一	一	一	一	三			
屆書推問	一	一	一	一	一	三			
注意	一	一	一	一	一	三			
違犯通知	一	一	一	一	一	三			
謄抄本請求	一	一	一	一	一	三			
總計	二、二四	一、一	一、一	一、一	一、一	三、六			



號九十三百第  
刊印日四廿月五年五十和昭  
行發日五廿月年  
錢三金銀一價定  
所行發 廣島市  
所副印 廣島市  
所社 廣島市  
所地 廣島市  
地番一丁七町手大市島廣  
地番一丁七町手大市島廣

### 全國に比ひの無い 廣島市の町總代制度

三百五十年の昔に創始さる

町總代制度と常會  
最近政府の施政方針に基き、各種常會の結成とその運営が非常な勢ひを以て全国的に普及されつゝある。我が廣島市に於ても昨年より縣の達示に基いて、市内の各町に互り常會の結成とその運営をお願ひして居るが、我が廣島市には舊い歴史を有する町總代制度といふものがあつて、何も今更常會など結成する必要を認めない氣もする。然し、目下の時局に鑑み國家に順應して行く爲には我が廣島市として此の町總代制度の機構を強化し常會の名のもとに益々町民の結束を固めて行くことが最も上策であると考へられるのである。

從つて我が廣島市には事新しく常會を結成するのでなく、現在の儘で町民の總てが活動すれば良いのである。即ち町總代區を單位とする町民が町總代を中心として協力し、月番組を以て單位とする組員が評議員を中心として結束し、互に協議し、實行すれば良いのである。從來斯うした會合を行はれて居つた町に於ては、常會は事新しい問題ではないと云ふ

我が廣島市の町總代制度は舊い歴史を事になる。

### 名譽の戦死者

公報月日	戦死月日	官等級	氏名	住居
一五、五、三	一五、四、二九	輜上	松井邦男殿	段原新町三八九
一五、五、四	一五、四、二四	公病死	重信殿	南段原町七〇九
一五、五、六	一五、一、三一	戦傷死	山登博男殿	材木町二〇
一五、五、六	一五、五、一	戦病死	酒井稔春殿	猿樂町八四
一五、五、一五	一五、一、一	戦死	中本 隆殿	尾道町二〇
一五、五、一七	一五、五、一七	戦病死	河野教三殿	大手町二丁目三ノ一

有し、全國にその比を見ない程成績を擧げてゐる事は他都市の夙に認めてゐるところであるが、然らば我が廣島市の町總代制度が如何なる歴史を有し現在如何なる機構のもとに統制されてゐるかといふ事に付て、此の機會に簡単に其の沿革を述べて見たいと思ふ。

### 常會だより (一)

市内の各町で常會が如何に運営されてゐるかこれは各町に於てさまざまでも是非お知りになりたい事と思ふので此度各町に照會を發して相當数の資料を得ることが出来ました。順次掲載して皆様の御参考に供したいと思います。

#### 古田町古江組

町内戸數 二百八十三戸  
一、町内常會 常會長、總代  
1、幹部常會(毎月一回)、區常會長二十名(區長二十區△指導員七名(博士三名、佐官二名、評議員五名、其ノ他二名)  
本常會ニ於テ區常會ニ於ケル協議事項、及町ヨリノ報告事項並ニ指導法ノ研究ヲナス  
2、町民常會(年三回)、區常會ニ就テ申合事項及實行ヲ促ス一般的ノ申合  
講演ヲ開ク  
二、區常會 町内ヲ二十區ニ分ツ、二十戸ヨリ十戸ヲ以テ組織ス  
常會長 (區長)  
世話長 一名  
毎月一回毎月一日ヨリ十日迄ニ開會ス  
會ニハ必ず指導員一名參會出席ス  
區ノ會場ハ各區毎ニ回リ持チトス  
三、區婦人常會、毎月一回  
去ル十六日開會セリ、只今自發的ニ婦人(主婦)ノ常會ノ必要ヲ感ジ發會セリ、全會員十五名、常會長ヲ選舉セリ(申合實行) 1、互ニ陰口悪口セヌコト 2、興亞奉公日貯金、各人二十錢、集金貯金  
區、常、會、順、序、

鳥の區域は家中町と町家町に分たれてゐた様であるが、家中町の數は四十一箇町、町家町の數は二十二箇町ばかりでその戸數、人口などが明かになれば相當興味もあるが據るべき資料を得ることが出来ないのは遺憾である。

福島、淺野兩氏時代

毛利氏は廣島に在ること約十年、之に次いで福島正則公が慶長五年十月入封して、郡部に郡奉行、廣島に町奉行を置いて政刑を掌握せしめ、又廣島を數區に分けて町民中より選んだ大年寄役を置いて毛利氏時代の町人頭を替へ町政に當らしめた。其の後約二十年、元和五年八月淺野長晟公が福島氏に代つて入城し、先づ廣島を東西に分け各々に町奉行を置き、更に廣島の區域を五組に區分し各組に大年寄を一人宛設け市内で資産あり名望ある者を選抜して町政に參與せしめたのである。

明治初年の大變革

この五組の制度は淺野氏時代十二世二百五十年の永きに亘り繼續實施され非常に良い成績を擧げて来たのであるが、明治維新を迎へるに及び、明治二年全國の版籍は悉く朝廷に歸せられることになり、藩主の淺野氏が廣島藩知事に任ぜられると同時に従前の町奉行も廢止せられ、これに伴つて廣島町中の五組の制度も廢せられて今度は廣島を東西の二組に改め、その組に用場といふものを一箇所宛構へて毎月大年寄一人、町年寄四五人、組頭六七人宛交代で出勤して町に關する一切の事件を協議して来たのである。

次に明治五年一月伊達權令の達に基き新しく大小の組合を結成することになつたので自然二組の制度は廢止せられることになつた。

大小の組合といふのは凡そ十戸を以て小組をつくり、之を合せて一町毎に大組を設けたのであるが、大組には入札に依つて總代一人を選び出し、小組には一人宛月番を定めて各町内全般の事を取扱はしめたのである。大小の組合の制度は中途で多少の變遷があつたが約十年の間實施せられ明治十四年十二月に廢止となつた。

日清戦役と町總代

大小の組合制度が廢止されても各町で自發的に町總代又は町の世話役といふ者を置いて氏神社に對する奉納金の取集め等を初めとし町内日清戦役の世話をして来たのであつたが偶々日清戦役が勃發するや市より各町に對し通達する事項が非常に多くなり、市と町との連繫を密にする必要に迫られたので明治二十八年十二月、その頃町の事を執筆してある人々を調査し名簿を調製したのが我が廣島市に於ける町總代事務の初めである。

町總代名簿を調製した當時の總代分區は市内百四十箇町の中、町を以て其の儘の單位としたもの百二箇町、その他は更に之を二十四區に分け同一區域内に町總代が一人以上居つた區域もあり町總代の方は全部で二百三十八人居たのである。

町總代設置の準備

斯る次第で爾來町總代方に對して市より

りの通達、又は簡易な調査報告等をお願ひして来たのであるが、其の後總代區と總代數は大部増加して大正三年三月末に於ける區數二百二十六、總代數四百六十人を算するに至つた。然し此の制度は各町の自由任意に依り組織されるものであり、總代の選任並に其の取扱事項等も區々であつたので連絡にも不便なところが多かつたので、之を統一すると共に總代の方に對し相當の待遇を致すべき事に至當と考へられ、大正八年三月當時の田部市長は市會の議決を経て、縣知事の許可を受けて町總代事務補助規程を制定公布し、其の補助規程に基き市參事會の議決を経た町總代設置準備を公布して四月一日から之を施行したのである。

その後大正十年九月、大正十三年八月、昭和四年四月、昭和十二年十月の四回に互つてこれを改正して現在に及んだのであるが、大正八年四月町總代制度の整備に着手してより將に二十年、現在は町總代の設置されてゐない町はなく、又一、二の區を除いては總て市の準則に依つて町總代を設置されるに至つた。現在町總代區數は二八四區、總代人數二八四四人、副總代人數四五六人、評議員數三八〇人に及んでゐる。

斯の如く整備された町總代制度は全國にその比を見ず、今次事變に際しても各種の通達事項が迅速且正確に市民一般に布令されるのには軍部當局も秘かに驚ろいてゐられた状態であり、全國都市から此の制度の研究調査の爲來應する方も相當數に上つてゐる有様であるが、これは皆町總代初め役員の方々の犠牲的活動に依るものであつて、町自體に關しては勿論のこと、市全般の行政進展上からざる貢獻を爲されつゝあることに對して深甚なる敬意を表して居る次第である。

四〇四

- 一、開會ノ辭 常會長指揮 一同靜座
  - 二、東方遙拜 靜座合掌
  - 三、默禱三秒 同
  - 四、詔書拜讀 指導員之ヲナス 同
  - 五、講話 靜座
  - 六、通達及役員會ノ報告 同
  - 七、懇談協議決議 同
  - 八、禮拜内佛或ハ神壇ニ對シ 靜座合掌
  - 九、閉會
- 古田町古江組常會狀況  
 常會發會 昭和十五年一月二十日午後七時半始メ  
 會場 古江會館  
 講師 勝亦主事  
 町内幹部常會 昭和十五年一月三十一日午後七時半始メ  
 常會長 二十名  
 指導者 總代評議員 六名  
 有志 七名
- 區常會 二月二日ヨリ毎夜一區トシ二十日マデ行ヘリ  
 總代ハ毎夜出席シテ常會ノ意義ヲ説明シ行事ヲ指導セリ  
 常會長熱心ニシテ出席者ハ病家ヲ除キ全部出席ス  
 斯クシテ三月、四月ヲ濟マシ五月會ヲ待テ、アリ
- 申合事項モ現在見ルベキモノナシト雖モ大體次ノ如ク實行シツ、アリ  
 一、時間勵行(舊弊ヲ打破ス)△二、道路清掃(各區毎二日ヲ定メテ實施)△三、神社境内ノ清掃(毎日二名國旗ヲ掲立)△四、神社ニ皇軍武運長久祈願(二名ハ境内清掃後拜殿ヲ祈願)△五、常會奉公貯金創設(常會員全部ニテ貯蓄組合ヲ結成)△六、遺家族ニ對シ勤勞奉仕衷心愉快裡ニ實行△七、婦人ノ與亞奉公日節約貯金△八、常會ニ必ズ出席、町費奉公貯金ノ持寄

告示

廣島市告示第三八號ノ一

廣島市木造建築物防火改修事業助成規程制定ノ件  
 廣島市會ノ議決ヲ經廣島市木造建築物防火改修事業助成規程左ノ通り定ム  
 昭和十五年三月二十日  
 廣島市長 藤田 若水

廣島市木造建築物防火改修事業助成規程

第一條 本市ハ市長ノ指定スル防火改修區域内ニ於ケル既存木造(鐵骨木造ヲ含ム)建築物ノ防火改修工事ヲ爲ス者ニ對シ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ本規程ノ定ムル所ニ依リ助成金ヲ交付ス

第二條 助成金ヲ受クベキ者ハ建築物所有

者又ハ市長ノ認定シタル建築物所有者ノ組織スル木造建築物防火改修ヲ目的トスル組合トス

組合ハ一街區内ノ建築物所有者ヲ以テ組織シ規約ヲ定メ市長ノ承認ヲ受クベシ其變更ヲナシタルトキ亦同ジ

建築物ノ占有者又ハ管理人ニシテ建築物所有者ト看做ス

第三條 防火改修工事ハ左ノ規程ニ依ルモノトス

一、外壁、軒、軒蛇腹、庇、戸袋等ノ類ニシテ隣地境界線又ハ道路ノ中心線ヨリノ水平距離三米(高サ四米ヲ超ユル部分ニ付テハ五米)未滿ノ位置ニ有ル部分ハ左ニ掲グルモノヲ以テ構成又ハ被覆スベシ

水平距離二米以上ノトキ

鐵網「モルタル」

塗土、漆喰等

耐火木材

石綿盤又ハ金屬板

同上ノ構成ヲ被覆ヲ以テ代フルコトヲ得

同上

既存ノ鐵網「モルタル」塗土、漆喰ノ類ニシテ厚二種未滿ノモノ及石綿盤又ハ金屬板ニシテ木部ト隔離セザルモノハ防火上特ニ必要ナリト市長コレヲ認定ムル場合ハ除外ス

隣地境界線不明ナル場合ニ於テハ相隣接スル建築物ノ對向壁間ノ中心線ヲ以テ隣地境界線ト看做ス

三、相接スル敷地内ニ存スル建築物ニシテ其建築面積ノ合計百五十平方メートル以下ノモノハ之ヲ一構ノ建築物ト看做ス

四、同一敷地内ニ在ル同一ノ使用スル

建築物ノ建築面積ノ合計六百平方メートル以上ノモノハ之ヲ一構ノ建築物ト看做ス

五、木造長屋ニシテ其建築面積百五十平方メートルヲ超ユルモノハ概ネ百五十平方メートル以内ニ地盤ヨリ屋根ニ達スル造價壁兩面塗り又ハ金屬板ヲ以テ區劃スベシ

六、左ノ各項ノ一ニ充當スルモノニ付テ

ハ前各號ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

イ、床面積四平方メートル以下ノ平家建

ロ、公園、廣場、河、海等ノ類ニ面スル建築物ノ部分

ハ、前條規程ノ防火處理ヲ施セル對向壁間ノ水平距離二米(地盤面ヨリノ高サ四米ヲ超ユル部分ニ付テハ三米)以上ニ在ル建築物ノ開口部ニシテ相對向セザル小ナル開口部ニシテ市長ノ必要ナシト認ムルモノ

ニ、擁壁、防火壁又ハ防火上有効ナル塙壁ニ面スル建築物ノ部分

ホ、防火上有効ナル袖壁ノ類ヲ設ケタル場合ニ於ケル其後方ノ建築物ノ部分

ヘ、第三條第一號ニ規定スル構造ヲ有スルモノニ依リ絶縁セラレタル建築物ノ突出部

ト、柱、桁其他大材ヲ使用スル建築物ノ部分

チ、其他市長防火上支障ナシト認ムル建築物又ハ建築物ノ部分

第四條 助成金ハ防火改修工事費ノ三分ノ二以内ニ於テ市長之ヲ査定ス

但シ一街區ニ付同時ニ改修工事ヲ爲サザル場合ニ於テハ助成金額ハ前項所定ノ助成金ノ三分ノ一以内ヲ減額ス

第五條 本規程ニ基キ助成金ヲ受ケントスル者ハ別表第一號様式ノ申請書第二號様式ノ街區現狀書、第三號様式ノ街區改修書並ニ圖面及工事明細書各三通ヲ提出スベシ

前項ノ圖面ハ左ノ各號ニ依ル

ア、附近見取圖

敷地附近ノ主要ナル道路ヲ含ム一圓ノ土地ノ狀態及方位ヲ示シタルモノ

二、配置圖 縮尺百分ノ一又ハ三百分ノ一

敷地境界線、四隣ノ道路幅員、敷地内建築物ノ大サ及配置、隣接家屋壁

面ノ位置及各距離 縮尺百分ノ一

三、各階平面圖 縮尺百分ノ一

四、斷面圖 縮尺百分ノ一

五、立面圖 縮尺百分ノ一

六、改修部分ノ詳細圖 縮尺百分ノ一

各異ナル局部ノ詳細

第六條 工事竣工シタル時ハ五日以内ニ別表第七號様式ニヨリ竣工届ヲ市長ニ提出スベシ

第七條 助成金ハ地方長官ノ竣工認定ヲ受ケタル上交付ス

第八條 助成金交付ノ決定ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ之ヲ取消スコトアルベシ

一、本規程及市長ノ指示シタル事項ニ違反シタル時

二、施工方法不適當又ハ粗悪ナリト認メタル時

四〇五

- 三、助成金決定通過後正當ナル理由ナクシテ六十日以内ニ工事着手セザル時
- 四、一定期間内ニ工事竣工ノ見込ナキ時
- 第九條 市長必要アリト認ムルトキハ隨時工事ノ検査又ハ監督ヲナシ若クハ必要ナル事項ヲ命ズルコトアルベシ
- 第十條 本規程施行ニ關シ必要ナル事項ハ市長別ニ之ヲ定ム
- 附 則  
 本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(第一號様式)  
 防火改修工事助成申請書
- |       |  |
|-------|--|
| 組合名   |  |
| 街區ノ位置 |  |



# 廣島市報

號十四百第  
創刊日四廿月六年五十和昭  
行發日五廿月六年五十和昭  
社三金部一價定  
所行廣 所行廣 所行廣  
所行廣 所行廣 所行廣  
所行廣 所行廣 所行廣  
所行廣 所行廣 所行廣  
所行廣 所行廣 所行廣  
所行廣 所行廣 所行廣

## 運疑と許さぬ 工業地帯造成

廣島工業港の修築に就て(上)  
廣島縣知事 相川勝六氏述

私は昨年九月本縣に着任致しまして以來、縣政の振興に付きましては、滿腔の努力を傾注せんことを期して居ります。隨つて縣廳内外各方面の方々から、出來得るだけ多くの意見を聞くことに努めます。又私も出來るだけ各地を視察致しまして研究工夫して居りますが、其の結果、縣勢の振興上重要な案件として施設しなければならぬ問題が多々あるやうでございます。其の中で最も喫緊なる重大案件とも申すべきものを私考へますと、先づ何と申しましても昨年襲ひ來ました大旱害の復興対策でございます。此の對策の事業も着々進行して居りますが、尙幾多爲すべき事業が残つて居

## 軍都、わが名譽にかけて一億圓

廣島工業港の問題でございます。此の問題は今から十四、五年前、慥か濱田知事の時代であつたかと思ひますが、其の頃から多數識者の間に唱道せられまして、廣島縣政史を綴りますれば、是が絶えず熱心に識者の間には問題となつて居つたのであります。縣と致しましても各方面の方々から切なるお勧めを受けまし

て、其の結果數年前に先づ此の工業港の調査をする必要があると云ふこととで、中央の港灣協會に其の調査をお願いして居つたのであります。丁度私が着任しまして間もない時に其の調査が出來上つたのであります。更に色々研究調査を致しました結果、愈々此の問題は廣島縣政振興の百年の大計として、

### 億一よめ蓄

廣島市では國家の百二十億圓、廣島縣の三億圓貯蓄運動に對應して、四十萬市民の本年貯蓄目標を『一億圓』とし、軍都大廣島の名譽にかけてこれが達成を期することとなつた全市民が協心戮力、一に貯蓄、二に貯蓄、三に貯蓄と精進され貯蓄報國完遂の實を擧げられんことを望む。

業港の問題に就てお話を申し上げたいと思ひます。

### 近代的工業の特色

御承知の通り近代工業の特色とも申すべきものは、出來るだけ其の工業經營を大規模にして、而も合理的にして、其の生産費を出來るだけ節約し、其の製品の價格を廉くすることと云ふことに努めて居るのであります。隨つて其の製品なり、或は其の製品の材料なり、さう云ふものゝ運賃、諸掛を節約すると云ふ

ことが考究されまして、自然工場は海岸地帯に之を設置する。御承知の通り物の

輸送は陸上の運賃よりも海上の運賃が遙かに安い、而も大量に之を輸送することが出来るのであります。隨つて此の海岸に工場地帯を物色する。更に海岸地帯に、例へば材料が來ましても、それを従來のやうに一旦船で陸に揚げて、さうして其の積上げたものを更に輸送機關に依つて工場に持つて行くと云ふことをすれ

ば非常に手間と費用が掛る。故に工業地帯に直ちに港灣を修築して、そこに大きな船舶を横着けして、船舶から直接に必要な材料を工場に積卸す、又工場に出来たものは直接に此の船舶に積んで行く、斯う云ふ風にすれば其の手間と費用が非常に省ける、斯う云ふことを期して出来るのが工業港であるのであります。現在御承知の通り日本には大きな工場地帯がある。例へば京濱地帯、或は大坂の方面、名古屋の方面、伊勢の四日市の方面、山口縣の宇部、北九州——斯う云ふ大きな工場地帯には悉く大きな工業港がそこに建設されて居るのであります。そこで我が廣島工業港は斯う云ふ工業地帯と見比べてどういふ特色を持つかと云ふことに就て御諒解を願ひたいと思ふのであります。

有利な廣島工業港

それは先づ第一に此の廣島工業港の有利な条件と申しますか、特色と申しますか、其の點を挙げますと、御承知の通り波が非常に静であると云ふこと——内海であります。是が第一點、其の次は土質は砂地でありまして粘土が少ない。是が非常に港の修築には工合が宜いのであります。而も最も此の廣島工業港の有利な點は工業用水が極めて豊富であることと云ふことでありませぬ。工業には澤山の水を要しますが、此の水の爲には到る處非常に苦んで居る、所に依りましては遠方から長い水路を造りまして大きな溜池、即ちダムと云ふものを造る、さうして工業用水の問題を解決する。是には巨額な資材と巨額な経費を要する、所が廣島工業港は御承知の通り太田川の事は非常に豊富でありまして、昨年の大旱魃の時でも二、三百個の水は常にある、而も綺麗な水である。之を取入れてやると云ふことが全く廣島工業港の特色であります。其の他尙ほ挙げますれば色々あります。例へば電力には相當の餘剰があり、尙着々之を開発して居る、又港灣の修築に必要な石材の如きものも縣内には澤山に産出する。斯う云ふ色々有利な条件があるのであります。更に愈々工場を經營する事業家の立場から考へますと、どうしても將來日本の經濟發展地は滿洲、支那、南洋其の他歐米各國であらうと思ふ。斯う云ふ所に廣島は近い、又工場の經營に必要な燃料、即ち石炭と云ふものが澤山に要るのであります。けれども、此の石炭の産地たる山口縣や福岡縣、其の他滿洲、北支、斯う

て見たいと思ふのであります。(つづく)

上水を大切に  
お使ひ下さい

毎年暑熱の加はるにつれて上水の使用量が段々増加し今年も給水に困難してゐる地方があります。我が廣島市は幸に水源にめぐまれてまだ斯様な状態に迄は切迫して居りませんが近頃一般の使用量が著しく増加した爲豫備機關迄も運轉して需用に應じつゝあります。併しながら水道の設備には限度がありまして、既に其の極度に達せんとして居ります。これでは之が對策として昨年来應急施設を急ぎつゝありますが資料の配給と努力の使役等總て時局の影響を受けて多々しく工事が進みません。此の際現在より以上尙ほ使用量が増加するときは、給水を制限しなくてはなりませんから、皆様御不自由でもどうぞ上水は大切にお使ひ下さい。

支那事變記念 廣島市では来る七月七日支那事變記念日 月七日支那事變記念日に全市青年學校生徒の攻防演習を舉行する。

庚午草津沖合

廣島市が施工する

埋立面積約三十三萬六千坪

廣島市では縣營廣島工業港計畫に呼應して、廣島工業港全計畫の中太田川放水路以西、即ち庚午町並に草津町地先一帯の海面約三十三萬坪の埋立を行はんとしてゐる。これが計畫概要次の如し

埋立位置	埋立面積	賣却豫定面積
第一區 (庚午地先)	一八、五〇〇坪	一五、〇〇〇坪
第二區 (草津濱町地先)	一三、〇〇〇坪	一三、〇〇〇坪
第三區 (荒手沖)	一五、〇〇〇坪	一三、〇〇〇坪
計	三六、五〇〇坪	三三、〇〇〇坪

この三十三萬六千餘坪の埋立に要する土量は約五百四十四萬立方メートルにして、内約十三萬立方メートルは太田川改修工事餘剩土砂と約百四十二萬立方メートルは港内水路及び泊地の浚渫により約二百八十九萬立方メートルは港外の水路浚渫により得べき土砂を以て之れに充つ。而して水路は巾員百五十メートル、水深平均干潮位以下四米五、泊地は一部四米五、一部三米として千噸乃至四百噸級船舶の出入に備ふ。なほ埋立地周囲の護岸の内、海に面する

部分は甲護岸、太田川放水路に面する部分は丙護岸、内部水路に面する部分は乙種及び丁種とす。  
甲種護岸一、六一二米△乙種護岸四〇五米△丙種護岸一、五〇〇米△丁種護岸二、三七六米△合計五、八九三米。  
共同物揚場として第六區及び第八區に延長各百四十米のものを設く更

に將來の利用上必要あるときは現在護岸の前面に岸壁又は物揚場を築造するものにして此の場合の岸壁法線は次の方針によるものとす。  
水路の水深 (大潮平均干潮面より) 埋立護岸と岸壁法線との間隔  
四米五 二五米  
三米 一五米

埋立地相互の連絡のため第六區及び第八區埋立地に夫々十五米道路を設け第七區埋立地に對しては巾員九米の橋梁を架設して幹線道路に接せしむ上下水道は夫々適當に敷設し鐵道引込線計畫は後日に譲る。



研屋町

町内戸數百二十二戸  
一、壯年、常會(研友會)昭和三年創立(組織)町民中三十歳より四十歳迄の壯年を以て組織す。(目的)會員の相互親睦、心身鍛鍊生活向上。(行事)毎月興亞奉公日常會開催、第一日曜日心身鍛鍊の爲ハイキング又は精神修養講話等を爲す。毎月會員一人拾圓宛報國貯金。時間勵行嚴守違反者は罰金徴收

二、青年、常會(研青會)昭和十二年十一月七日太原陷落祝勝日を以て創立。(組織)町民中十八歳より三十歳迄の青年を以て組織。(目的)青年を研磨する。(行事)毎月八日常會開催、會員一同防空演習傳令警報係分擔、防空監視哨員分擔、年末夜警分擔、禁煙週間に全町民に懇請傷病兵慰問金を募集す。嚴島、八本松等へ強行軍、献納毛布寄附金募集、週報回覽、佛教講演會開催等  
三、町、内、常會、昭和十五年四月結成(常會の例式)神宮遙拜△宮城遙拜△國歌齊唱△默禱△開會挨拶△先

甲種飛行豫科練習生の募集

本年十月十五日入隊すべき海軍甲種飛行豫科練習生志願者の廣島市に於ける願書提出期限は来る七月十五日である。身體検査は同七月二十日市公會堂で執行され合格者は八月二十日より四日間吳市で行はれる學力試験を受けることとなつてゐる。なほ本年の志願者年齢は自大正九年十二月至同十三年十二月二日出生者である。詳細は至急市役所兵事課に問合はせのこと。

月事業報告△協議事項發表(或は講話にする事もある)△協議、懇談△協議事項朗讀△集ひの喜び感謝默禱△閉會挨拶△雜談、會費收納、決算概表。(四月申合事項)紀元二千六百年記念貯金の創設△報國貯蓄債券町一般一戸一枚以上購入△毎月一日、十日、二十日の三回町内道路清掃△入營者祝儀の廢止と軍服費金拾圓の贈呈△出征歸還勇士の歡迎に要する電車切符の町費負擔△郷土皇軍に對し慰問袋及慰問手紙の發送勵行△毎年春秋二回町内一般常會大會開催

# 全市の婦人團體が

## 結婚改善聯盟結成か

### 各町常會でも結婚改善申合

婚禮に見榮を張ることに於て世界で屈指とされるわが國の弊風に新秩序を興へ明瞭で力強い婚儀を建設して戦時下の國民生活を刷新し國力を充實させやうといふ因習突破の猛進撃が起らうとしてゐる——廣島市では去る七日市公會堂に愛婦、國婦各分會幹部、女青各分團幹部並に各種婦人團體十五團體幹部等約百三十名の參集を得て結婚改善について協議の結果次の『結婚改善要綱』を決定、出席の各婦人團體代表者は各自この要項を各團體に持ち歸り夫れ／＼協議會を開いてこれが勵行を申合せて結婚改善聯盟の結成にまで邁進せんとするに至つたことは心ある婦人の結婚改善に對する意氣込みが窺はれて各婦人團體今後の動きに期して待つべきものがある。一方市としては全市の町總代に右の結婚改善要項を送り各町各級常會の申合事項として男子にもこれが勵行を求めることゝなり大手搦手から頑強な因習を攻略するといふのである。

### 結婚改善要項

一、結婚費に關する事項 (結納の

件) 結納は儀禮の程度に減額し包装は紅白の水引結きりとすること  
 △結納返しは全廢すること (服装の件) 新婦の式服は白下着止そで黒紋付一着にすること△新郎の式服はモーニング又は黒紋付にすること△新郎新婦とも出来るだけ通常着に儀禮章を用ふることに△新婦の色直し振袖は廢止すること (披露宴の件) 會費制度の祝賀會にすること (調度品の件) 嫁入する新婦の衣服は式服だけとし一般衣服は調達せざること△調度品は極力整へざること△仕度は極力見合せ其の費用は國債預金とすること (其の他費用) 里歸り婚入り入りの祝宴は廢止すること△結納の内披露宴は廢止すること△結納使者の饗應は質素にすること△部屋見舞の酒肴料及び部屋見舞の饗應は全廢すること△仲介人料は努めて儀禮程度にすること (土産の件) 里歸り婚入り見舞、里開きの土産は簡素にすること  
 二、其の他改善事項 支度調度品の飾立ては廢止すること△婚約前に健康診斷書交換をすること△結婚

後直に結婚届の手續をすること  
 三、其の他風習改善事項 迷信的風習の全廢  
 結婚祝賀會に就て 従來は結婚披露と申しますと色々の方面から可成り虚榮に流れ相當多額の費用を使用されてゐますが時局柄この弊風は絶對打破しなければなりません(中略) 即ち兩家の披露宴の費用を全廢すると共に友人、知己の方は祝品贈呈を廢止して其の代りに祝賀會を開催して勤く共此の兩方面の無駄をさげ様と云ふのであります。開催の方法としては、先づ媒介人と兩家の親友若干名が發起人となり兩家から知人名簿を借り受け其の人々に案内状を送る(結婚祝賀會の案内状は式日の日取り決定次第第一日も早く發送する様に計畫しなければなりません。左様でないといふ通知状を受ける前

### 傳染病發生月報四、五月中市内各町傳染病發生數左の通り

町名	發生數	町名	發生數	町名	發生數	町名	發生數
尾長町	三	仁保青崎	一	東千田町	二	舟入仲町	五
西蟹屋町	二	本浦	四	大手町八	一	幸町	二
大洲町	一	旭	一	同	九	三篠本二	一
東雲町	二	大須賀町	三	中島本町	一	同	三
段原日出	一	南竹屋町	一	水主町	三	三瀧町	一
同 末廣	一	富士見町	四	吉島町	二	中廣町	一
同 中町	一	實	一	中島新町	一	西大工町	一
同 南段原町	四	宇品町	二	材木町	二	上天満町	一
同 金屋町	一	研屋町	一	河原町	五	觀音本町	一
				舟入川口	五	東觀音二	二

## 常會運營の妙諦は 月番組常會の充實

### 町内刷新の原動力となる

常會の眼目と致すところは、町民の方々が互に膝を突き合せ、打ち寛るいで協議懇談され、そして申合せされた事項を明日の生活に實行してゆくといふ事にあるのであります。町常會、即ち町の總會におきましては、多數の人々の集合で有ります。どうして協議懇談の形式に依り難いのではないかと思はれるのであります。例外と致しまして一ヶ町の戸數三四十戸といふ様な戸數の少ない町總代區も無いではありませんが、百人以上の人がお集りになるのが普通一般でありまして、斯くの如く大勢が一室に集りますと、どうしても懇談がうまくゆき難いので一つの問題が出て来なく／＼意見が出て来ず、折角意見が出て後續きがしないものであります。又意見を出す人も役員の方に限られるといふ事にもなりまして、集つてゐる皆の方がお互に何だか氣まづい思ひになり、段々厭氣がさして來ることもなるの

ではないかと思ふのであります。然らば常會に於ける協議懇談は如何なる方法に依れば良いかと申しますと餘り出席者が多過ぎても困るが、又反對に五人十人といふ様な少數になつても困ることになるのであります。少數で何故悪いかと言ひますと第一に申合せを實行する場合少數である爲力のある仕事が出来難いし、第二に世話役の方が相當數必要にな

る、第三に町の區域の中で澤山な常會が様々な申合せをして、色々な事を行ふ事になりまして、町の統一の上に面白くない結果が生じて來ると思ふのであります。

### 月番組常會の意義

依つて市では從來町役員の方々が世話してゐられる區域、即ち月番組の區域を以つて一つの常會を結成して戴くことをお願いしてゐるのであります。その戸數は二十戸乃至三十戸、出席者は三四十人を以て適度ではないかと考へてゐるのであります。そして此の月番組常會の司會は町役員の方がこれに當られ、町の統一を考慮してゆくののであります。

### 月番組常會出席者

戦死 月日	官等級	氏名	住 所
一五、一、五戦死	歩軍	小西 清殿	已斐町一、六〇九ノ一二
一五、三、六戦死	歩伍	石田 幸作殿	鹽屋町一〇
一五、五、三戦死	輜上	山崎 正典殿	大須賀町三八二ノ二
一五、三、三戦死	砲伍	島田 環殿	水主町一六九
一五、五、九戦死	歩	宮崎 光義殿	昭和町六三
一五、五、二戦死	歩少尉	横山 信一殿	西引御堂町三七
一五、五、九戦死	歩	池本 覺夫殿	楠木町三丁目六八
一五、五、四戦死	歩一	宮永 敬次郎殿	研屋町五九
一五、六、一戦死	歩上	土屋 正己殿	研屋町五
一五、六、七戦病死	歩曹長	西村 正壽殿	三篠本町一丁目四ノ三
一五、三、三戦病死	軍屬	小畑 春一殿	東觀音町一丁目一六四
一五、五、元戦病死	軍屬	中田 喜一殿	舟入幸町三三七
一五、五、元戦死	軍屬	網井 綱吉殿	草津東町一

其の町の役員常會に於て協議されたことを以て月番組常會に臨まれるのがよいと思ふのであります。次に座席のつくり方でありまして、此處では誰も立ち上つたりして演説口調を以て話す必要もなく飽迄隣保親睦の會合たる事を忘れず、謙讓と坦懷の氣持を以て協議して行くのであります。座席は圓坐としさうして出来るだけ全ての人が意見を述べてお互の意志の疎通を計り、場合に依つては指名してその人の意見を明かにすることも容易に出来ると思ふのであります。

先に申述べました如く、町の常會に於きましては意見を述べ、町の方か主婦の方かどちらか出席なさればよいことになり、出席が出来易くなるのではないかと思はれます。よつて司會者は先づ出席者の人員を調べ不參者があればすぐ使ひでも走らせて出席を促す。世帯主に支障があれば話の解る方に代理として出席して戴く様にすると、お互に近所の集りであるから出席せねばならなくなつて來るのであります。之がうまく行く様になりまして常會の目的は半ば以上達成されたと言つていゝ程重大な

告示

廣島市告示第八二號
廣島市東區屋敷町百四拾七番地ニ廣島市東區屋敷託兒所ヲ設置シ六月十日ヨリ開所ス

昭和十五年六月十日
廣島市長 藤田若水

廣島市告示第八三號
廣島市皆實町三丁目八百九拾九番地ノ壹ニ廣島市皆實託兒所ヲ設置シ六月十日ヨリ開所ス

昭和十五年六月十日
廣島市長 藤田若水

廣島市告示第八四號

廣島市皆實町七百七拾六番地ニ廣島市皆實託兒所ヲ設置シ六月十日ヨリ開所ス

昭和十五年六月十日
廣島市長 藤田若水

常會振興心得帳

- △「ケレ共然シ」は控へるが肝要
△意見は眞面目に總ての人から
△實行の決議は實行の自信が出来てから
△儀式は嚴肅に協議懇談は和樂に
△座席は到着順に車座に
△上意下達下情上達の機能十分

ばならないと思ふのであります。
昨今全國に澎湃として起つてゐる常會結成の聲は皆時局を再認識せんとする愛國の熱情に他なりません。我々は先づお互が協力することによつて、お互の生活を刷新し先づ

十人以上の子寶家庭を表彰

厚相から記念品を贈る

政府は兒童愛護精神の昂揚を圖り以て家族制度の確保と國運の隆昌に資するため、今回全國の優良多子家庭を表彰、厚生大臣から表彰状並に記念品を地方長官を通じて贈ることとなつた。よつて廣島市でも目下本年五月三十一日現在により表彰されるべき優生の家を調査中であるが、左の被表彰者にあたる向では至急各町の町總代を経て市役所體力課にその旨を申出で表彰申告の手續を受けられたい。

被表彰資格

被表彰者は左の各號に該當し他の模範とするに足る家庭の父母とす、但し父又は母なきときは其の現に在る一方とす

- 1 父母を同じうする満六歳以上の嫡出の子十人以上を自ら育成したること
2 子女(六歳未満の子女をも含む以下之に同じ)中死亡したる者無きこと但し戦役事變に因り又は天災地變等避くべからざる事由に因り死亡したる者は之を生存者と看做すこと
3 子女は何れも心身共に健全なること、但し戦役事變に因り又は天災地變等避くべからざる事由に因り健全ならざるに至りたる者は之を健全なる者と看做すこと
4 父母及子女は何れも性行善良にして其の家庭堅實なること

問題であり、むつかしい問題なのであります。

所に依れば役員の方がお百度を踏んでも出席されない家があるさうで、而もそれが町内の有識階級に多い、となると役員の方も投げ出して、了度いと思はれる事も度々有ること、思ふのであります。そこは度々申しました様に盆に入れた水をかき廻す筈の様に、初めの間は自分一人で水をかき廻してゐる様な気がするけれど、氣水にやつてゐると、段々自分に従つて廻る水となり、終には大きな水の動きになつて却つて箸を載せて一人で廻ると同じ様に、どうして氣長に世話をして戴きますと自ら必ず好成绩も上がり報ひられるものと思ふのであります。

常會と生活刷新

これはある町で聞いた話ですが、家を一軒置いた先隣りと五年以上も列び合つて住んでゐながらまだ一度も口を開いた事がない近所があるさうですが、本市内を丹念に探して見たらかうした疎遠な近所附合も相當數に昇るのではないかと思ふのであります。これではいけないのでありまして月番組常會に依り近所同志は家庭の延長の様に親しくならなければ

健康優良兒と譽の母を表彰

廣島市、兒童愛護聯盟並に統後奉公會では六月十五日、皇紀二千六百年記念健康優良兒(百六十三名)八人以上の子福者(六十名)本事變に三人以上の應召軍人を出した軍國の母(三十三名)を表彰、市長代理中邑助役から夫々表彰状を贈つた。

優良男兒(八十三名)

(特薦) 皆實三丁目上藤鐵夫、西白島富岡敏信、宇品六丁目津村誠一、大手九丁目三好昌哉、新川場梶力也、白島九軒土井憲一、東白島木原稔、荒神兒玉保男、宇品神通五丁目新谷雅信、已斐畑部和男、同林一盛、已斐中加用備也。

(優良) 横川二丁目川本岩太郎、内吉田泰知、千田一丁目川口清司、大手七丁目山本知道、千田三丁目西良市、似島陸軍檢疫所黒木忠明、段原日出正岡邦夫、段原三吉護、牛田丹土森下忠昭、東白島大横田勇、大手九丁目中田康之、雜魚場務中保男、

西平塚山本良治、東觀音二丁目長守慶輝、段原大畑宮本勝彦、千田一丁目久原敏行、同田原義宏、三川津村光甫、宇品神通三丁目目森本邦彦、寶熊野靜秀、宇品神通五丁目新谷斐稔、雜魚場内田壯、東觀音三丁目佐川洋治、福島秋本敬一、段原惠木重行、塚本三浦修、牛田旭區石津太、皆實三丁目古田琢磨、寶森本嘉生、南千田守山宏、尾長山根久保知之、千田二丁目杉井義憲、大手九丁目下前富男、同守矢正彦、末廣村上哲也、河原植田宏、舟入幸佐伯成一、大手六丁目友田剛史、東千田久保廣兼、寶服部實、同小林一雄、福島神崎定行、宇品二丁目高橋和正、若草中本内匠、舟入本磯谷彰夫、仁保本浦山協隆昌、南千田泰正夫、吉島竹野節夫、段原日出小池澄、宇品春日通十丁目松木馨、已斐中江木正樹、大手七丁目鍛冶尚、仁保堀越森廣躬、大手八丁目南部敏、大手九丁目大野

優良女兒(八十名)

(特薦) 牛田南區幸重桂子、竹屋重滿治子、錦砂田早苗、已斐中關本晶子、白島九軒井上和子、宇品三丁目松尾令子、的場杉原弘子、東蟹屋出海圭子、仁保向洋兒玉弘子、田中重廣豐子、牛田本區杉山教子、霞久本紀惠、南竹屋上村淑惠、水主黒瀬芙美子、三篠本三丁目室積清子、似島山崎範子。

(優良) 油屋和田博子、立柿原榮子、中水主沼清美、牛田本相川順子、同南磯和枝、尾長山根新山惠津子、三瀧中村文子、廣瀬北平本享子、草津濱吉山博子、段原日出藤田淑子、富士見和田茜、空鞘富田勝子、仁保大河折出光子、皆實三丁目有馬美智子、福島北通岩井早苗、比治山町大江良子、大洲滿田朝子、荒神河野眞由美、仁保窪本美津子、段原日出小田紀美子、荒神青井清美、西蟹屋齋

子福の母(六十名)

(十一名) 三保シモ(仁保字作木) △(十名) 土肥ムメノ(的場) 尾崎ツル(仁保字露霞渡) 小中ミナヨ(仁保字西條) △(九名) 榎山チカ(松原) 石井シヨウ(宇品御幸通り八丁目) 明星源女(宇品四丁目) 松尾セキ(宇品) 北野リト(宇品) 庄キイ(翠)





業。9.別表第二に掲ぐる區域内に於ける土地の形質を變更する土石の採掘)

(6)水深の變更を生ずべき物件の委棄又は水底に於ける土石の採取

(7)爆發物の使用又は爆發物若は容易に燃焼すべき物件の運搬、積卸若は貯藏(以上の内許可を要せざるもの1.鐵道に依る運搬又は其積卸。2.船舶の常用を超過せざる數量の積卸。3.貯藏又は鐵道に依るもの以外の運搬若は積卸にして陸軍運輸部長に於て指定するもの)

(A)水面に於ける貯木(以上の内許可を要せざるもの1.河川又は私有水面に於ける貯木。2.貯木設備に於ける貯木)

(カ)浮標、立標其他航路標識の新設又は變更

(+)船舶の航行若は繫泊又は筏の運航若は繫留(以上の内許可を要せざるもの1.税關官吏の検査を受ける爲別表第二に於て船舶の航行に付許可を要せずと定めたる宇品島附近第一區を經由し税關棧橋に發着する船舶の航行又は同區域に出入する爲運行上一時必要な船舶の航行。2.別表

第二に掲ぐる區域内に於ける船舶の航行若は繫泊又は筏の運航若は繫留)

(シ)漁獵又は採藻(以上の内許可を要せざるもの1.狩獵の爲にする銃器の使用。2.船舶を使用せざる漁獵又は採藻。3.別表第二に掲ぐる區域内に於ける漁獵又は採藻)

(三)水陸の形狀又は軍事施設の狀況を撮影、模寫、模造若は録取し又は其の複寫若は複製する行爲(測量は軍機保護法に依り許可を要す)

前記各號中の不燃質物、爆發物及び容易に燃焼すべき物件の種類は別表第一の通り

四、陸軍運輸部長が施行規則に依り指定をなす場合は陸軍運輸部揭示場に揭示せらるゝことになつて居る。(つゞく)別表次號掲載)

戰時貯蓄七項

- 一、百二十億貯蓄は家庭豫算から
二、僅かでも機會のがさず貯蓄せよ
三、衣食住戰地愚んで切りつめよ
四、衣食住國産品で一貫せよ
五、無駄な手土産やめにせよ
六、宴會費かさめば豫算總くづれ
七、貯蓄の増加は通貨の減少、物價の低廉

チフス豫防注射

皆さんもうお済みですか

四八、四一九人△第二回同一五、三七九人でありました。なほ六月二十六日以後の施行日は左の通りです。

(西部衛生組合、聯合會、區域)

施行月日

第一回 第二回

六月廿六日 七月 一日

廿七日 二日

廿八日 三日

廿九日 四日

三十日 五日

七月 六日

七日 十一日

八日 十二日

九日 十三日

十日 十四日

十一日 十五日

六月廿六日 七月 一日

廿七日 二日

廿八日 三日

廿九日 四日

三十日 五日

七月 六日

七日 十一日

八日 十二日

九日 十三日

十日 十四日

十一日 十五日

六月廿六日 七月 一日

廿七日 二日

廿八日 三日

廿九日 四日

三十日 五日

七月 六日

七日 十一日

八日 十二日

九日 十三日

十日 十四日

十一日 十五日

六月廿六日 七月 一日

廿七日 二日

廿八日 三日

廿九日 四日

三十日 五日

七月 六日

七日 十一日

八日 十二日

九日 十三日

十日 十四日

十一日 十五日

六月廿六日 七月 一日

廿七日 二日

廿八日 三日

廿九日 四日

三十日 五日

七月 六日

七日 十一日

八日 十二日

九日 十三日

十日 十四日

十一日 十五日

六月廿六日 七月 一日

市保健課では去る五月二十七日から本年チフス豫防注射を行つて居ます

が六月十日までの成績は第一回注射

が六月十日までの成績は第一回注射

が六月十日までの成績は第一回注射

が六月十日までの成績は第一回注射

が六月十日までの成績は第一回注射

が六月十日までの成績は第一回注射

が六月十日までの成績は第一回注射

が六月十日までの成績は第一回注射

が六月十日までの成績は第一回注射

が六月十日までの成績は第一回注射

が六月十日までの成績は第一回注射

が六月十日までの成績は第一回注射

が六月十日までの成績は第一回注射

が六月十日までの成績は第一回注射

が六月十日までの成績は第一回注射

が六月十日までの成績は第一回注射

が六月十日までの成績は第一回注射

が六月十日までの成績は第一回注射

が六月十日までの成績は第一回注射

が六月十日までの成績は第一回注射

が六月十日までの成績は第一回注射

が六月十日までの成績は第一回注射

が六月十日までの成績は第一回注射

が六月十日までの成績は第一回注射

が六月十日までの成績は第一回注射

が六月十日までの成績は第一回注射

が六月十日までの成績は第一回注射

が六月十日までの成績は第一回注射

が六月十日までの成績は第一回注射

が六月十日までの成績は第一回注射

が六月十日までの成績は第一回注射

大掃除始まる

本年も清潔法施行の季節となり市保健課では六月二十六日より七月二十五日に至る一ヶ月間に全市にわたり清潔法を施行する。

本年も清潔法施行の季節となり市保健課では六月二十六日より七月二十五日に至る一ヶ月間に全市にわたり清潔法を施行する。

本年も清潔法施行の季節となり市保健課では六月二十六日より七月二十五日に至る一ヶ月間に全市にわたり清潔法を施行する。

本年も清潔法施行の季節となり市保健課では六月二十六日より七月二十五日に至る一ヶ月間に全市にわたり清潔法を施行する。

本年も清潔法施行の季節となり市保健課では六月二十六日より七月二十五日に至る一ヶ月間に全市にわたり清潔法を施行する。

本年も清潔法施行の季節となり市保健課では六月二十六日より七月二十五日に至る一ヶ月間に全市にわたり清潔法を施行する。

本年も清潔法施行の季節となり市保健課では六月二十六日より七月二十五日に至る一ヶ月間に全市にわたり清潔法を施行する。

本年も清潔法施行の季節となり市保健課では六月二十六日より七月二十五日に至る一ヶ月間に全市にわたり清潔法を施行する。

本年も清潔法施行の季節となり市保健課では六月二十六日より七月二十五日に至る一ヶ月間に全市にわたり清潔法を施行する。

本年も清潔法施行の季節となり市保健課では六月二十六日より七月二十五日に至る一ヶ月間に全市にわたり清潔法を施行する。

本年も清潔法施行の季節となり市保健課では六月二十六日より七月二十五日に至る一ヶ月間に全市にわたり清潔法を施行する。

本年も清潔法施行の季節となり市保健課では六月二十六日より七月二十五日に至る一ヶ月間に全市にわたり清潔法を施行する。

本年も清潔法施行の季節となり市保健課では六月二十六日より七月二十五日に至る一ヶ月間に全市にわたり清潔法を施行する。

本年も清潔法施行の季節となり市保健課では六月二十六日より七月二十五日に至る一ヶ月間に全市にわたり清潔法を施行する。

本年も清潔法施行の季節となり市保健課では六月二十六日より七月二十五日に至る一ヶ月間に全市にわたり清潔法を施行する。

本年も清潔法施行の季節となり市保健課では六月二十六日より七月二十五日に至る一ヶ月間に全市にわたり清潔法を施行する。

本年も清潔法施行の季節となり市保健課では六月二十六日より七月二十五日に至る一ヶ月間に全市にわたり清潔法を施行する。

本年も清潔法施行の季節となり市保健課では六月二十六日より七月二十五日に至る一ヶ月間に全市にわたり清潔法を施行する。

本年も清潔法施行の季節となり市保健課では六月二十六日より七月二十五日に至る一ヶ月間に全市にわたり清潔法を施行する。

本年も清潔法施行の季節となり市保健課では六月二十六日より七月二十五日に至る一ヶ月間に全市にわたり清潔法を施行する。

本年も清潔法施行の季節となり市保健課では六月二十六日より七月二十五日に至る一ヶ月間に全市にわたり清潔法を施行する。

本年も清潔法施行の季節となり市保健課では六月二十六日より七月二十五日に至る一ヶ月間に全市にわたり清潔法を施行する。

本年も清潔法施行の季節となり市保健課では六月二十六日より七月二十五日に至る一ヶ月間に全市にわたり清潔法を施行する。

本年も清潔法施行の季節となり市保健課では六月二十六日より七月二十五日に至る一ヶ月間に全市にわたり清潔法を施行する。

本年も清潔法施行の季節となり市保健課では六月二十六日より七月二十五日に至る一ヶ月間に全市にわたり清潔法を施行する。

本年も清潔法施行の季節となり市保健課では六月二十六日より七月二十五日に至る一ヶ月間に全市にわたり清潔法を施行する。

本年も清潔法施行の季節となり市保健課では六月二十六日より七月二十五日に至る一ヶ月間に全市にわたり清潔法を施行する。

本年も清潔法施行の季節となり市保健課では六月二十六日より七月二十五日に至る一ヶ月間に全市にわたり清潔法を施行する。

本年も清潔法施行の季節となり市保健課では六月二十六日より七月二十五日に至る一ヶ月間に全市にわたり清潔法を施行する。

本年も清潔法施行の季節となり市保健課では六月二十六日より七月二十五日に至る一ヶ月間に全市にわたり清潔法を施行する。

本年も清潔法施行の季節となり市保健課では六月二十六日より七月二十五日に至る一ヶ月間に全市にわたり清潔法を施行する。

本年も清潔法施行の季節となり市保健課では六月二十六日より七月二十五日に至る一ヶ月間に全市にわたり清潔法を施行する。

本年も清潔法施行の季節となり市保健課では六月二十六日より七月二十五日に至る一ヶ月間に全市にわたり清潔法を施行する。

本年も清潔法施行の季節となり市保健課では六月二十六日より七月二十五日に至る一ヶ月間に全市にわたり清潔法を施行する。

本年も清潔法施行の季節となり市保健課では六月二十六日より七月二十五日に至る一ヶ月間に全市にわたり清潔法を施行する。

本年も清潔法施行の季節となり市保健課では六月二十六日より七月二十五日に至る一ヶ月間に全市にわたり清潔法を施行する。

本年も清潔法施行の季節となり市保健課では六月二十六日より七月二十五日に至る一ヶ月間に全市にわたり清潔法を施行する。

本年も清潔法施行の季節となり市保健課では六月二十六日より七月二十五日に至る一ヶ月間に全市にわたり清潔法を施行する。

# 廣島市報

號一十四百第  
國印日四廿月七年五十和昭  
行發日五廿月七年五十和昭  
紙三命部一價定  
所 役 市 島 廣 所 行 發  
市 島 廣 人 行 發  
所 版 活 弟 兄 田 地 社 會 所 創 印  
地 番 一 日 丁 七 町 手 大 市 島 廣 者 創 印  
地 番 一 日 丁 七 町 手 大 市 島 廣

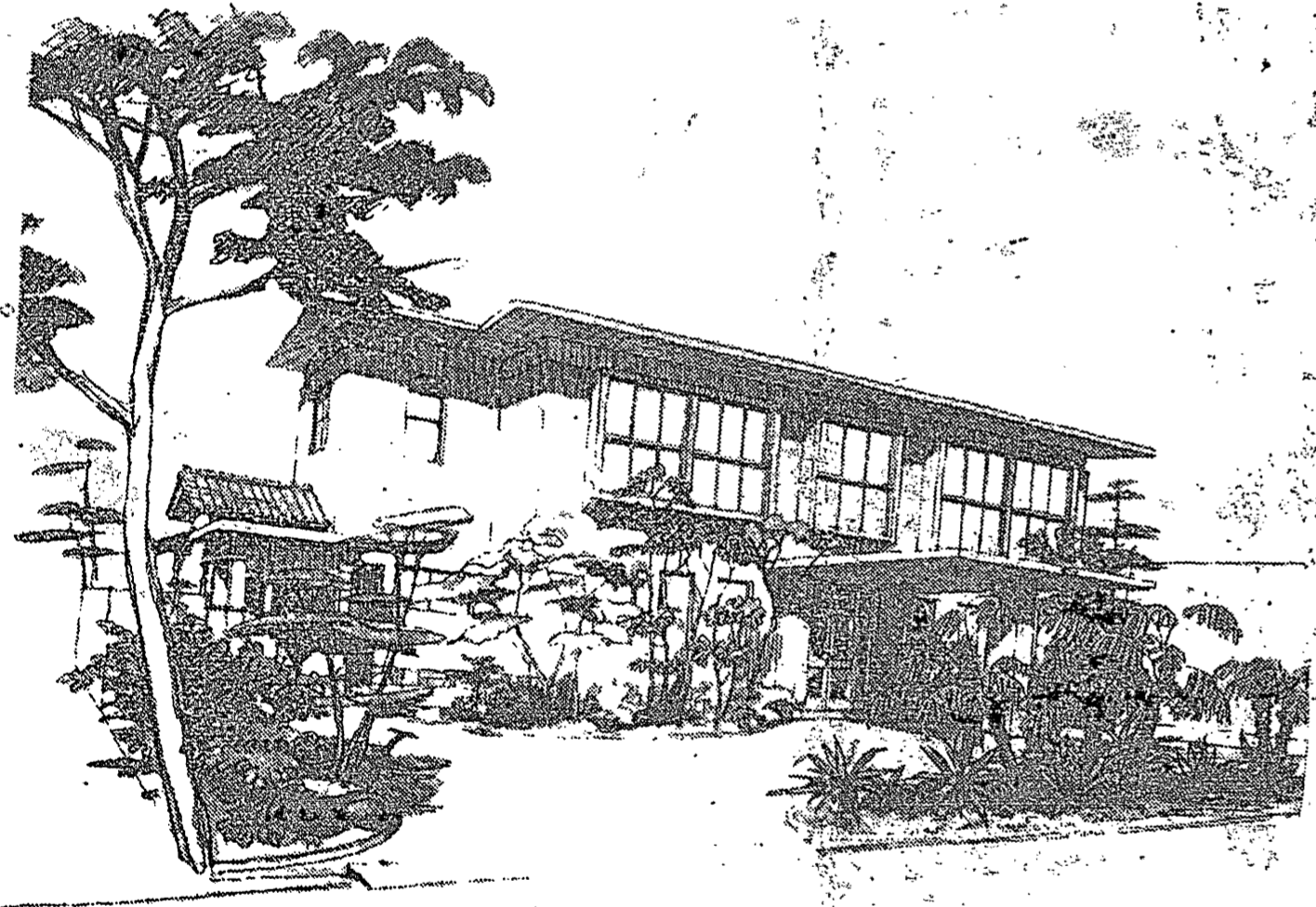
### 寫眞說明

廣島市住吉橋療院(花柳病診療所)はこの程新築落成して、初代院長成相象二郎氏の下に業務を開始した。位置は住吉橋西詰五間道路西半町である。

## 戦線は? 水は? "ぞうた"! 節水だ!!

上水節約については前號でも市民各位に御願ひしたが、その後も上水使用量はグン／＼増して既に計畫量をはるかに超えて時間給水に一步前といふ危機に直面してゐる。勿論當事者は豫備機關まで全能力を擧げて送水してゐるが、萬一、機關の一部に故障を生じた場合は時間給水は必然である。然る時は軍用水にも支障を來す恐れなしとせず、戦時下の軍都として實に寒心に堪へざるのみならず市民の日常生活、保健、消火に及ぼす悪影響は思ひ半にすぎないものがある。市民各位はこの際左の事項を實踐躬行して最悪の結果を未然に防止されたい。

上水を特に節約すること。△共用栓の下で洗物をせぬこと。△雑用水は努めて井戸水を使ふこと。△洗濯や、掃除用の庭園の撒水には絶對に上水を使はぬこと。△水道漏水の場合は直ちに水道部(電話執務時間中(中)五三〇〇番 執務時間外と休日(中)三二〇〇・八四三番)へ知らせして下さい。



### この際政府へ金を賣却せよ

断然死蔵を解消

戦争には飽迄で勝たなければなりません。勝たんとすれば益々軍備を充實し、生産力を擴充して、國力を培養しなければならぬのは當然です。此の爲には必要な物資を外國から輸入するも亦止むを得ません。金が政府に必要なのは斯る物資の調達資金としてであり、此の目的達成のために集中運動を續けてゐるので、今更金を自分のために手放さな

### バケツ一杯の水

廣島市内約八萬戸の家庭で一日僅かバケツ一杯の上水を節約すると約八千石となります。この量は人口約一萬の町でたつぷり一日に使用する量に匹敵します。

上水は無駄には使へません。

いと云ふ様な國策に背馳する人はありません。尙一部には何かの都合で死蔵されてゐる方もある様です。此度縣當局は第三回の集中運動を開始し、之ら死蔵金を一掃することになり近く夫々調査員を通じて勸奨状を配布する事になりました。恐らく之れが最後の運動ではないかと思はれます。銃後國民として經濟戦士の一員として此の際率先して金を政府に賣却して下さい。

# 新工場地帯の生産額約八億圓?

廣島工業港修築計畫に就て(中)  
廣島縣知事 相川勝六氏述

又工業港の問題は御承知の通り正式に縣からも發表して居りませんけれども、内々斯う云ふ動きがあると云ふことが新聞などにちらほら見えるので、事業家の方面から盛に希望がある。もう既に實は百萬坪以上は内々の申込がある位でありまして、是を正式に發表すれば實に澤山出来るのではないかと云ふのであります。随つて縣と致しましては是等の事業家に對しまして出来るだけ事業の仕易いやうにしなければならぬと思つて居ります。故に其の土地の價格に付きましては出来るだけ廉價にして、縣は土地の賣却代では儲けはしない。出来るだけ事業が出来易いやうにする、縣は斯う云ふ土地の賣却で儲ける必要はないのであります。と申しますのは此處に工場が出来ますと澤山の税金収入があらま

す。之に一萬噸級の船が横着けにされて、更に鐵道の引込線を此處に敷設すると云ふ計畫になつて居ります。さうすると百三十萬坪の土地の中に二十萬坪が大體公共用地でありますから、純粹の工場敷地になりまします。その百三十萬坪、さうすると此の間も東京の斯の方面の權威者に篤と色々聞いて見ましたが、廣島の工業港をやつたならば非常に良い所であるから大體工場敷地一坪に付き一箇年に工場の生産額が七百圓にはなるであらう。或は八百圓になるかも知れないと云ふ意見でありました。さうすると百三十萬坪でありまして大體一箇年八億圓位の生産額がありはせぬかと私は思ひます。縣内の生産額は現在工業、農村、山村、漁村有ゆる生産を合しまして四億圓程度かと思ひますが、其の現在の生産額の大體二倍の生産額をあの工場地帯から擧げ得られる。是に依る縣市の税金収入は相當大きいものである。此の税金収入に依りまして縣下各地の振興的施設をどん／＼やつて行きたいと思ふ。又是が出来て順調に行きま

す。之に一萬噸級の船が横着けにされて、更に鐵道の引込線を此處に敷設すると云ふ計畫になつて居ります。さうすると百三十萬坪の土地の中に二十萬坪が大體公共用地でありますから、純粹の工場敷地になりまします。その百三十萬坪、さうすると此の間も東京の斯の方面の權威者に篤と色々聞いて見ましたが、廣島の工業港をやつたならば非常に良い所であるから大體工場敷地一坪に付き一箇年に工場の生産額が七百圓にはなるであらう。或は八百圓になるかも知れないと云ふ意見でありました。さうすると百三十萬坪でありまして大體一箇年八億圓位の生産額がありはせぬかと私は思ひます。縣内の生産額は現在工業、農村、山村、漁村有ゆる生産を合しまして四億圓程度かと思ひますが、其の現在の生産額の大體二倍の生産額をあの工場地帯から擧げ得られる。是に依る縣市の税金収入は相當大きいものである。此の税金収入に依りまして縣下各地の振興的施設をどん／＼やつて行きたいと思ふ。又是が出来て順調に行きま

## 本年度國稅納期日

年度	種別	第一期	第二期	第三期	第四期
十五年度	所得稅	八月三十一日	九月三十日	十一月三十日	十二月末日
同	臨時利得稅	八月三十一日	十月三十一日	十一月三十日	十二月末日
同	營業稅	八月三十一日	十一月三十一日	同	同
同	田外ノ地租	八月三十一日	同	同	同
同	田租	一月三十一日	同	同	同

税法改正に伴ひ昭和十五年國稅納付期日が左の通りとなりました

すと、恐らく將來十年を出でずして廣島市の現在の人口四十萬が百萬になると思ふ。どうしても此の工業地帯が出来れば、それに附隨して中小の工場も出来るから従つて百萬位の人口になる。更に又斯う云ふ方面から縣民の經濟生活の上にも大きな影響が来るだらうと思ふ。

國策にも絶大なる奇異  
大體廣島縣民は相當各戸から貯蓄をやられる所である。所が悲しい哉、廣島縣には大きな事業が出来ない。随つて其の皆様の貯蓄と云ふものは唯皆様の貯蓄に依つて利子の収入だけしか得られない結果になつて居る。其の貯蓄された金と云ふものは他府縣の事業資金に利用されて居る。是は縣民として縣内に大きな事業をやつてさうして縣民の貯蓄を利子も取ると同様に其の金を縣内の事業資金にしなければならぬ。斯の如く考へて行くと、私は廣島縣は段々革命的な事になつて來はせぬかと思ふ。現在の廣島の經濟と云ふものは、悲しい哉、大阪、神戸に依存して

## 比治山陸軍墓地 參道大改修計畫

勤勞奉仕の團體申出相踵ぎ 當事者感激裡に近く起工か

近年比治山公園陸軍墓地參拜者が頗る増加したが從來の參道は狭く且つ急勾配で老弱婦女子にはいさか苦痛であるので市ではこれが改修を計畫し多聞院前より御便殿に至る大道路の中間、雲霓橋の下より右折して、山間を迂曲する巾員六米以上延長二五八米餘、自動車も通れる道を開くこととなつたがこの計畫發表と共に早くも各方面より團體勤勞奉仕の申込を受け、當事者は全く感激し愈々近く工事に着手の運びとなつてゐるが、此の上共各方面の御援助仰ぎ軍都市民の美しい勤勞奉仕によ

り參道改修完成を願つてゐる。

### 陸軍簡閱點呼

聖戰下の昭和十五年廣島市陸軍簡閱點呼は来る八月十七日より二十日まで六日間廣島偕行社で執行される點呼該當者は次の通りであつて參會者は毎日午前六時集合、午前七時から點呼開始の豫定  
(既教育)昭和四、六、八、一〇、一二、一四年兵(未教育)昭和五、八、一〇、一二年兵(第一補充兵)昭和七、八、一〇、一四年兵

### 飛行機納廢品 回收運動の成績

小學校單位に毎月興亞奉公日に實施してゐる國民精神總動員飛行機納廢品回收運動は關係者各位の協力により引續き好成績を擧げ六月分の成績は左記の通りであつた。  
總計四〇三圓九四錢

### 金額別 活動分野別

七六・八九	小學校
二四八・六九	國防婦人會
四〇〇	男子青年團
一五・八一	女子青年團
一〇〇〇	青年學校
五七・五五	愛國婦人會

### 人事彙報

(昭和一五、七、一〇日現在)  
市長 藤田 若水  
助役 缺

### 助役

收入役代理主事 橋本 中邑  
文書課長主事 三宅 高二  
會計課長代理主事 小野 勝  
企畫部長事務取扱助役 橋本 元  
企畫部長事務取扱助役 中邑 元  
總務部長事務取扱助役 瀧澤 捨雄  
庶務課長主事 志波 黎二  
統計課長主事 中村 光次郎  
保健課長主事 後藤 文彦  
主事 近藤 良吉

船入病院院長 船入 誠  
衛生試驗所長 衛生 誠

兵事課長主事 花田 仁三郎  
戸籍課長主事 齋藤 安助  
學務課長主事 今堀 友市  
視學 中井 俊雄  
同 片岡 克己  
同 入澤 滿龜  
同 上原 三衛  
同 北 義彦  
同 歌島 義彦  
同 黒瀬 義彦  
同 佐々部 優  
同 上川 貢  
同 弘中 正熊  
同 市醫 斯林 可兒雄

社會教育課長主事 黒瀬 義彦  
社會課長主事 上川 貢  
主事 弘中 正熊  
市醫 斯林 可兒雄

### 名譽の戦死者

(昭和十五年七月十日現在)

步中尉 西川 廉殿 東千田町  
步軍曹 米澤 豐殿 寺町  
步軍曹 西嶋 顯殿 旭町  
步兵上 杉之原春一殿 宇品町  
步兵上 藤澤 肇夫殿 西盤屋町  
步兵上 三浦 恒三殿 富士見町  
步兵上 大成滿壽龜殿 宇品町  
步兵上 沖野 定二殿 似島町字家下

歩兵上 小松 平三殿 仁保町字大原  
歩兵上 備後輝太郎殿 尾長町  
歩兵上 高木 忠夫殿 鶴見町  
歩兵上 吉尾 武殿 舟入仲町  
歩兵上 梶川 實宣殿 仁保町字伏蠟  
歩軍曹 田中 親孝殿 翠町一、四九八  
海軍三曹大野 武夫殿 東觀音町二丁目  
歩少尉 古田 正和殿 小網町  
統軍曹 山縣 康秀殿 大手町九丁目  
歩中尉 岸本 太郎殿 新庄町  
歩兵上 山崎 龜雄殿 仁保町字植山  
歩兵一 米田 昌三殿 東平塚町  
歩軍曹 藤見 昌三殿 千田町三丁目  
歩兵上 旭 實一殿 皆實町二丁目



全市民漏れなく

貯蓄組合に参加

貯蓄一億圓増加を達成

去る六月下旬全国一齊に実施されたる百二十億貯蓄強調週間に當り本市に於ても縣の方針に對應して週間第一日(六月二十一日)本川小學校に廣島市貯蓄獎勵實行委員千二百名の會同を求め廣島市本年度貯蓄増加目標額「一億圓」の達成につき種々協議懇談をなし各委員今後の協力を求めた。本市本年度國民貯蓄獎勵要綱左の通り。

國民貯蓄獎勵要綱

昭和十五年度政府に於ては國債消化資金約六十億圓、日滿支を通ずる生産力擴充資金約四十億圓を要し更に通貨縮少低物價政策の爲二十億圓を見込み一年間に増加を要する國民

Table with columns for '種別' (Category), '十五年度目標額' (15th Year Target), '十四年度目標額' (14th Year Target), and '前年に比し増加額' (Increase over previous year). Rows include 郵便貯蓄, 銀行預金, 信用組合預金, etc.

(二)貯蓄組合目標額達成方策
本年度百二十億貯蓄の趣旨徹底を圖り一層貯蓄報國の念を喚起せしむる爲め講演會、懇談會、座談會、映畫會等開催す。△本年は特に生活刷新、消費節約、廢品回収、資源愛護等の運動を起し貯蓄本質的運動に邁進せんとす。△生活刷新の徹底を期する爲め特に婦人を對象とする講演會、協議會等開催す。△常會の結成を出來得る限り促進整備し此れを利用して認識の徹底を圖る。△貯蓄組合の結成を極力勸奨し一戸漏れなく能ふ限り多くの組合に加入せしめ家族全員何れかの組合に加入し一人残らず事變に参加することを以て本體とす。△貯蓄組合の充實強化を圖り貯蓄未だ充分ならざる向に對しては極力之が引上げに努む。△國債及び貯蓄債券の發行に際しては團體購入を奨勵すると共に賞與高率貯蓄の實

眞夏の防空訓練

八月二十一日から二日間

廣島市を訓練地域とする本年度第二次西部防空訓練は來る八月二十一日午前零時以後に於ける訓練警戒警報により開始され同日二十三日の訓練警戒解除まで三日にわたり實施されることとなつた。今次訓練の目的は警報傳達、燈火管制、消防、防毒、救護及び避難等の各種目を基本

Table titled '貯蓄組合貯蓄増加目標' (Savings Union Savings Increase Target) showing various categories like 官公署, 軍隊, 學校, etc., with their respective target amounts.

本年度實施される母性及乳幼児の體力向上に就て

【課力體】

毎年廣島市に生れる七千人の子供の内死亡概數は生後五年以内に約一千人、一年以内に六百、一ヶ月以内に二百人となつて居ります。日本全體では一ヶ年の出生總數約二百萬人の内生後五年以内に四十萬人(廣島市人口は約四十萬人)一年以内に約二十數萬人、一ヶ月以内に約十萬人も死亡する状態でありませぬ。歐米諸國では育児思想の普及、各種育児施設の整備によつて最近の乳幼児死亡率は我國の約1/2程度でありまして、我國でも適當の方策を講ずれば歐米諸國と同程度に乳幼児死亡率を引下げる事が出来る筈であります。

接國力に影響しますが青年女子の減少は次代國民の増殖の上から見ても之又由々しき問題であります。要するに國家も地方も各家庭も母性の多産、乳幼児死亡の減少を目標として最善を盡さねばならん時でありまして生れた子供は一人残らず丈夫に育て上げるやうに努力せねばなりません。今回厚生省が『母と乳幼児の體力向上』を全國的に實施せんとする目的は實に茲にあるのであります。即ち昨年試みた乳幼児の檢診結果を參考として本年は次の事項を實施することになつてをります。

現下の日本は今時事變の長期化に伴ひ二三十年後の人的資源に就ても考へて置く必要がありませぬ。現在獨乙の二十才から二十五才迄の青年は丁度前回の世界大戰の最中に生れた人達でありまして、目下聯合國軍と戦ひ多大の戦果を擧げて居る事實は現下の我國に取つて實に生きた教訓だと思ひます。二三十年後に於て青年男女の數が減少する事は現在のフンスの様の外敵襲來の危険に曝される懼があります。男子の減少は直

一、指導醫の委嘱
二、巡廻指導婦の設置
三、母性補導委員の委嘱
四、乳幼児の一齊診査
五、乳兒の健康相談
以下各項目に就て簡単に説明します
一、指導醫の委嘱 擔當學區を定め縣より委嘱されます。指導醫は一齊檢査又は健康相談に従事します。
二、巡廻指導婦の設置 妊婦及乳幼児の榮養、疾病及分娩等に就て指導する爲めに於て委嘱します。一方では指導醫及母性補導委員と連絡を取ります。
三、母性補導委員の委嘱 母性補導委員の仕事は指導醫、巡廻指導婦其他社會事業團體及施設等と連絡を取り、各家庭につき妊婦や乳幼児の體力向上の指導をするのであつて市に於て委嘱します。
四、乳幼児の一齊診査 一齊診査は昭和十四年度中に生れたもので診査の時生後一年二ヶ月迄の者に行ふのであります。
今假に八月に一齊診査が行はれるものとすれば、昭和十四年六月以降十五年三月迄に生れた者を診査する事になります。然し事情が許せば該當乳幼児以外のもの及母性も診査し且つ指導するのであります。實施方法は六月より九月末日迄に小學校學區單位として適當なる場所(主として小學校)に集め診査するのであります。又疾病其他特別の事情によつて受診する事の出來ないものは當該區域を擔當する指導醫の許に行つて診査を受けるのであります。
五、乳兒の健康相談 健康相談は主として昭和十五年四月以後に生れた者について實施されます。即ち生後少くとも三ヶ月毎に一回隨時指導醫の許に行つて受診するのであります。尚一齊診査を受けた者も昭和十五年度中に一回以上は健康相談を受けねばならぬ事になつてをります。健康相談も一齊診査も等

四三三

四三三

宇品港域軍事取締法  
改正で適用地域擴大(二)

要許可事項その他に關する別表

(別表第一)

一、不燃質物 煉瓦、石、土、金屬、コンクリート及之に準ずべきもの

二、爆發物 火藥(有煙火藥、無煙火藥の類) △雷酸鹽(雷汞の類) △起爆の用途に供する窒化物(窒化鉛の類) 其の他の起爆劑 △ニトログリセリン及之を主とする爆發藥(各種ダイナマイト類) △綿藥、

(別表第二)

ニトロセルローズ △鹽素酸鹽類(鹽素酸ソーダ、鹽素酸カリの類) 及之を主とする混和物 △過鹽素酸鹽類(過鹽素酸カリ、過鹽素酸アンモンの類) 及之を主とする混和物 △硝酸鹽類(硝石、智利硝石、硝酸アンモンの類) 及之を主とする混和物 △芳香系列の硝化物にして爆發性を有するもの(ニトロベンゾール、ピクリン酸の類) △實

行	爲	許可ヲ要セザル區域
私有水面ノ埋立又ハ干拓	宇品町ヲ除ク第一區	廣島港域
不燃質物ヲ材料トセザル建築面積三〇〇平方メートル以下ノ住宅及之ニ附屬スル倉庫(建築面積三〇〇平方メートル以下ノモノ)ノ新築、改築又ハ増築但シ現存スル建築面積ヲ合算シタル建築面積三〇〇平方メートルヲ超過スル場合ヲ除ク	一、宇品運河北端ヲ東西ニ連ナル線以北宇品線鐵道以西ノ第一區 二、大河南端、丹那山標高二一、二淵崎、向洋各南端及堀越東端ヲ連ナル線以北ノ第一區 三、前二項以外ノ地區ニ於ケル山陽本線鐵道以北(吳線ニ在リテハ以東)ノ第一區	廣島水上警察署東端ト江田島屋形石燈臺ヲ連ナル線以西ノ第一區(時島北端ト似島北端トヲ連ナル線以南ノ第一區ヲ除ク)但シ陸軍運輸部長ノ指定シタル區域及期間ヲ除ク
船舶ノ航行及後ノ運行	廿日市附近ノ第一區	廿日市附近ノ第一區
漁獲又ハ採藻	廿日市附近ノ第一區	廿日市附近ノ第一區

工業材料	工業英語	物理	國語	體操及教練	修身及公民	授業科目	時間數	授業科目	時間數	授業科目	時間數	授業科目	時間數
二四 鑄造	二四 熔接	七二 製罐	四八 熱處理	二四 鍛造	二四 同上	二四 同上	二四 同上	二四 同上	二四 同上	二四 同上	二四 同上	二四 同上	二四 同上

【告示】

廣島市告示第八七號  
廣島市機械工訓育所規程  
中改正ノ件  
昭和十三年十月五日告示第一二二號廣島市機械工訓育所規程中左ノ通り定ム  
昭和十五年六月十九日  
廣島市長 藤田 若水  
第二條 本所ノ教科ヲ旋盤工科、仕上工科及ビ製圖工科ノ三科トス  
第四條 修業生ノ定員ハ一、二〇名(旋盤工科六〇名仕上工科四〇名製圖工科二〇名)トシ各期ノ始メニ其ノ四分の一ツツ入所セシム  
第五條 授業科目及授業時間數左ノ如シ

機素及機構	機械一般	機械製圖法	工場要項	特別講義	製圖實習	計	計	計	計	計	計	計	計
三六 測定法	四八 電氣	一一 同上	一一 同上	一一 同上	二八 同上	六七二	三三六	六〇〇	六〇〇	六七二	六七二	六七二	六七二

證明書料 一通 金貳拾錢  
診斷書料 同 金貳拾錢  
檢案書料 同 金貳拾錢  
處方箋料 同 金貳拾錢

第二條 病室使用料ハ毎月二期(自一日至十五日、自十六日至末日)ニ分チ各其ノ初日ニ於テ其ノ期分ヲ出願人又ハ身元引受人若クハ本人ヨリ之ヲ納付セシム。前項ノ使用料ニ過誤納ヲ生ジタルトキハ納付者ニ之ヲ還付ス

第三條 使用料及手数料ノ減免ヲ受ケントスル者ハ別記廣島市花柳病診療所使用料及手数料免除減額願ニ警察署長、方面委員、町總代又ハ衛生組長ノ證明ヲ得テ市長ノ許可ヲ受クベシ

附則  
本則ハ廣島市花柳病診療所使用料及手数料免除減額願ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
廣島市花柳病診療所使用料及手数料免除減額願  
(不用文字抹消ノコト)

患者氏名  
右ニ對スル花柳病診療所使用料及手数料ハ何々ノ理由ニ依リ納付不可能ニ付免除減額被成下度廣島市花柳病診療所使用料及手数料免除減額願同施行細則第三條ニ依リ御願候也  
昭和 年 月 日  
願出人 患者トノ關係 氏 名  
廣島市長 殿  
廣島市告示第九〇號  
花柳病豫防法第二條ニ依ル診療所ヲ

備考 場合ニ依リ前記授業時間數ハ之ヲ變更スルコトアルベシ

第六條 授業休日左ノ如シ  
一、祝日 祭日  
二、第一日曜 第三日曜  
三、本所創立記念日  
四、冬期休業 十二月二十九日ヨリ翌年一月三日迄

所長ニ於テ必要ト認メタル場合ハ市長ノ承認ヲ得テ前項ノ授業休日ヲ變更スルコトアルベシ

廣島市告示第八九號  
廣島市花柳病診療所使用料及手数料免除施行細則左ノ通り定ム  
昭和十五年七月三日  
廣島市長 藤田 若水  
廣島市花柳病診療所使用料及手数料免除施行細則  
第一條 本院ノ使用料及手数料ハ左ノ區分ニ依リ徵收ス

包、空包、藥筒の類△火藥又は爆藥を裝填したる彈丸、信管、雷管の類△煙火其の他火藥又は爆藥を使用したる火工品(玩具用普通火工品を除く)△壓縮ガス、液化ガスの類

三、容易に燃焼すべき物件 原油、揮發油、燈油、輕油、重油其の他の石油類△黃磷、赤磷、硫化磷△金屬カリウム、金屬ナトリウム、マグネシウム、過酸化ソーダ、過酸化カリ、過酸化バリウム、エーテル、二硫化炭素、コロヂオン、メタノール、ベンゾール、トルエン、ソルベントナフタ、アルコール、アセトン、キシロール、テレピン油、醋酸エステル類△セルロイド△濃硫酸、濃硝酸△生石灰、カーバイド、石炭ガスの類、燐化カルシウム△其の他の「アール、ペンスキー」閉塞發焰試驗器







# 市改五拾周年記念

面	積	東	南	戸	人	一般會計(決算)	特別會計	一般會計(決算)	特別會計
明治二十二年	一方里六三	四方里五三	二方里九〇	一方里六三	一方里六三	一圓五〇一	一圓五〇一	一圓五〇一	一圓五〇一
	一里一八	三里一一	二里	一里餘	一里餘	〇圓四二九	〇圓四二九	〇圓四二九	〇圓四二九
	二里餘	二里四五	二里	二里餘	二里餘				
	二里餘	二里四五	二里	二里餘	二里餘				
	二里餘	二里四五	二里	二里餘	二里餘				
	二里餘	二里四五	二里	二里餘	二里餘				
	二里餘	二里四五	二里	二里餘	二里餘				
	二里餘	二里四五	二里	二里餘	二里餘				
	二里餘	二里四五	二里	二里餘	二里餘				
	二里餘	二里四五	二里	二里餘	二里餘				

**上諭** (明治二十一年四月十七日)  
朕地方共同ノ利益ヲ發達セシメ衆庶臣民ノ幸福ヲ増進スルコトヲ欲シ隣保團結ノ舊慣ヲ尊重シテ益之ヲ擴張シ更ニ法律ヲ以テ都市及町村ノ權義ヲ保護スルノ必要ヲ認メ茲ニ市制及町村制ヲ裁可シテ之ヲ公布セシム

**勅語** (昭和十三年四月十七日)  
朕惟フニ皇祖考維新ノ大猷ヲ弘メ地方自治ノ體制ヲ整ヘタマヒテヨリ茲ニ五十年ニ及ヒ治績見ルヘキモノアリ今ヤ希有ノ時局ニ際會セリ朕カ忠良ナル臣民克ク私ヲ去リ公ニ奉シ規制ニ恪遵シテ益自治ノ根柢ニ培ヒ以テ國家無疆ノ康福ヲ増進セムコトヲ期セヨ



一般會計市稅(決算)	二五、〇四七圓	三、一四七、五四七圓	三、一二二、五〇〇圓
同 一人當リ	〇圓三〇〇	〇圓七九	〇圓四七九
同 一戸當リ	一圓〇五一	三圓二〇〇	二圓一四九
市會議員定數	三六人	四八人	一二人
市役所分課數	三部(課)十五掛	七部二十六課五十八係	七部二十三課四十三係
市吏員數	書記二四 雇員五〇	書記以上四六 雇員一〇	書記以上四〇 雇員五八
市立小學校	(高等)二尋校五簡易(一)高等(三)尋高等(三)	(昭和十四年)	一九校
輸移入額	二、九六八、六〇九圓	九五、九四一、九〇一圓	九二、九七三、三九二圓
輸移出額	二、〇四五、七四〇圓	二〇、一四六、三五三圓	一一八、一〇〇、六三三圓

## 市政五十周年記念式

(昭和十五年十二月一日午前十時)  
於市廳南側一中運動場

- 一、開式
- 二、宮内省 同 互 禮
- 三、黙禱
- 四、君が代奉唱 (一回)
- 五、勅語奉讀
- 六、市長式辭
- 七、市會議長挨拶
- 八、感謝狀並表彰狀、贈呈
- 九、來賓祝辭
- 三、萬歲、聖壽萬歲、廣島市萬歲

## 市改五拾周年記念 追弔法要

(同日午後二時於寺町廣島別院)

- 諸員着席
- 一、開式
  - 二、師登壇
  - 三、導師入堂 (導師入堂)
  - 四、導師焼香 (一堂禮拜)
  - 五、師登壇
  - 六、師登壇
  - 七、師登壇
  - 八、師登壇
  - 九、師登壇
  - 十、師登壇
  - 十一、師登壇
  - 十二、師登壇
  - 十三、師登壇
  - 十四、師登壇
  - 十五、師登壇
  - 十六、師登壇
  - 十七、師登壇
  - 十八、師登壇
  - 十九、師登壇
  - 二十、師登壇
  - 二十一、師登壇
  - 二十二、師登壇
  - 二十三、師登壇
  - 二十四、師登壇
  - 二十五、師登壇
  - 二十六、師登壇
  - 二十七、師登壇
  - 二十八、師登壇
  - 二十九、師登壇
  - 三十、師登壇
  - 三十一、師登壇
  - 三十二、師登壇
  - 三十三、師登壇
  - 三十四、師登壇
  - 三十五、師登壇
  - 三十六、師登壇
  - 三十七、師登壇
  - 三十八、師登壇
  - 三十九、師登壇
  - 四十、師登壇
  - 四十一、師登壇
  - 四十二、師登壇
  - 四十三、師登壇
  - 四十四、師登壇
  - 四十五、師登壇
  - 四十六、師登壇
  - 四十七、師登壇
  - 四十八、師登壇
  - 四十九、師登壇
  - 五十、師登壇
- 追弔法要 (導師及法衆退座)

前市長

佐藤信安、川淵龍起、伊藤貞次、横山金太郎

現市會議員

議長並副議長在職者 森保祐昌、松坂義正、安井藤造

牛尾孟

議長並副議長在職者 勝盛達之助、登貫一、井口正男、中山孫三郎、德永信男、小倉康弘、角和雄、山本久雄、福馬啓造

二期以下在職者

善之助、村上助次、池永清真、川本精一、加藤八代藏、川本泉、高橋武夫、保田庄一、松島良雄、福永友吉、三宅卯一、宮本隆一、柴田重暉、島本秀吉、前濱百太郎、海部惠一郎、日野熊太郎、井上爾樓、烟石兼吉、大横田義雄、大石長次郎、高田堯、村上源次郎、野間真一、山口善吉、柳慶次郎、松本正巳、湊龜太郎、三宅峯吉、平田遼一

市政記者

岡田逸郎、藤原俊明、吉本延行、佐々木廣己、石井麗雲、壽美谷善平

町役員

（勤續四十年以上）牛田町早稻田區（中石喜三郎）新川場町（藤本定吉、山田彌太郎）天神町（中村久吉）塚本町（井東悅二）小網町（小舟區）田原龜吉（東觀音町二丁目）福井武市（福島町中區）高橋直吉、角田佐喜太郎

前市會議員

議長並副議長在職者 加藤俊夫、西村榮藏

（議長在職者）横山金太郎、富島暢夫、西村榮藏

（副議長在職者）三宅兼一、内田哲郎、安宅太郎、角森好藏、村井林市、西本壽一

前助役收入役

（助役）奥久登、福田五郎（收入役）宗兼徳、黒河房五郎（助役）永井貢

（勤續三十年以上）齋藤安助、向井勇三郎、山科市太郎、谷本數一、梶山末登、稻生富雄、濱井芳太郎、竹元角一、土井九一、平尾戸一、奥田次郎

（勤續二十年以上）折田正太郎、田

二期以下在職者

池尻松太郎、石光一美、岩本伊作、秦忠兵衛、戸田止才夫、友廣雅郎、岡田陸藏、温田逸彌、和田六一、渡邊高一、渡部安藝雄、若山正一、加來清造、香川秀作、加藤繁信、河崎寅吉、吉岡初太郎、橫見勳一、田上諸藏、武田八修、高橋剛、相田憲一、辻富次郎、中川實中川謙吉、永井忠行、中川出來太郎、中村圭一、中野一英、永井貢、野村龜太郎、能美謙作、黒米米樹、熊平源藏、山縣元兵衛、柳澤一男、松本吉助、藤井晰太郎、不破熊男、福原亮、藤田若水、麓巖、福田五郎、小松原要作、天野確郎、佐藤五三、笹野雄太郎、澤發一、佐竹新市、澤村賢悟、佐伯辰次郎、木原茂、結城淺次、森田福市、森田俊左久、吉田基衛、植本乙松、松浦治三郎、藤野泰次

市職員

（勤續三十年以上）齋藤安助、向井勇三郎、山科市太郎、谷本數一、梶山末登、稻生富雄、濱井芳太郎、竹元角一、土井九一、平尾戸一、奥田次郎

（勤續二十年以上）伊藤半太郎、佐

三期以上在職者

中幸一郎、高松嗣、中島卯吉、中村久吉、長岡清藏、久保田榮次郎、佐々木達夫、佐伯善吉、平野盛太郎、玉木徳一郎

三期以上在職者

（勤續三十年以上）廣瀨元町（中土井太市町）秋山卯平（廣瀨元町）中土井太丸（廣瀨北町旭組）村田太喜三、脇中保一、長谷川幸一（南觀音町三丁目）木本一實、惠美延太郎、竹内梅吉（中廣町西組）小谷義男（福島町本通組）杉本秀一、杉本早太郎、原詳次郎

（勤續十年以上）（矢賀町）松谷仙次郎、榎本元次郎、福本常太郎、山田喜太郎、木村五三郎、飯田太良、尾長町山根組）滿田升次郎（同三本松組）水坂俊作（同岩鼻組）金子守一

（勤續十年以上）（矢賀町）松谷仙次郎、榎本元次郎、福本常太郎、山田喜太郎、木村五三郎、飯田太良、尾長町山根組）滿田升次郎（同三本松組）水坂俊作（同岩鼻組）金子守一

三期以上在職者

山口重郎、松本守秋、前田實一、藤原種三郎、福屋義夫、坂垣佐市、山崎兼吉、古田友衛、東三澤、木村貢、北澤良太郎、沖本豐太郎、榊山政平、吉尾磯吉、吉田國太郎、住本壽助、福田數雄、小松重義、寺西歷雄、血海篤夫、榎井甚太郎、佐々木榮吉、山本政市、宗像薰二、天野秀吉、河原稔、田村ユウコ、山澤澤義、平井憲太郎、菅尾眞澄、圓山和正、中邑元、吉田祐一、岡村直一、砂子佐登一、增田榮次郎、和久野謙作、森之上熊市、日浦今太郎、山口三治郎、安藤義夫、櫛村吾市、向井源市、三浦松男、吉川村人、中戸啓之助、竹内丈八、平岡豐太郎、野崎吉松、森本兼吉、坂田熊吉、横山藤人、坂本隆男、今井正身、池田壽一、石田覺、鶴岡榮、月岡陽一、村戸アサミ、藤井慶助

三期以上在職者

（勤續三十年以上）（大須賀町）奥本鐵漢（段原新町）中井勘藏（段原東浦町）石本庄次郎（白島西中町）山根芳太郎（牛田町早稻田區）竹本米吉（研屋町）榎本太市（新川場町）入江直三郎（尾道町）久野瀨松太郎、高田龜次郎

（勤續三十年以上）（大須賀町）奥本鐵漢（段原新町）中井勘藏（段原東浦町）石本庄次郎（白島西中町）山根芳太郎（牛田町早稻田區）竹本米吉（研屋町）榎本太市（新川場町）入江直三郎（尾道町）久野瀨松太郎、高田龜次郎

（勤續三十年以上）（大須賀町）奥本鐵漢（段原新町）中井勘藏（段原東浦町）石本庄次郎（白島西中町）山根芳太郎（牛田町早稻田區）竹本米吉（研屋町）榎本太市（新川場町）入江直三郎（尾道町）久野瀨松太郎、高田龜次郎

郎（天神町）田中惣太郎（油屋町東組）松村悅次郎（西引御堂町東組）中本壽右衛門（天滿町）住田慶次郎（横川町二丁目）秋山藏三（同町三丁目）小田瀧三（古田町田方組）前清次（鹽屋町）八尾井直次郎

（勤續二十年以上）（矢賀町）樋口文教、坂本清次郎（尾長町山根組）馬田善（同町尾長組）濱田二太郎（愛宕町）岩本千太郎（荒神町甲組）倉西倉次、吉田徳一（大須賀町）曾谷利三郎（比治山町）佐久間吉太郎（稻荷町）佐々木五郎吉（土手町）堤豐次、平賀久吉

（勤續二十年以上）（矢賀町）樋口文教、坂本清次郎（尾長町山根組）馬田善（同町尾長組）濱田二太郎（愛宕町）岩本千太郎（荒神町甲組）倉西倉次、吉田徳一（大須賀町）曾谷利三郎（比治山町）佐久間吉太郎（稻荷町）佐々木五郎吉（土手町）堤豐次、平賀久吉

（勤續二十年以上）（矢賀町）樋口文教、坂本清次郎（尾長町山根組）馬田善（同町尾長組）濱田二太郎（愛宕町）岩本千太郎（荒神町甲組）倉西倉次、吉田徳一（大須賀町）曾谷利三郎（比治山町）佐久間吉太郎（稻荷町）佐々木五郎吉（土手町）堤豐次、平賀久吉

（勤續二十年以上）（矢賀町）樋口文教、坂本清次郎（尾長町山根組）馬田善（同町尾長組）濱田二太郎（愛宕町）岩本千太郎（荒神町甲組）倉西倉次、吉田徳一（大須賀町）曾谷利三郎（比治山町）佐久間吉太郎（稻荷町）佐々木五郎吉（土手町）堤豐次、平賀久吉

（勤續二十年以上）（矢賀町）樋口文教、坂本清次郎（尾長町山根組）馬田善（同町尾長組）濱田二太郎（愛宕町）岩本千太郎（荒神町甲組）倉西倉次、吉田徳一（大須賀町）曾谷利三郎（比治山町）佐久間吉太郎（稻荷町）佐々木五郎吉（土手町）堤豐次、平賀久吉

（勤續二十年以上）（矢賀町）樋口文教、坂本清次郎（尾長町山根組）馬田善（同町尾長組）濱田二太郎（愛宕町）岩本千太郎（荒神町甲組）倉西倉次、吉田徳一（大須賀町）曾谷利三郎（比治山町）佐久間吉太郎（稻荷町）佐々木五郎吉（土手町）堤豐次、平賀久吉

（勤續二十年以上）（矢賀町）樋口文教、坂本清次郎（尾長町山根組）馬田善（同町尾長組）濱田二太郎（愛宕町）岩本千太郎（荒神町甲組）倉西倉次、吉田徳一（大須賀町）曾谷利三郎（比治山町）佐久間吉太郎（稻荷町）佐々木五郎吉（土手町）堤豐次、平賀久吉

（勤續二十年以上）（矢賀町）樋口文教、坂本清次郎（尾長町山根組）馬田善（同町尾長組）濱田二太郎（愛宕町）岩本千太郎（荒神町甲組）倉西倉次、吉田徳一（大須賀町）曾谷利三郎（比治山町）佐久間吉太郎（稻荷町）佐々木五郎吉（土手町）堤豐次、平賀久吉

（勤續二十年以上）（矢賀町）樋口文教、坂本清次郎（尾長町山根組）馬田善（同町尾長組）濱田二太郎（愛宕町）岩本千太郎（荒神町甲組）倉西倉次、吉田徳一（大須賀町）曾谷利三郎（比治山町）佐久間吉太郎（稻荷町）佐々木五郎吉（土手町）堤豐次、平賀久吉

（勤續二十年以上）（矢賀町）樋口文教、坂本清次郎（尾長町山根組）馬田善（同町尾長組）濱田二太郎（愛宕町）岩本千太郎（荒神町甲組）倉西倉次、吉田徳一（大須賀町）曾谷利三郎（比治山町）佐久間吉太郎（稻荷町）佐々木五郎吉（土手町）堤豐次、平賀久吉

（勤續二十年以上）（矢賀町）樋口文教、坂本清次郎（尾長町山根組）馬田善（同町尾長組）濱田二太郎（愛宕町）岩本千太郎（荒神町甲組）倉西倉次、吉田徳一（大須賀町）曾谷利三郎（比治山町）佐久間吉太郎（稻荷町）佐々木五郎吉（土手町）堤豐次、平賀久吉

（勤續二十年以上）（矢賀町）樋口文教、坂本清次郎（尾長町山根組）馬田善（同町尾長組）濱田二太郎（愛宕町）岩本千太郎（荒神町甲組）倉西倉次、吉田徳一（大須賀町）曾谷利三郎（比治山町）佐久間吉太郎（稻荷町）佐々木五郎吉（土手町）堤豐次、平賀久吉

三期以上在職者

郎（白島中町）柴久吉（白島西中町）菅生勝吉、福地平次郎（西白島町）村上長次郎（牛田町南町區）川島光吉（同丹土區）石田仲吉（研屋町）横田善四郎、泉完一、工藤壽夫（平田屋町）池尻松太郎（新川場町）土谷菅平、紀井淺吉、槻山芳次郎、小田市太、堀川三藏（袋町）藤重彦一、加土善吉（西魚屋町）光保熊次郎、三好寅吉（鹽屋町）藤野貞一（尾道町）木原八十吉（猿樂町）増田熊市、石井市太郎（大手町二丁目）野津謙吉、藤井徳兵衛（同四丁目）渡部數太郎、永登範一（同五丁目）吉田榮次郎（同六丁目）馬場竹三（同八丁目）藤田哲二、三原彦三郎、成瀬徳治（同九丁目）向西保太郎、服部來助（千田町二丁目）米倉慶太郎（天神町）坂井岩三（材木町）高山政楠（木挽町）光本半次郎（中島新町）木村長次郎（水主町中組）永井眞三郎（河原町）桑原新藏、浮田益吉、北口市松由元只一、八木常吉、滿田勝一、坂谷新次郎（舟入町）前田二一、木坂伊太郎（舟入本町東組）重本吾作（舟入幸町東組）梶田徳松（舟入川口町東組）桑原文次郎（塚本町）井東茂兵衛（鷹匠町西部上組）末田万次郎（猫屋町）勝盛信一、郷田金太（西大工町）信濃助次郎（堺町一、二丁目）長岡勝次郎（西地方町）中島徳太郎、桑原庫太（西新町）志賀嘉一、藤卷國平、宮川忠太郎、惠原龜夫（小網町新明組）玉本鹿之助（空鞆町東組）今中時松、藤野常吉（西引御堂町東組）神田末太郎、上田梅吉（同西組）田村吉太郎（新

三期以上在職者

（勤續十年以上）（矢賀町）松谷仙次郎、榎本元次郎、福本常太郎、山田喜太郎、木村五三郎、飯田太良、尾長町山根組）滿田升次郎（同三本松組）水坂俊作（同岩鼻組）金子守一

（勤續十年以上）（矢賀町）松谷仙次郎、榎本元次郎、福本常太郎、山田喜太郎、木村五三郎、飯田太良、尾長町山根組）滿田升次郎（同三本松組）水坂俊作（同岩鼻組）金子守一

（勤續十年以上）（矢賀町）松谷仙次郎、榎本元次郎、福本常太郎、山田喜太郎、木村五三郎、飯田太良、尾長町山根組）滿田升次郎（同三本松組）水坂俊作（同岩鼻組）金子守一

（勤續十年以上）（矢賀町）松谷仙次郎、榎本元次郎、福本常太郎、山田喜太郎、木村五三郎、飯田太良、尾長町山根組）滿田升次郎（同三本松組）水坂俊作（同岩鼻組）金子守一

（勤續十年以上）（矢賀町）松谷仙次郎、榎本元次郎、福本常太郎、山田喜太郎、木村五三郎、飯田太良、尾長町山根組）滿田升次郎（同三本松組）水坂俊作（同岩鼻組）金子守一

（勤續十年以上）（矢賀町）松谷仙次郎、榎本元次郎、福本常太郎、山田喜太郎、木村五三郎、飯田太良、尾長町山根組）滿田升次郎（同三本松組）水坂俊作（同岩鼻組）金子守一

（勤續十年以上）（矢賀町）松谷仙次郎、榎本元次郎、福本常太郎、山田喜太郎、木村五三郎、飯田太良、尾長町山根組）滿田升次郎（同三本松組）水坂俊作（同岩鼻組）金子守一

（勤續十年以上）（矢賀町）松谷仙次郎、榎本元次郎、福本常太郎、山田喜太郎、木村五三郎、飯田太良、尾長町山根組）滿田升次郎（同三本松組）水坂俊作（同岩鼻組）金子守一

（勤續十年以上）（矢賀町）松谷仙次郎、榎本元次郎、福本常太郎、山田喜太郎、木村五三郎、飯田太良、尾長町山根組）滿田升次郎（同三本松組）水坂俊作（同岩鼻組）金子守一

（勤續十年以上）（矢賀町）松谷仙次郎、榎本元次郎、福本常太郎、山田喜太郎、木村五三郎、飯田太良、尾長町山根組）滿田升次郎（同三本松組）水坂俊作（同岩鼻組）金子守一

（勤續十年以上）（矢賀町）松谷仙次郎、榎本元次郎、福本常太郎、山田喜太郎、木村五三郎、飯田太良、尾長町山根組）滿田升次郎（同三本松組）水坂俊作（同岩鼻組）金子守一

（勤續十年以上）（矢賀町）松谷仙次郎、榎本元次郎、福本常太郎、山田喜太郎、木村五三郎、飯田太良、尾長町山根組）滿田升次郎（同三本松組）水坂俊作（同岩鼻組）金子守一

（勤續十年以上）（矢賀町）松谷仙次郎、榎本元次郎、福本常太郎、山田喜太郎、木村五三郎、飯田太良、尾長町山根組）滿田升次郎（同三本松組）水坂俊作（同岩鼻組）金子守一

（勤續十年以上）（矢賀町）松谷仙次郎、榎本元次郎、福本常太郎、山田喜太郎、木村五三郎、飯田太良、尾長町山根組）滿田升次郎（同三本松組）水坂俊作（同岩鼻組）金子守一

（勤續十年以上）（矢賀町）松谷仙次郎、榎本元次郎、福本常太郎、山田喜太郎、木村五三郎、飯田太良、尾長町山根組）滿田升次郎（同三本松組）水坂俊作（同岩鼻組）金子守一

（勤續十年以上）（矢賀町）松谷仙次郎、榎本元次郎、福本常太郎、山田喜太郎、木村五三郎、飯田太良、尾長町山根組）滿田升次郎（同三本松組）水坂俊作（同岩鼻組）金子守一

三期以上在職者

（的場町）佐渡清次郎、川崎彌市、堀龜吉、吉松好太郎（金屋町）坂田末松、佐々木賢一、松原笹一（比治山町）平賀若次、得能敏雄、小林米藏、佐々木修二、平田音次郎、大田元吉（松川町）池上龜太郎、山本久次郎（稻荷町東組）杉岡彌一、井上利助、林音次郎、竹本豐太郎（同西組）宮本齊、山田榮藏、堀内彌三郎、尾山宗三郎（土手町）野尻松太郎、坂本吉太郎、米村峯吉、三好仁太郎、堤仙太郎（桐木町）櫻井雲次、松田登一郎、坪川時次郎（段原町）福馬啓造、村田万太郎、林權一（同末廣町）中井萬藏、西久保淺次郎、坂田熊造（同新町）井上六（同東浦町）妻木伊三郎（同中町）中井仙太郎（南段原町）藤田宣彦（東雲町）藤本鶴一（仁保町本浦）加登竹一、田岡敬造（同淵崎）谷本常松、吉川彦助、村木寅市（同堀越）玖村光次（同日守那）平野哲夫、倉本伊太郎、新川長平（同丹那）松本舜介（同大河）池田勝次、三宅峯吉（旭町）杉村政太郎、玉田勘吾、濱井芳太郎（比治山本町）杉原泉馬、波多江善吾、荒川捨次郎、大塚常吉、坂本實雄（皆實町一丁目）大西謙次郎（同二丁目）西谷徳右衛門、熊谷久吉、吉永三代人、宮本音一、藤金庄之助（同三丁目東部組）烟石兼吉、宮迫新一（同西部組）高橋浦太郎、村本庄松、高橋勇喜雄（宇品町南部東組）井山保太郎、鹽本廣一郎、織田保太郎（同御幸組）徳永佐吉、伊藤一郎、岡田經三、宮崎

三期以上在職者

（勤續十年以上）（矢賀町）松谷仙次郎、榎本元次郎、福本常太郎、山田喜太郎、木村五三郎、飯田太良、尾長町山根組）滿田升次郎（同三本松組）水坂俊作（同岩鼻組）金子守一

（勤續十年以上）（矢賀町）松谷仙次郎、榎本元次郎、福本常太郎、山田喜太郎、木村五三郎、飯田太良、尾長町山根組）滿田升次郎（同三本松組）水坂俊作（同岩鼻組）金子守一

（勤續十年以上）（矢賀町）松谷仙次郎、榎本元次郎、福本常太郎、山田喜太郎、木村五三郎、飯田太良、尾長町山根組）滿田升次郎（同三本松組）水坂俊作（同岩鼻組）金子守一

（勤續十年以上）（矢賀町）松谷仙次郎、榎本元次郎、福本常太郎、山田喜太郎、木村五三郎、飯田太良、尾長町山根組）滿田升次郎（同三本松組）水坂俊作（同岩鼻組）金子守一

（勤續十年以上）（矢賀町）松谷仙次郎、榎本元次郎、福本常太郎、山田喜太郎、木村五三郎、飯田太良、尾長町山根組）滿田升次郎（同三本松組）水坂俊作（同岩鼻組）金子守一

（勤續十年以上）（矢賀町）松谷仙次郎、榎本元次郎、福本常太郎、山田喜太郎、木村五三郎、飯田太良、尾長町山根組）滿田升次郎（同三本松組）水坂俊作（同岩鼻組）金子守一

（勤續十年以上）（矢賀町）松谷仙次郎、榎本元次郎、福本常太郎、山田喜太郎、木村五三郎、飯田太良、尾長町山根組）滿田升次郎（同三本松組）水坂俊作（同岩鼻組）金子守一

（勤續十年以上）（矢賀町）松谷仙次郎、榎本元次郎、福本常太郎、山田喜太郎、木村五三郎、飯田太良、尾長町山根組）滿田升次郎（同三本松組）水坂俊作（同岩鼻組）金子守一

（勤續十年以上）（矢賀町）松谷仙次郎、榎本元次郎、福本常太郎、山田喜太郎、木村五三郎、飯田太良、尾長町山根組）滿田升次郎（同三本松組）水坂俊作（同岩鼻組）金子守一

（勤續十年以上）（矢賀町）松谷仙次郎、榎本元次郎、福本常太郎、山田喜太郎、木村五三郎、飯田太良、尾長町山根組）滿田升次郎（同三本松組）水坂俊作（同岩鼻組）金子守一

（勤續十年以上）（矢賀町）松谷仙次郎、榎本元次郎、福本常太郎、山田喜太郎、木村五三郎、飯田太良、尾長町山根組）滿田升次郎（同三本松組）水坂俊作（同岩鼻組）金子守一

（勤續十年以上）（矢賀町）松谷仙次郎、榎本元次郎、福本常太郎、山田喜太郎、木村五三郎、飯田太良、尾長町山根組）滿田升次郎（同三本松組）水坂俊作（同岩鼻組）金子守一

（勤續十年以上）（矢賀町）松谷仙次郎、榎本元次郎、福本常太郎、山田喜太郎、木村五三郎、飯田太良、尾長町山根組）滿田升次郎（同三本松組）水坂俊作（同岩鼻組）金子守一

（勤續十年以上）（矢賀町）松谷仙次郎、榎本元次郎、福本常太郎、山田喜太郎、木村五三郎、飯田太良、尾長町山根組）滿田升次郎（同三本松組）水坂俊作（同岩鼻組）金子守一

（勤續十年以上）（矢賀町）松谷仙次郎、榎本元次郎、福本常太郎、山田喜太郎、木村五三郎、飯田太良、尾長町山根組）滿田升次郎（同三本松組）水坂俊作（同岩鼻組）金子守一

（勤續十年以上）（矢賀町）松谷仙次郎、榎本元次郎、福本常太郎、山田喜太郎、木村五三郎、飯田太良、尾長町山根組）滿田升次郎（同三本松組）水坂俊作（同岩鼻組）金子守一

要助、茶山安太郎、内海敬人、大平  
靜雄(同西組)奥迫初太郎(同御幸  
通榮組)勝丸要次郎(同西通四、五  
丁目)光宗笹一、藤澤茂平、空田敷  
一、今中乙次郎、橋本菊松(同御幸  
通六丁目)山崎好太郎(同北組下組)  
下高清水太郎(同七丁目)松本次郎市  
(同北組下組)井上力太郎(同八丁目)  
飯田與津吉、重森成人(同九丁目)  
柴崎重次郎、大畑實(同十二、三丁  
目)池田次郎平、石川七之助、梶村  
壽實(同十五丁目)今村萬一、松田三  
一(同十六、七丁目)岡村貞之助、  
高田熊太郎、新出傳次郎(同神田通  
下組)岡本辰藏(同十丁目)萬谷交  
次郎(元字品町)松田泰行、坂木道  
光、多葉井竹松(東平塚町)住田重  
照、增井諒三(西平塚町)安田壽夫  
瀧口忠雄、大下直平(北平塚町)吉  
本芳太郎、松岡貢、吉川喜市、小野  
了藏、二野宮太郎(竹屋町)村岡  
初太郎、大森順一、倉本元次郎(鶴  
見町)高橋六太郎(實町)立川達雄  
荒木藏人(富士見町)中村爲三、砂  
入常吉(同本通)門田幾次郎(昭和  
町)立座有慈、三村正義(南竹屋町)  
筒井仙次郎、大江辰良、森原民司  
(平野町)戶田喜四郎(橋本町)穗井  
田小市、立田貞六、栗信吉(同下組)  
組)田中品太郎、山根民藏(同下組)  
内海了二、天野悅胡、佐々木肇(上  
流川町上組)道田義造、山本得太郎  
三佐尾貫一、村田直次郎、吉本正二  
郎(同中組)新井長次郎、山王德次  
重田爲四郎(鐵砲町上組)柳山英植  
(同中甲組)大島保吉(同中乙組)山

田善太郎、中尾藏三(同下組)中野  
傳一、松浦佐一、谷口卯三郎、久保  
安次郎(八丁堀上組)土井正義、工  
藤勝二、山田清市、松田義一郎、東  
野京一(同中組)中野十八、森繁雄  
土井重登(同下組)有木虎市(下柳  
町)西東庫三(石見屋町)松坂義正、  
永野隆三、大津賀福二、渡里芳助、  
明吾一(山口町)山室正市、大濱巳  
三郎(銀山町)桑原謙吉、竹島芳太  
郎、山田直藏、尾上利一(東胡町)  
下田國南雄、高野又一、山脇靜太郎  
大西俊藏(斜屋町)山田德次郎(胡  
町)尼子勝吉、北村喜代藏、丹羽壽  
小田政次郎(彌生町)增田卓一、天  
野物太郎、伊丹壯爾、中島政次郎、  
小川清一(藥研堀)坪谷多作、清水  
乙次郎、小川一男(東新天地)加藤  
恒三郎(新天地)小林敏雄、伊達良  
法、眞志田乙吉(下流川町)清水爲  
吉、北村晉吉(堀川町)丸岡才吉、  
三好強太、高橋保兵衛、堀田巳代吉  
山下憲吉、倉本信義(三川町)坂田  
達、三宅万次郎、水木角一、吉野政  
造(二葉ノ里)川手武一、吉野滿太  
郎、二宮經一(東白島町)大横田義  
雄、佐々木兼吉、鴉田五一、友田孫  
一(白島九軒町)横山重雄、高野權  
太郎、松本吉助、藤田節次(白島東  
中町)西村春三、青木勝、平岡三十  
一(白町中町)木村松次郎、前田登  
市(白島西中町)鈴木仲藏、藤井龜  
太郎(西白島町)富田梅太郎(白島  
北町)金谷富介、時山太郎、三好元  
太郎(牛田町南町區)西本正男、花  
房嘉兵衛、花房登市、橋本定見、檜

上三干治、益田稔、箕村登(同本町  
區)田羅賢市、正岡繁太郎、丸森壽  
平、武田悟、井關彦太郎、桑本盛  
登、永原海鷹、渡部定一(同神田區)  
吉川鎮雄、佐々木得一、升田嘉藏、  
石井瀧三郎、石田諭吉、品川春之、  
高橋圓太郎(同早稻田區)吉岡助三  
花房貞吉(同丹土區)田村多藏(同  
旭町區)藤田金一、永井純一(同新  
町區)牛尾卷太郎、酒井春一、保田  
唯次郎、林政市、中尾嘉內、中井常  
太郎、中尾英吉、瀨口一郎、野地吾  
八(似島町)山根淺次郎(東魚屋町)  
今井狀太郎、伊藤光次郎(立町)熊  
谷孝兵衛、吉本一、住吉小太郎、中  
川勝造、戶田延隆(研屋町)吉田幸  
一、小川琢磨、鹽井富三郎(紙屋町)  
木村勝吉、麓喜二郎、加茂藤次郎、  
佐伯昇一、能野秀吉(平田屋町)香  
木勝吉、近森三八(播磨屋町)佐久  
間勇、(鐵砲屋町)佐伯光太郎、河  
村雅夫(新川場町)讚岐章一、下野  
大展、細川高作、佐久間政之助、林  
榮太郎、三戶良次郎、本田耕作、平  
田淳吉、滿井芳太郎、吉村友昭、堀  
川九郎、横田恂次、土井一馬、小島  
勉二、中村友次郎(中町)廣藤文造  
栗田重太郎(下中町)神田彦一(袋  
町)清水憲介、江川捨吉、石井松太  
郎、住田乙吉、日高龜吉、藤本芳三  
(西魚屋町)橋本正次郎、磯貝四郎  
藤井榮次郎(小町)秋山賢吉(鹽屋  
町)松島信樞、村田安藝、宮迫數一  
可部本廣一、岡原佐太郎(尾道町)  
松田元三郎、青木善一、磯谷精輔、猿  
樂町東組)喜代吉五郎、木村松之助

(同西組)宮本貞藏、林義治、笠井  
伊兵衛、岡本常吉(細工町)齊藤眞  
一、島本秀吉、中澤愛次郎(横町)  
引地秀吉、財滿八百太郎、田邊信次  
郎(鳥屋町)泉朝吉(大手町一丁目)  
田頭喜一、山根幸吉(同二丁目)尾  
前友助、安形榮、横山重助(同三丁  
目)石原肇荒谷龍、井關俊郎、荆尾  
梅太郎(同四丁目)本田鶴藏(同六  
丁目)倉本周誓、永井和一、千波教  
誓(同七丁目表組)佐伯十吉、熊野  
泰次、瀨川久吉、阿曾沼政治郎(同  
東組)三輪好衛、田中甚三郎、多田  
晉吉、須藤強吉、山本芳太郎、岡野  
政一、太田勝造(同八丁目)木村佐吉  
山上章夫、西本勘助、篠村貞次郎、  
國府米次郎、藤田昇一、小瀬良一、  
藤本好雄(同九丁目)平原鶴一、菅  
野利三郎、松下雄三郎、古田德太郎  
關豐太郎(國泰寺町眞菰組)田中近  
太郎(同南組)高浦作一(雜魚場町)佐  
伯藤吉、品川辨吉(東千田町)長藤  
八次郎、豐島寅太郎、中村三市、畑  
野富吉、村上甚助(千田町一丁目)德  
丸辨藏、尾山德一、今野玉吉(同二  
丁目)小川新右衛門、澤井千万人、  
花咲信一、角田多四郎、田部富藏、  
川本友助(同三丁目)宮本福松、宮  
地晉吉、大野國松、池本十治郎(南  
千田町)中川龜三、宮本數男、山崎  
丹藏、日浦要(中島本町)佐藤彌七  
武田國松、向井章一(天神町)木本  
龜吉、坂本虎雄(材木町)綠竹藏、  
山田吾市、竹村國藏、筒井太一、坂  
田久吉、中島四郎九(元柳町)市川

佐與吉、上田留吉、山瀬優、井原茂  
市(中島新町)三津石敏雄、朝見修  
藏、津川利一、原田伊三郎(水主町  
上組)宮川孫市、矢野儀三郎、坂田  
芳藏(同中組)朝田良一、山名克治  
佐々木三郎、坂谷九助、小川德吉、  
横山荒太郎、山本喜四郎(吉島本町)  
川口覺一(河原町)古田嘉一(同神  
崎組)中津寅吉、藤居豐三(同東下  
組)大山米次郎、土田助三郎(同東  
上組)新見利三郎、保田芳藏、永井  
保太郎(同西組)林榮次郎(同北組)  
山根惠一、竹内啓太郎(同西組)平  
岡儀三郎(同東下組)中村房吉、井  
上續三(同西組)飯田雄次郎、平本  
繁一、久米龜之助(舟入町)中村乙  
藏、渡部久吉、山口晉吉、田村實雄  
(舟入仲町)龜田岩次郎、三宅熊吉、  
古田龜吉(舟入本町東組)岡崎主稅  
(同西組)竹內勘一(同東組)佐古義  
夫、新宅宅次郎(同西組)藤田儀三  
郎(舟入幸町西組)協田長市(舟入川  
口町中組)田中五郎、三川改次郎(同  
東組)川口茂平、谷薫一(同西組)  
坂本熊吉、久保田次郎、大野庄吉(同  
南組)石原光一、平野政太、吉野市  
之進(江波町)野間源一、野間眞一  
(塚本町)楠原常吉、木村建吉、古川  
幾造(鍛冶屋町)田中久吉、越智抽  
一(鷹匠町東組)奥田唯二(同西部  
上組)松村熊太郎、田村平八、井上  
政吉(同西組)堀野松次郎(同下組)  
桑原孫一、村田乙藏(左官町)佐伯  
辰次郎、北村健次郎、佐々木榮次郎  
(猫屋町)中村喜一郎、木村榮吉、

柳澤好秋、森澤得一(油屋町西組)  
富吉恭治(十日市町)池田武三郎、  
寺尾爲三郎、倉本博吉(西大工町)  
松野梅三郎、坪井初太郎、吉村直吉  
阿部常三郎、有馬卯之助(榎町)川  
崎友三郎、高橋剛、立川環、香川廣  
吉(塚町一、二丁目)熊野芳太郎、  
世良盛吉、香川龍吉(同三丁目)潮  
尾增藏、柳川利一郎、堀内一三(西  
地方町)高義一、太田與藏、鹽本伊  
勢松、富士谷盛夫(西新町)小野岡  
次郎、濱田福松(小網町新明組)榎  
野節太郎、田熊一郎(同東組)丸本  
群一(同西組)福永信藏、佐竹林助  
(同小舟區組)洞木覺、政近市太郎、  
森才吉(空鞆町東組)横田治六、岩  
苔和一郎、沖一六、沖田説吾(同西  
組)大場元二、桑原梅松、松本熊吉  
(寺町下組)三好健次郎(同上組)栗  
坪護熙、山下谷次郎、内田政一(同  
中組)熊谷崇範(西引御堂町東組)  
高田敦二、中川安造、中村金次郎、錦  
町)小宇羅讚一、寺尾秀雄、吉田庄  
次郎、小宇羅與一、小野保吉、木谷  
清一、湊龜太郎、鹽谷愛次郎(横堀  
町)木村亮一、伊達半助、木村養次  
郎、寺本市助(新市町)寺尾政人(北  
榎町)岩井大吉、三浦萬吉、村井俊  
吉(廣瀬元町)莊川德一、草野鐸一  
郎、山田文太郎(廣瀬北町旭組)伊  
達龜太郎、榎並千一(東觀音町一丁  
目)中本只吉、猫谷增藏、山口松太  
郎、菅岩藏(同二丁目)德永覺一、  
山本幾太郎(觀音本町)谷口友一、

前濱百太郎(西觀音町一丁目)中川  
忠次郎、寺田三藏、湊義男、新谷要  
古谷信吉(同二丁目)小山惣一(南  
觀音町一丁目)宮原庄助、山本保太  
郎、永田元一、谷本勘一(同南組)  
田中讓(同北組)山本鐵治(同三丁  
目)米澤次良造、火浦惣吉(天滿町  
本町組)小畑良助、山根文之助、信  
岡富三郎(同西組)中西次郎、山  
下留次郎、若山作次、山口德一、木  
原虎藏、由藤利三郎(西天滿町)杉  
山廣作、廣田成一、兒玉克巳、櫻井  
保吉、坪井福松(上天滿町南組)中  
島彌太郎、古田勘兵衛(中廣町)中  
尾三郎、福島万吉、四方盛市(同西  
組)道田政吉、佐久間正作、永井幾  
三郎、中村甚太郎、吉田國太郎、吉  
竹松吉(福島町本通組)水間善市、  
柴田庄一、小西伊三郎(同中組)泉  
寬、岩田新一、新見品三郎、高橋喜  
一郎(同南組)菊崎正行、藤原勇次  
郎、鼻岡正夫、藤原善三郎(南三篠  
町)三宅政一郎、山肩健次、田村平  
一、杉本太一郎、中吉太郎藏、三藤  
節次郎、田中吾一、二井律三郎、森  
分德次、岡野格之助、石井清一(楠  
木町一丁目)狩野松太郎、辻國一、  
武下信雄、大澄信士、島山繁太郎(同  
二丁目)高田鐵吉、小林庄五郎、山  
根末次郎、正木梧一、重森光造、桑  
原芳太郎、上村登一(同三丁目)平  
本慶次郎(同四丁目)加土廣次、片  
山伊八(大芝町)藤田熊吉、土井二  
三、倉本伊助、古屋仙助、上中準一  
小山德藏(横川町一丁目)山本豐松

畑村利三郎、加藤保次郎、加藤辰三  
郎、小川米吉、田中作太郎、松田松  
次郎(同二丁目)山崎實雄、岡村清  
一、河野啓一、永田幾藏、岩部富太  
郎、岩崎房太郎、高瀬政治郎、岡崎  
爲一、田島倉造、高木哲雄、北山元  
次郎、蛸田才吉(同三丁目)佐久間  
作一郎、牧村繁藏、内山新助、中島  
清太、辻傳五郎、熊野貞市、沓内説  
二、新井増太郎(三篠本町一丁目)  
井上貫一、中田雅一、森井賢雄(同  
二丁目東組)桑原虎一、今中源次郎  
久保喜八、小林植雄、田上佳作、藤  
本米吉(同西組)谷川龜太郎、國廣  
應、森田巍一、沓内一知、井村貞吉  
(同三丁目)山口信一、西本米吉、長  
岡稅三、山本萬吉、沖本保一、水津  
盛之助、和田茂(同四丁目)田村卯  
一、須澤秀三、飯田健作、立村脩造  
小川龜三、小川兵太郎、中村卯吉、  
松本三太郎(新庄町)吉本壽一、末  
田一二、廣瀬久吉、音部長八、森田  
信一(三瀧町)金口麻次郎、野村範  
一、堤松之丞、佐々木玉吉、諏田平  
之助(打越町)川野保五郎、福永和  
太郎、上田要次郎、西田辰一、西本  
直一、川野佐太郎、平澤眞次郎、藤  
川勳策、桑本金藏、田村秀穗、渡部  
繁藏、安田梅松、桑原登一(已斐町  
上町區)上河内德一、村井喜代磨、  
岡田三太郎、寺蕃長次郎、末田勇次  
郎、台井和一、近藤元藏、村上仁一  
(同中町區)竹本常吉、市塚五郎九、  
橋本恂二、西山乙藏、岩田松吉、岡  
部德太郎(同本町區)爲本元太郎、

田部三代太郎、岡田武三、藤田嘉一、林源太郎、寺河内藏、田中謙一、(古田町高須組)大下鎌次郎、(同古江組)西川市太郎、淺川忠五、川本助太郎、川崎万吉、上野佐太郎、藤島榮吉、平田福次郎、(同田方組)山田佐次郎、田中文太郎、小畑吾作、(庚午町)船本參一、久保田龜吉、宮原隼人、尾森唯男、梶山啓一、船本房太郎、中協政一、(草津東町)蘭福藏、島本德一、(出本貞吉、鶴崎陸乘、(草津本町)松古翁二、田原直市、播本啓次郎、福地爲吉、(草津濱町)中西靜生、山我清兵衛、岩井順一、高橋末吉、大島辰五郎、(草津南町)山口善吉、高木八百太郎、萬谷孫八、大賀染次郎、木谷乙吉

方面委員

(岩鼻方面)岩本千太郎、山本增太郎、大杉小次郎、(荒神方面)山本ミツ天津峯吉、水野辰一、倉西倉次、會谷利三郎、比治山方面)松本斯白、新見和一郎、中井万藏、川崎彌市、(宇品方面)田村才四郎、齋藤タク、佐々木孫一、(竹屋方面)坂田達、(職町方面)木谷吉二郎、丸岡才吉、(神田橋方面)登島一成、牛尾卷太郎、(國泰寺方面)向西保太郎、中川龜三、(中島方面)田村源一、(舟入方面)西村幸藏、羽田善信、福井照吉、野間眞一、(十日市方面)山崎頼男、横田治六、楠原常吉、桑原梅松、秋本爲吉、吉田庄次郎、小宇羅ツナ、(天満橋方面)杉本秀一、米田貞吉、菊崎正行、中本只吉、藤坂喜代三、(已斐方面)横田範

四郎、永岡繁太郎、(三篠方面)中田收藏、水田豊之助、田村平一、大澤俊範、(已斐方面)土井三郎

學校衛生醫會

廣藤文造、今井藏六、山瀬優

廣島市醫師會

渡邊英吉造

納稅組合役員

(草津南町)萬谷孫八、高木八百太郎、山口善吉

物故者

(市長、助役、收入役) (市長)三木達伴資健、佐藤正、高東康一、小田貫一、渡邊又三郎、長屋謙二、豐島陽藏、田部正壯(助役)中島干城、林公平、山本覺二、横山亮一、小田清、佐野賢作、岡太學、收入役)早速正夫、坂村眞中、栗屋敏夫、土井小市、(市會議員)森川脩藏、瀨川増藏、三戸藏之助、林十之助、佐野卯助、尾形武三郎、福原蘇郎九、岡田才助、海塚新八、武田吉右衛門、岡野七右衛門、古川久吉、保田芳太郎、築島喜一、木元儀右衛門、廣田万次郎、桐原恒三郎、佐久間重太郎、森田幹夫、中野庸介、山本三郎、大野千三郎、小畑幸穂、大井昂、若林守夫、景山軍太郎、金近秀之助、梶山茂三郎、吉井源吉、横山猶三郎、吉野富三、高橋忠親、高野一步、玉國一郎、二、谷田助一、玉田源次郎、多賀謙吉、高田似壠、田中保、土屋範吾、

土屋喜三太、長沼鷲藏、内藤松太郎、多田惣七、福井成美、藤田筆吉、琴崎乙司、八木權、高田寅藏、早速整爾、宇留島常造、山中正雄、尼子忠藏、岩崎永助、岩崎政介、石光頼太郎、壹岐盛文、今田正夫、今田庫吉、池田哲夫、秦武八、林保登、林敬、西村伊三郎、西山謹三郎、本明貞藏、堀江秀一、百々正利、近田宗兵衛、與本數奇男、太田幸吉、大藤保兵衛、杉岡退藏、檜山幾太郎、佐野豊吉、野瀬力藏、加藤炬之助、櫻井良直、岡謙藏、岡崎仁三郎、富永省吾、鍋島秩、永田龜吉、中野文助、江川秀松、栗村信武、有末清次郎、麻生七藏、阿部倉吉、有田温三、阿戸源左衛門、佐々木又玄、佐藤銑三郎、澤次郎三、里見善七郎、木村京之助、木原繁太郎、有馬五作、菊崎慶次郎、湯川祐太郎、滿井繁太郎、三好爲吉、白根淳六、平尾雅次郎、万代四郎右衛門、森田寬藏、森脇喜兵衛、望月俊吉、瀨良嘉助、瀨川岩造、向西所平、村上剛毅、植田壽作、宇留島篤三、鶴飼淳治、鶴飼志乃武、野村方毅、倉本廣三郎、申本康三、倉本重吉、楠本貫一、倉元貞次、山崎直次郎、山田吉左衛門、柳松太郎、山縣元兵衛、山崎一作、八百利惣治、山縣齊高、保田八十吉、松本清助、增田直吉、松島一郎

勤續十五年以上市吏員(退職後死亡者) 岡島虎夫、兒玉薰太郎、山根和太郎、高橋發二、林哲造、高橋央、永濱成城、木元與助、三宮七次郎、高杉賢三郎、深井會我郎、井上八十吉、持田信造、香川節、用田啓次郎、薦田光藏、矢田孝次、廣川眞太郎、猪野惣次郎、坪田喜三郎、安井淡、上森萩太郎、結城守穂、櫻井隆、谷績、北川捨藏、西村正吾、牧野幹爾、香川友次郎、金子信一、眞鍋泰助、土井一二、白幡耕造

(以上追用法會執行者)

追加

前助役 石井淳雄

市吏員 (勤續十五年以上) 村上賢一、田中貞、野村秀夫、立田村一、田尾正太郎、山代義三、永井佐太郎、西尾完、山口志那平、川生義信、濱崎悟、大黒茂夫、山根初吉、谷崎友一、益田求

町役員 勤續三十年以上 (幡磨屋町)末田忠八郎

勤續十年以上 (大洲町)須郷清代太(仁保町堀越)大和貞男(宇品町神田通十二丁目)坂本金四郎、高村好松(大手町七丁目東通)松本寅吉(已斐町本町區)田部亥太郎

(以上表彰狀、感謝狀贈呈者)

# 廣島市報

號二十四百第  
昭和十五年八月五日  
行發日五廿月八年五十和昭  
總三第 部一 價定  
所行發 市島廣 所行發  
所設法第見地社 所設法第見地社  
地番一第丁七町手大市島廣  
地番一第丁七町手大市島廣

地第一七七四號  
昭和十五年七月十九日  
廣島縣總務部長

各部課長殿  
各市町村長殿  
紀元二千六百年奉祝會

紀元二千六百年奉祝會ニ於テハ御承知ノ如ク政府決定ノ紀元二千六百年奉祝記念事業ノ施行ヲ擔當シ



且國民教化ノ諸事業ニ盡力相成居候處今般別添圖ヲ同會紋章トシテ廣ク用紙、器具其ノ他ノ物品ニ使テ用シ一般ニ於テ濫用スルヲ防ギ度趣ヲ以テ此ノ度内閣紀元二千六百年奉祝事務局長ヨリ依頼越シテ次第モ有之候ニ付テハ御諒承ノ上可然御配意相成度候也尙本件ニ關シテハ特許局ニ於テモ已ニ諒承致居候モノニ有之申添候

軍都廣島にまたもや往年のチフス禍を現出せんとして居る。本市では軍都たるの重要性に鑑み支那事變の勃發した昭和十二年に全市民に對しチフス豫防注射を開始、關係各團體の絶大な協力により多大の成果を收めて同年のチフス患者發生は五百名臺に止まり、一昨年は四百名臺、昨年は三百名臺と漸次低下し「チフスといへばヒロシマ」の汚名を拂拭するも遠くないと思はるゝに至り、關係各方面でもこれに力を得て本年は更に特別施行區域を除いた市民六六、五〇〇人に施行の豫定で、五月二十七日より七月三十一日まで全市でチフス豫防注射をしたが、第一回施行人員一六八、四〇二人(六割三分)第二回同一三九、四四八人(五割二分)にすぎず些か憂慮されたが果してこれと前後してチフス患者の發生日に遞増して八月八日現在患者四三〇名に達

## 秋だ!! 撃て! 悪疫チフス 築け! 新体制の健康都市!!

しこの儘推移すれば年内に六百名を突破し往年のチフス禍を再現せんとする勢である。而も時あたかも各種流行病蔓延の季節であり軍都としてまことに恥づべく、憂ふべき情勢にある。

依つて全市民はこの際舉つて悪疫に罹らぬやう萬全の注意をなすは無論のことだが、特に左の事項を勵行され度い。

- 一、食物を調理する前と食事をする前には必ず手を可啻に洗ふこと
- 二、食物は此の際特に生物を差控へ煮るか焼くかしたものを食べる
- 三、食物は可成自宅で調理した安全のものを食べるやうつとむること
- 四、生魚、野菜等は調理前カルキ消毒を勵行すること
- 五、寝冷えに注意し不衛生を慎しみ身體の抵抗力を弱めないこと
- 六、豫防注射を受けなかつた方は内服薬を服用すること、御入用の方は衛生組長を通じて市の方で御世話致します
- 七、凡て會葬のときの飲食は可成遠慮すること

### 常會協議懇談事項例示 (二)

- △酒、煙草、菓子等の嗜好品節約
- △空地、廢物を利用し無駄を廢止
- △不用品を整理して賣拂ふこと
- △服裝を質素にすること
- △努めて徒歩すること
- △入退營祝旗の全廢
- △一般祝宴披露の改善
- △空地利用と蔬菜栽培
- △就寢後の燭光低下
- △薪炭の經濟的使方の工夫
- △調產品の共同購入と利用
- △興亞奉公日の精神作興と各種の催
- △ラヂオ體操、歩行、遠足の催
- △將士に對する慰問狀を常會席上にて寄せ書
- △金の賣却
- △下水道の清掃
- △節水の實行
- △煉炭灰の處置
- △一菜一汁の實行
- △酒盃交換廢止
- △應召又は入營者の禮狀廢止
- △廢品の持寄賣却
- △寢具乾燥の實行
- △表札、門標の整理
- △塵箱の整理
- △町費の持寄
- △葬儀手傳の酒肴全廢
- △衛生防毒の手配
- △各家一齊煙突掃除
- △敬老會の開催
- △常會頼母子講の創始
- △うどん、パン、芋類代用混食

# 陸海軍と結んで 經濟界に大飛躍

## 廣島工業港修築に就て(下)

廣島縣知事 相川勝六氏述

御承知の通り本縣には宇品に陸軍運輸部があり、吳に鎮守府があり、吳と廣には大きな工廠がある。是は今日巨大な軍事的施設であります。處が是等に關係ある民間の軍需工場は、廣島縣には今日餘り多くない。皆其の軍需品の多くは大坂とか或は川崎とか或は名古屋とか或は静岡とかさう云ふ方面で造つて居る。是は非常な不經濟であります。其處に物を輸送して行かなければならぬ。其の運賃が掛る、鐵道の貨物が輻輳する、軍部から言へば其の監督をするのに遠方まで行かなければならぬ。非常に不便である。之を地元にしてさう云ふ必要な工場を作りますと、軍部の爲にも亦國家經濟の上にも非常な利益がある。國策遂行の上からも是は是非やらなければならぬ。さうなつたら初めて廣島縣が名實共に經濟的に軍とタイアップして、軍部、軍縣と言はれることになるのであります。斯くの如く工業港の建設と云ふことは廣島縣の縣政振興には革命的な大飛躍を來す問題でありますから、私は萬難を排して此の問題を解決しなければならぬと思つて居ります。勿論之を解決する

爲には色々困難な問題もございませうけれども、私は之を解決し得る自信を持つて居ります。此の財政經理の如きも縣の經濟に何等壓迫を來さないでやる方法を考へて居ります。或は漁業權の補償問題の如きものは縣民に取つては大きな問題でありませうが、是も確實に適正に解決を爲し得る自信を持つて居ります。然し斯うした色々な問題に當りましては、縣民諸君の心からなる御協力を私は望んで已みませぬ。

想起せよ、宇品築港

我が廣島縣は彼の宇品築港に依りまして非常なる發展を來したのであります。先般宇品築港五十周年の記念式を致しましたが、縣民は當時の事を考へますれば洵に感慨深いものがあらうと思ひます。今度の築港は宇品築港の約二倍であります。宇品築港は六十餘萬坪でありましたが今度は百三十萬坪を倍であります。而も此處に工場を作る大きな事業であるのであります。宇品築港の時に縣市民諸君が努力奉仕に依つて、何等の機械を用ひず、手掘りを以てあれだけのものを造られたのであります。私はあの成果を見て、之れは全く縣

市民諸君の努力の結晶であると思ふのであります。處が今度は何等そんなに多くの人力は要らない。大きな浚渫船を以てどんく／＼やつて行くので、縣市民の努力奉仕は何等必要と致しませぬ。唯私の希望致しまする所は、縣市民の心からなる協力、精神的の協力——皆で出來かさうぢやないか、此のやうな大きな問題は一人ぢや出來ない。皆でやらなければならぬ。皆でやつて行かなければならぬ。皆で出來かさうぢやないか、此の心持であります。私は如何なることでもやります。縣民の爲になることならどんなことでも致します。併しながら縣民の御理解の下に、御協力の下に之をやると云ふことが私の切望に堪へぬ所でありませぬ。どうか縣市民一體の、全縣民の御協力に依りまして、此の大事業を美事に遂行して行きたい。どうせやらなければならぬ問題であります。だら／＼して工費が掛つて行くよりも、一氣に肚を決めて此の解決をしようと云ふことが賢明なる方法であります。

名實共に雄縣たれ

私は色々縣民の爲に、國家の爲に考へてやることでありますから、區區たる考は持つて居りませぬ。所謂漁業權の補償の問題、其の他の問題も出來るだけのことを致します。併しながら何分にも安く土地を賣つて優良な工場をどんく／＼作らせなければならぬ。土地は作つても工場は出來ず草が生えて居ると云ふことで

は相濟まないものであります。斯う云ふ考へでありまして、何れ縣會に豫算を提案致しまして縣會の御承認を得ますれば、是から着々といろ／＼なことに進みたいと思ひます。どうか御願ひ致します。是はもう此の機を逸すれば出來ませぬ。私は能く東京あたりへ行きますと「廣島縣は隱居所ではなかつたか、そんな隱居所に工場が出來るやうになつたのか、それはいい、氣運だ。目前の利益よりも全局の利益に着目してやられるならばそれこそ縣市の發展を來すであらう」と云ふ言葉を聞くのであります。今私は何も競争的な氣持ではないけれども、縣民に實情を御理解願ひます上に申上げるのであります。能く中國の雄縣と云ひましても、御隣りの山口縣よりは遙かに生産額に於ても劣ります。他府縣はどんく／＼上つて行くが、廣島縣は經濟力の進展は甚だ遅々として居る。他府縣から隱居所と言はれるのは我が廣島縣の恥です。結局古來からの進取的な廣島縣民が力を集結して行つて、名實共に中國の雄縣となり、西日本の經濟の中心地となつて行くことと云ふことが私の希望して已まぬ所でありませぬ。どうか一つ皆様方の十分なる御諒解の下に相協力して是を見事に完成して行きたいと云ふのが私の念願でございます。一言御挨拶を申し上げます。

(昭和十五年六月五日午後六時二十五分より廣島中央放送局に於て)

# 廣島市常會の 畫期的試み!

## 常會視察會生まる 各學區毎に順次實施の計畫

廣島市では最近常會組織の普及徹底に鑑みこれが運籌を一段と効果あらしむるため、各町常會の相互研究視察會を計畫し、その第一着手として去る七月二十二日午後七時三十分から本川校裁縫室に開會の鍛冶屋町役員常會に本川校區内各町常會役員約二十名參集、市よりも黒瀬社會教育課長、志波庶務課長、西本主事補、

坪島書記臨席、先づ常會十則朗讀後鍛冶屋町總代より本誌前號「常會だより」所載常會附議案二案の説明を試み各役員熱心に協議の結果異論なく意見一致し必行事項は町内のみならず各自の勤務先にまで及ぼすことを申合して役員常會を終り、黒瀬社會教育課長の講評があつて閉會した

あつたので今後更に各學區毎に順次開催の豫定である

# 人事彙報

(昭和十五年、八月、一日現在)

- 市會議長、臨時企畫審議員、臨時公會堂改築調査委員、臨時産業調査委員、臨時都市計畫調査委員、臨時河川調査委員
- 市參事會、臨時企畫審議員、臨時都市計畫調査委員、臨時産業調査委員、臨時都市計畫調査委員、臨時河川調査委員
- 市會議長、臨時企畫審議員、臨時公會堂改築調査委員、臨時産業調査委員、臨時都市計畫調査委員、臨時河川調査委員
- 市參事會、臨時企畫審議員、臨時都市計畫調査委員、臨時産業調査委員、臨時都市計畫調査委員、臨時河川調査委員

# 三 常會たより (4)

比治山本町々常會

「報告」(一)町内掲示板設置(第一區より第六區を通して合計七ヶ所)  
 (二)兵器支廠(勞力奉仕)(男二人宛一週間)  
 (三)衛生掃除並虎列刺病豫防注射執行  
 (四)電信隊二聯隊に於ける聯隊葬執行に參列  
 (五)町内出征軍人よりの暑中見舞狀披露  
 (六)學校區域内出身將兵に對する慰問狀發送  
 (七)第四區山下通り水道共用栓設置貳ヶ所認可  
 (八)街路の掃除能く行届き居る旨其筋より賞詞

「協議」出征歸還兵士當町通過に方り歡送迎の件、歡送迎の意を表はす爲町内二ヶ所街路上に幕を張る事に決定したるも諸經費多端の際に付き當分見合せ個人各自注意して國旗を振り敬意を表す事

國旗掲揚柱建設の件、經費約九十圓を以て詳細なる設計をなし建設する事に決定

街路樹愛護の件、町民一般常に注意を拂ひ保護する事に決定

砂糖切符認印の件、自今一、五、一〇、一五、二五の日に認印する事と決定

孟蘭盆に當り出征軍人の留守居慰問の件、慰問の意味を以て金壹圓宛を贈る事に決定

上水節約の件、互に警戒自重して断然節水する事に決定

防諜に關する件、兵器支廠に於ける懇談會の趣旨に依り互に警戒する事に決定

「其他」各組に於ける希望事項

第一區、一般通達其他の事項を簡易化せられん事を希望す

第二區、自今豫め互に有利なる問題を考へ常會に建議する事

第三區、集合人員(男女を不問)多數を得る爲申合事項の終了後に於て娛樂的方法を講ぜられたし

第四區、每會夫婦出席し且娛樂的方法を講ずる事

第五區、廢品蒐集を年四回となすこと

- 市參事會、臨時企畫審議員、臨時都市計畫調査委員、臨時産業調査委員、臨時都市計畫調査委員、臨時河川調査委員
- 市會議長、臨時企畫審議員、臨時公會堂改築調査委員、臨時産業調査委員、臨時都市計畫調査委員、臨時河川調査委員
- 市參事會、臨時企畫審議員、臨時都市計畫調査委員、臨時産業調査委員、臨時都市計畫調査委員、臨時河川調査委員
- 市會議長、臨時企畫審議員、臨時公會堂改築調査委員、臨時産業調査委員、臨時都市計畫調査委員、臨時河川調査委員

愈よ實現された

待望の工業指導所 先づ機械部を充實して 生産擴充の國策に對應

本市では豫て機械工業、木工及金工工藝等の指導助長のため工業指導所の設置を計畫してゐたが、今次事變勃發と共に機械工業が異常な發展を遂げた事實に鑑み第一着手として機械部を實現して生産擴充の國策に對應すべく市内東雲町六七八番地に此の程大體完了したので不取敢八月十日から開所した、初代所長は梅岡機械工訓育所長の兼務として左の業務を取扱ふこととなつた。

廣島市工業指導所規程

第一條 本所ハ工業ノ指導獎勵ヲ爲スヲ以テ目的トシ左ノ業務ヲ掌ル一、工業ニ關スル試験、研究、調査、分析、檢定、鑑定、設計、

國稅納付期日

所得稅(第一期) 八月三十一日 (第二期) 九月三十日 臨時利得稅 八月三十一日 營業稅 八月三十一日 田以外ノ地租 八月三十一日

昭和十三年度廣島市各種歳入出決算概要

(上)

昭和十三年度廣島市各種歳入出決算概要は市會の認定を経て去る七月十日附を以て告示されたがその概要を摘要すれば左の如し。

昭和十三年度廣島市歳入出決算

(歳入) 第一款財産ヨリ生ズル收入八八、八八二圓七八八二款使

疲勞試驗、磨耗試驗、金相顯微鏡試驗(機器の性能試驗)ゲージ其の他機器精密檢査、機械の精度檢査(試作)供試片製作、研究試作品(設計及製圖)(質疑) なほ工業に關する試験、試作、加工、研究のため一般の使用に供するため同所に左の機器を設備の豫定。

我が家の貯金法 (イ)通學中の者には學期成績が平均八十點の者には八十錢、七十點の者には七十錢を貯金させ毎月の小遣ひは其の二倍を與へてゐますが、大きくなつてからの思ひ出になつてよい記念ともなり貯蓄も出来る云ふ方法です。(ロ)家族全部の年齢を合算し百八十一歳となりますから毎月(家の基本貯金として)一圓八十一錢宛を預ける。

費八九二圓九一△三款記念建造物保存費三四六圓四七△四款市會費二〇、六二八圓四四△五款市參事會費四、五八四圓四五△六款役所費六三七、〇〇四圓九一△七款土木費七九、二九一圓四六△八款小學校費九一、三一七圓八八△九款夜學校費二、五四四圓六九△一〇款商業學校費五八、七〇九圓九七△一一款高等女學校費五五、五

四三圓四二△一二款第二商業學校費二〇、二八〇圓八五△一三款工業學校費二九、三七九圓九五△一四款青年學校費五九、七三一圓〇三△一五款社會教育費九六七圓一△一六款圖書館費一四、二五七圓五六△一七款水道費三六一、三七四圓五三△一八款傳染病豫防費一一、七一六圓一四△一九款トラホーム豫防費一、二八三圓△二〇款船入院院費四二、九三九圓六八△二一款畑畑病院費四一、九三五圓四八△二款衛生試驗所費三、三三八圓五四△二三款衛生諸費一、一四六圓六四△二四款塵芥處理費八〇、三一〇圓一△二五款下水掃除費二、一一九圓二九△二六款尿尿處理費四六、八九四圓

市内傳染病發生月報 (七月中)

Table with columns for district names (e.g., 尾草町, 須賀町, 大須町) and rows for various diseases (e.g., 痢疾, 赤痢, 傷寒, 霍亂, 腸炎, 肺炎, 百日咳, 麻疹, 水痘, 流行性腮腺炎, 流行性乙型腦炎, 流行性脳脊髄膜炎, 流行性結核, 流行性斑疹, 流行性出血熱, 流行性乙型腦炎, 流行性脳脊髄膜炎, 流行性結核, 流行性斑疹, 流行性出血熱).

初秋! 惡疫!! 油斷すな!!!

Table listing various committees and their members, including 臨時企畫審議員, 市參事會, 市營事業臨時調查委員, etc.

Table listing various committees and their members, including 臨時企畫審議員, 市參事會, 市營事業臨時調查委員, etc.







(草津南町) 山口善吉、萬谷孫八、小畑善太郎  
(草津地先水面) 大賀榮次郎  
(廣島鐵道局官舎) 山縣弘一  
(廣島縣病院構内) 伊藤榮治、宮田龜爾  
(錦華紡廣島工場) 難波正、鈴木千代治  
(宇品西側水面) 山田政一  
〔徵備員次號掲載〕

【市條例】

廣島市條例第三號

廣島市稅賦課徵收暫行條例

制定ノ件

廣島市會ノ議決ヲ經廣島市稅賦課徵收暫行條例左ノ通り定ム  
昭和十五年七月十八日  
廣島市長 藤田 若水

第一條 本市ハ左ノ縣稅獨立稅ニ對シ本稅額ヲ課稅標準トシ其ノ百分ノ百ノ附加稅ヲ賦課ス  
不動產取得稅  
藝妓稅

第二條 本市ハ左ノ獨立稅屠畜稅ヲ賦課ス  
牛 一時稅 一頭ニ付 金二圓  
牛 生後二年未 同 金一圓  
馬 同 同 金一圓  
羊及豚 同 同 金四十錢

第三條 本市ハ都市計畫法ノ施行ニ要スル費用ニ充ツル爲左ノ都市計畫稅ヲ賦課ス  
縣稅獨立稅割 百分ノ三十四  
市稅獨立稅割 百分ノ三十四

第四條 第一條ノ市稅及第三條ノ都市計畫稅ハ各本稅ノ納期ニ依リ之ヲ徵收ス但シ本稅ト同時ニ徵收ス

ルコトヲ得ザル場合ハ各其都度市長ニ於テ徵稅令書ヲ以テ納期ヲ告知シテ之ヲ徵收ス  
第五條 屠畜稅ハ豫定ノ頭數ヲ課稅標準トシテ屠殺前該納稅者ニ賦課ス但シ賦課後課稅標準ニ異動アリタルトキハ賦課額ヲ更正ス  
第六條 屠畜稅ノ賦課ヲ受クベキ者ハ其課稅標準納稅義務發生年月日及住所氏名ヲ具シ屠殺前市長ニ届出ツベシ  
第七條 納稅者ハ前條届出ノトキ市長ヨリ稅金納濟證書ヲ受ケ屠畜屠殺ノ際其ノ證書ニ臨檢警察官ノ認印及屠殺月日頭數ノ記入ヲ請フベシ  
前項稅金納濟證書ヲ受ケタル後課稅標準ヲ變更セムトストキハ直ニ届出デ同時ニ其納濟證書ニ變更事項ノ記入ヲ請フベシ  
第八條 本市稅賦課徵收規程ニ依リ昭和十五年年度定期ニ賦課徵收スベキ左ノ市稅ハ當分ノ内其賦課徵收ヲ延期ス  
地租附加稅  
家屋稅附加稅  
雜種稅附加稅(月稅ヲ除ク)  
(地方稅法施行規則第十四條ノ規定ニ依リ本市稅賦課徵收規程ノ規定中縣稅獨立稅附加稅ト看做サレタルモノ)  
第九條 延滞金ハ稅金百圓ニ付一日金四錢トス  
第十條 本市會計事務取扱規程市金庫事務取扱規程中市稅ノ賦課徵收ニ關スル規程及本市市稅賦課徵收規定ハ本條令ノ施行ニ關スル細則ト看做ス  
第十一條 第七條ノ規定ニ依リ稅金納濟證書ハ別記様式ニ依リ交付ス

附 則  
本條令ハ昭和十五年度ヨリ之ヲ適用ス  
昭和十四年度分以前ノ雜種稅附加稅ニ關シテハ仍從前ノ賦課率ニ依ル  
昭和十四年度以前ニ賦課シタル市稅ニ對スル延滞金ハ仍從前ノ例ニ依ル  
廣島市役所 廣島市役所 廣島市役所 廣島市役所  
廣島市告示第九九號  
廣島市報發行規程中  
改正ノ件  
昭和七年十一月告示甲第百二十六號  
廣島市報發行規程中左ノ通り改正ス  
昭和十五年七月十七日  
廣島市長 藤田 若水  
第二條中「九、公告」ノ次ニ「一〇、其ノ他必要ナル事項」ヲ加フ  
第三條左ノ通り改ム  
市報ハ毎月二十五日之ヲ發行ス但シ必要ニ應シ臨時發行シ又ハ休刊スルコトアルヘシ  
第四條 削 除  
第五條 市報ハ市長ニ於テ必要ト認メタル者ニ對シテ無料配布シ其ノ他ノ希望者ニ對シテハ當分ノ間印刷者ヲシテ左記定價ヲ以テ頒與セシム

Table with columns for tax types (屠殺月日, 納稅濟種類, 納稅濟年月日, 届出年月日), tax amounts (牛, 頭, 犢, 頭, 馬, 頭, 豚, 頭, 羊, 頭), and taxpayer information (屠畜業者, 住所氏名). Includes a note about the tax rate for昭和十四年度.

【告 示】  
一部 金五錢(郵送料ヲ含ム)  
一箇年 金六拾錢(同)  
附 則  
本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
〔お断リ〕 改正「宇品港域軍事取締法」並ニ「福岡市常會報告」ハ都合ニ依リ休載  
△人事彙報に就て、前號本誌から人事彙報欄を設け本誌には市會の役員、委員を載せました。今後更に各方面の主要役員を登載し異動ある場合はこれまた人事彙報欄に採録し一種の手軽な市關係主要役員録たらしめやうとするものでありますから何卒御含み下さい。  
▽市關係團體の記事に就て、市關係の團體に於て本誌御利用を御希望の向は御遠慮なく記事を御送り下さい。但し加筆選擇は係りにお任せ下さい。

りより係



長(書記桑原雪)  
 社會課長(主事黑瀨齊)  
 福利係長(書記益田與一) 援護係長(書記田中陸三)  
 清掃係長(主事川本淨真)  
 庶務係長(書記大西稔) 清掃係長(書記中田格)  
**産業部長**(部長名倉勝)  
 商工課長(主事濱井信三)  
 經濟係長(書記間田守)  
 殖産課長(主事久保三郎)  
 農産係長(産業技手藤井博治) 水産係長(書記森澤雄三) 市場係長(主事補溪口東)  
 統計課長(主事村光次郎)  
 庶務係長(主事補宗像薰二) 調査係長(書記天野秀吉)  
**土木部長**(部長荒川龍雄)  
 土木課長(技師海野照治)  
 庶務係長(技師吉田喜一) 工事係長(技師小田能清)  
 營繕課長(技師片山五一) 工事係長(技師補二村四郎)  
 都市計畫課長(技師城谷淳)  
 庶務係長(主事補濱田稔) 計畫係長(技師寺崎幸助)  
 區劃整理課長(技師片岡喬)  
 庶務係長(書記田中數太郎) 工事係長(技師補高橋義次)  
 用地課長(主事福場一男)  
 庶務係長(主事補村中耕作) 用地係長(書記山本秀人)  
 下水道課長(技師花村太一)

庶務係長(書記久保忠之) 工事係長(技手吉田魏)  
**水道部長**(部長三上昭)  
 經理課長(主事瀧澤捨雄)  
 庶務係長(主事補田中辰雄) 料金係長(主事補手島正道)  
 工務課長( )  
 庶務係長( )  
 係長(技師橋本克太) 淨水係長(技師補桑原佐一)

告示

●廣島市告示第百十號  
 昭和十五年九月一日現在ニ依リ調整スル陪審員資格者名簿ノ資格要件ニ該當スベキ分類所得稅中甲種ノ勤勞所得又ハ甲種ノ配當利子所得(所得稅法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配當及ヒ剩餘金ノ分配ニ限ル)ヲ有スルモノハ甲種ノ勤勞所得ニ在リテ本年四月一日ヨリ八月三十一日迄ノ納稅額ヲ各月別ニ甲種ノ配當利子所得等ニ在リテハ四月一日ヨリ八月三十一日迄ノ納稅總額ヲ夫々納稅者ノ氏名、職業、住所、生年月日並ニ所得ノ種類ヲ記載シタル文書ニヨリ來ル九月十日迄ニ廣島市長ニ申告スベシ  
 昭和十五年九月二日  
 廣島市長 藤田若水

●廣島市告示第一一六號  
 土地立入ノ件ニ付鐵道省山口工事事務所長ヨリ左記ノ通り通知アリタリ  
 一、土地立入ノ目的 測量ノ爲

一、立入區域 廣島市一圓  
 一、立入期間 自昭和十五年九月五日  
 至昭和十六年三月三十一日  
 昭和十五年九月六日  
 廣島市長 藤田若水

●廣島市告示第一一八號  
 廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十五年廣島市歲入出豫算追加ノ要領左ノ如シ但シ本豫算ハ即日執行ス  
 昭和十五年九月七日  
 廣島市長 藤田若水

昭和十五年九月七日  
 廣島市長 藤田若水

●廣島市告示第一一九號  
 廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十五年廣島市歲入出豫算追加ノ要領左ノ如シ  
 昭和十五年九月七日  
 廣島市長 藤田若水

町正副總代(一)  
 (昭和十五年九月十日現在)  
 總代氏名 副總代氏名  
 町名  
 矢賀町 樋口 文教 (安戶義太郎)  
 尾長町  
 (山根組) 有野前三郎 (市井才一郎)  
 (三本松組) 今田菊三郎 (上田兼一)  
 (岩鼻組) 佐久間淳一 (竹田信次郎)  
 (尾長組) 濱田一太郎 (植木達馬)  
 (荒神通) 金谷 數男 (山中 彌作)  
 (片河組) 村上源次郎 (早澤 鐵雄)  
 東蟹屋町 申山 米助 (河野 接吉)  
 愛宕町 大原 良宅 (眞木 光藏)  
 若草町 山高卯太郎 (龍田與三)  
 大洲町 井上 主衛 (山田 三郎)  
 南蟹屋町 龜田 多吉 (結城 明治)  
 西蟹屋町 八木 範一 (末好 保之)  
 荒神町 (甲組) 橫田 作藏 (倉西 倉次)  
 (東組) 隱岐 麻人 (赤毛才二郎)  
 (馬林秀太郎)

(歲出臨時部) 第二十款 負擔金  
 金壹萬七千參百拾圓、第一項 負擔金壹萬七千參百拾圓  
 臨時部計金壹萬七千參百拾圓  
 歲出合計金壹萬七千參百拾圓 歲入  
 出差引殘金ナシ

●廣島市告示第一二〇號  
 廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十五年廣島市歲入出豫算追加ノ要領左ノ如シ  
 昭和十五年九月七日  
 廣島市長 藤田若水

昭和十五年九月七日  
 廣島市長 藤田若水

昭和一十五年九月七日  
 廣島市長 藤田若水

●廣島市告示第一二二號  
 廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十五年廣島市歲入出豫算追加ノ要領左ノ如シ  
 昭和十五年九月七日  
 廣島市長 藤田若水

●廣島市告示第一二三號  
 廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十五年廣島市歲入出豫算追加ノ要領左ノ如シ  
 昭和十五年九月七日  
 廣島市長 藤田若水

●廣島市告示第一二四號  
 廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十五年廣島市歲入出豫算追加ノ要領左ノ如シ  
 昭和十五年九月七日  
 廣島市長 藤田若水

度廣島市歲入出豫算追加ノ要領左ノ如シ  
 昭和十五年九月七日  
 廣島市長 藤田若水

昭和十五年九月七日  
 廣島市長 藤田若水

●廣島市告示第一二七號  
 右本日廣島市收入役ニ就職ス  
 昭和十五年九月九日  
 廣島市長 藤田若水

●廣島市告示第一二八號  
 廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十五年廣島市歲入出豫算追加ノ要領左ノ如シ  
 昭和十五年九月七日  
 廣島市長 藤田若水

●廣島市告示第一二九號  
 廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十五年廣島市歲入出豫算追加ノ要領左ノ如シ  
 昭和十五年九月七日  
 廣島市長 藤田若水

歲入合計金九千圓  
 (歲出臨時部) 第十一款 警防費  
 金九千圓、第一項 警防費 金九千圓  
 臨時部計金九千圓  
 歲入合計金九千圓 歲入出差引殘金ナシ

●廣島市告示第一三〇號  
 廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十五年廣島市歲入出豫算追加ノ要領左ノ如シ  
 昭和十五年九月七日  
 廣島市長 藤田若水

昭和十五年九月七日  
 廣島市長 藤田若水

●廣島市告示第一三一號  
 廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十五年廣島市歲入出豫算追加ノ要領左ノ如シ  
 昭和十五年九月七日  
 廣島市長 藤田若水

●廣島市告示第一三二號  
 廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十五年廣島市歲入出豫算追加ノ要領左ノ如シ  
 昭和十五年九月七日  
 廣島市長 藤田若水

猿猴橋町 田上 長助 原田 稔  
 松原町 才木倉太郎 佐伯 寅市  
 大須賀町 奧本 鐵漢 加藤 悅藏  
 臺屋町 角振 朝一 中谷 元吉  
 京橋町 保田 齋吉 松井 亮吉  
 的場町 佐渡清次郎 山崎 彌助  
 金屋町 (上組) 坂田 末松 松田 笹市  
 (下組) 小椋德一郎 山中 正男  
 比治山町 佐久間吉太郎 平賀 若次  
 松川町 池上龜太郎 中田 正明  
 稻荷町 (東組) 杉岡 彌一 奧本 文一  
 (西組) 田村要次郎 佐々木 龍吉  
 土手町 野尻松太郎 堤 豐次  
 段原大畑町 久保 萬助 讚岐一太郎  
 桐木町 新見和一郎 櫻井 雲次  
 段原町 福馬 啓造 村田萬太郎  
 段原末廣町 中井 萬藏 西久保 義次郎  
 段原新町 中井 勘藏 好永順次郎  
 段原東浦町 妻木伊三郎 石本庄次郎  
 段原日出町 服部 德 小倉 康弘  
 段原山崎町 香川 士太 中野 清  
 段原中町 中井仙太郎 古田忠五郎  
 南段原町 藤田 宣彦 大野 元吉  
 平賀 繁一

**【達】**  
 達甲第九號  
 廣島市事務改善委員會規程左ノ通り  
 定ム  
 昭和十五年九月七日  
 廣島市長 藤 田 若 水  
 第一條 市役所事務ノ改善整理ヲ計ル爲事務改善委員會ヲ置ク  
 第二條 委員會ハ市長ニ直屬ス  
 第三條 委員會ニ委員長、副委員長各一名及委員若干名ヲ置キ市吏員中ヨリ之ヲ任命ス  
 第四條 委員長ハ會務ヲ統理ス  
 第五條 副委員長ハ委員長ヲ補佐シ委員長事故アルトキハ之ヲ代理ス  
 第六條 委員會ノ職務左ノ如シ  
 一、市法規ノ制定、改廢ニ關スル審査  
 二、事務ノ改善、整理ニ關スル調査、研究  
 第七條 委員會ノ事務ヲ處理セシムル爲書記若干名ヲ置キ市吏員中ヨリ市長之ヲ任命ス  
 第八條 委員長ハ委員會ニ市吏員ノ出席ヲ求メ其ノ意見ヲ徵スルコトヲ得  
 第九條 委員會ノ事務處理上必要ナル事項ハ委員長之ヲ定ム  
 第十條 本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 廣島市役所自衛團設置規程左ノ通り  
 定ム

**縣稅納付期日**  
 昭和十五年九月十二日  
 廣島市長 藤 田 若 水  
 第一條 廣島市役所自衛團設置規程  
 第二十八號特設自衛團體規則ニ準ジ  
 廣島市役所ニ自衛團ヲ設置ス  
 第二條 自衛團ニ團長、副團長、各一名及班長、團員、各若干名ヲ置キ市長之ヲ任命ス  
 第三條 團長ハ團ヲ統率ス、副團長ハ團長故障アルトキ之ヲ代理ス、班長ハ團長ノ命ヲ承ケ班員ヲ指揮督勵ス、班長故障アルトキハ、其ノ班上席者之ヲ代理ス、團長以下總テ機ニ臨ミ冷靜、迅速、正確ニ行動スルヲ旨トシ遲疑逡巡シテ機ヲ逸シ措置ヲ誤ルガ如キコトアルベカラズ  
 第四條 自衛團ニ左ノ班ヲ置ク  
 一、監視班、企畫班、會計班、警備班  
 二、監視班、避難班、消防班、防衛班  
 三、救護班、土木班、水道班、電氣班  
 第五條 警戒警報發令サレタルトキハ團員ハ直チニ所定ノ位置ニ參集ス

シ班長ニ届出ツベシ、班員ノ集結完了シタルトキハ班長ハ直チニ團長ニ其ノ旨報告スベシ  
 第六條 團員ハ團長指示ノ服裝ニ依リ輕裝スベシ  
 第七條 團員ハ總テ上長ノ指揮命令ヲ遵守スベシ  
 第八條 奉安殿危險ノ虞レアルトキ團長ハ市長ノ指示ヲ承ケ別ニ定ムル所ニ依リ御眞影ヲ奉遷スベシ  
 第九條 自衛團ヨリ發スル通報ハ總テ「自衛團通報何號」ノ語ヲ冠ス  
 第十條 自衛團關係文書ハ欄外左上部ニ「自衛團」トシ總テ機密且優先ニ取扱フベシ  
 第十一條 總テ文書ハ企畫班ニ、經費ニ關スル文書ハ會計班ニ合議スベシ  
 第十二條 各班ノ業務細則並ニ配置其他本規程ノ施行ニ關スル細則ハ團長之ヲ定ム  
 附 則  
 本規程ハ昭和十五年九月十二日ヨリ之ヲ施行ス

- |    |    |       |       |       |    |
|----|----|-------|-------|-------|----|
| 御幸 | 組部 | 安井    | 藤造    | 伊藤    | 源一 |
| 御幸 | 組部 | 新見    | 藤吉    | 伊藤    | 繁一 |
| 御幸 | 組部 | 柴崎    | 笹一    | 西本    | 友吉 |
| 御幸 | 組部 | 光宗    | 笹一    | 三浦    | 英三 |
| 御幸 | 組部 | 山崎好太郎 | 玉川    | 喜作    |    |
| 御幸 | 組部 | 松本次郎市 | 犬北金次郎 |       |    |
| 御幸 | 組部 | 飯田與津吉 | 松本惠太郎 |       |    |
| 御幸 | 組部 | 山新    | 繁人    | 中福重太郎 |    |
| 御幸 | 組部 | 柴崎    | 末次    | 舟田作市郎 |    |
| 御幸 | 組部 | 竹本    | 多一    | 福本    | 博文 |
| 御幸 | 組部 | 池田次郎平 | 福原    | 一三    |    |
| 御幸 | 組部 | 梶村    | 嘉平    | 田部    | 力  |
| 御幸 | 組部 | 木村    | 克己    | 近貞    | 達市 |
| 御幸 | 組部 | 田村才四郎 | 岡村貞之助 |       |    |
| 御幸 | 組部 | 頼永    | 貞一    | 高橋勝太郎 |    |
| 御幸 | 組部 | 西本仙次郎 | 渡部    | 賢吉    |    |
| 御幸 | 組部 | 萬谷交次郎 | 寺澤    | 篤雄    |    |
| 御幸 | 組部 | 高村    | 利一    | 菅     | 新市 |
| 御幸 | 組部 | 坂本金四郎 | 梶山彌太郎 |       |    |
| 御幸 | 組部 | 高村    | 數己    | 窪谷    | 守人 |
| 御幸 | 組部 | 平井善次郎 | 鈴木千代次 |       |    |
| 御幸 | 組部 | 松田    | 泰行    | 坂木    | 道光 |

(歲入) 第十三款 繰越金 金壹萬四千五百九拾壹圓、第一項 前年度繰越金 金壹萬四千五百九拾壹圓  
 歲入合計金壹萬四千五百九拾壹圓  
 (歲出) 第三十一款 船入病院費 金壹萬四千貳百拾壹圓、第一項 雜給 金百參拾壹圓、第二項 需用費 金壹萬四千八拾圓、第三十八款 尿尿處理費 金參百八拾圓、第二項 處理場費 金參百八拾圓  
 經常部計金壹萬四千五百九拾壹圓  
 歲出合計金壹萬四千五百九拾壹圓  
 歲入出差引殘金ナシ  
 ●廣島市告示第一二五號  
 廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十五年廣島市特別會計廣島工業港修築費歲入出豫算ノ要領左ノ如シ  
 昭和十五年九月七日  
 廣島市長 藤 田 若 水  
 昭和十五年度廣島市特別會計廣島工業港修築費歲入出豫算  
 (歲入) 第一款 財產賣拂代 金貳拾壹萬五千圓、第一項 土地賣拂代 金貳拾壹萬五千圓、第二款 市債 金百萬圓、第一項 市債 金百萬圓  
 歲入合計金貳拾壹萬五千圓  
 (歲出) 第一款 廣島工業港修築費本年度支出額 金百貳拾萬圓、第二款 廣島工業港修築費本年度公債費 金壹萬五千圓、第一項 公債費 金壹萬五千圓  
 歲入合計金貳拾壹萬八千六拾圓(増減ナシ)

歲出合計金百貳拾壹萬五千圓 歲入出差引殘金ナシ  
 ●廣島市告示第一二六號  
 廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十五年廣島市特別會計都市計畫事業庚午町附近土地區劃整理地區事業費歲入出豫算追加更正ノ要領左ノ如シ  
 昭和十五年九月二十一日  
 廣島市長 藤 田 若 水  
 昭和十五年度廣島市特別會計都市計畫事業庚午町附近土地區劃整理地區事業費歲入出豫算追加更正  
 (歲入) 第一款 區劃整理施行費 收入 金貳拾萬九百五拾九圓(増減ナシ)  
 壹萬參千圓、第一項 區劃整理施行費收入 金貳拾萬九百五拾九圓(増減ナシ)  
 (增) 壹萬參千圓、第二款 換地清算徵收金 金壹萬七千圓(減) 壹萬參千圓、第一項 換地清算徵收金 金壹萬七千圓(減) 壹萬參千圓  
 歲入合計金貳拾壹萬八千六拾圓(増減ナシ)  
 叙任及辭令  
 主事 佐々木 優  
 依願免職(七月十八日附)  
 機械工技師 梅 岡 益次郎  
 工業指導所長兼務ヲ命ス(八月十九日附)  
 技師 芥川 二郎  
 工業指導所兼務ヲ命ス(同上)  
 主事補 森 田 亮一  
 戶籍課長心得ヲ命ス(八月二十二日附)  
 小 山 朋一  
 任廣島市主事(九月二日附)  
 部長 佐々木 忠 夫

(歲出) 第一款 區劃整理事業費 金壹萬八千六百圓(増) 九千九百四圓、第一項 事務費 金九千九百四圓(増) 千八百四拾四圓、第二項 工事費 金九千九百四圓(増) 八千六拾圓、△第二款 換地清算交付金 金壹萬七千圓(減) 壹萬參千圓、第一項 換地清算交付金 金壹萬七千圓(減) 壹萬參千圓、第三款 公債費 金拾八萬貳千五百四拾五圓(増) 參千九拾六圓、第一項 公債費 金拾八萬貳千五百四拾五圓(増) 參千九拾六圓  
 歲出合計金貳拾壹萬八千六拾圓(増減ナシ) 歲入出差引増減ナシ  
 ●廣島市告示第二十八號  
 陪審法第十八條ノ規定ニ依リ昭和十五年九月一日現在調陪審員資格者名簿ヲ十月一日ヨリ七日間廣島市役所ニ於テ縦覽ニ供ス但シ同法施行規則第四條ノ規定ニ依リ日曜日ハ右期日ニ算入セズ  
 昭和十五年九月二十一日  
 廣島市長 藤 田 若 水  
 依願免職(收入役就任ノため)  
 廣島市收入役 佐々木 忠 夫  
 廣島市臨時企畫會議參事員ヲ命ス(九月二十一日附)  
 任廣島市主事、產業部商工課兼企畫部企畫課勤務ヲ命ス(九月二十四日附)  
 廣島市部長 伊 藤 半太郎  
 依願免職 廣島市主事 齋 藤 安 助  
 依願免職 廣島市主事 花 田 仁三郎  
 停年ニ付退職ヲ命ス(以上九月二十四日附)

- |        |    |       |     |     |     |
|--------|----|-------|-----|-----|-----|
| 東雲     | 町  | 藤本    | 鶴一  | 金井  | 源一  |
| 仁保     | 町  | 津村    | 數一  | 永原  | 常太郎 |
| (本浦)   | 津村 | 數一    | 加登  | 竹一  |     |
| (淵崎)   | 板村 | 信一    | 藤川  | 政吉  |     |
| (堀越)   | 部谷 | 増次郎   | 山本  | 一男  |     |
| (向洋)   | 川本 | 泉     | 松本  | 勘太郎 |     |
| (日字那)  | 平野 | 哲夫    | 中西  | 善美  |     |
| (丹那)   | 大田 | 爲四郎   | 朝田  | 義雄  |     |
| (大河)   | 三宅 | 峯吉    | 山村  | 勝筆  |     |
| 霞      | 町  | 藤岡齊逸郎 | 煙石  | 周次郎 |     |
| 出沙     | 町  | 木谷有次郎 | 西原  | 太一  |     |
| 旭      | 町  | 杉村政太郎 | 濱井  | 芳太郎 |     |
| 比治山本町  | 杉原 | 泉馬    | 中村  | 崎三郎 |     |
| 皆實一丁目  | 福原 | 一     | 大西  | 謙次郎 |     |
| 皆實二丁目  | 西谷 | 德衛門   | 熊谷  | 久吉  |     |
| 皆實町三丁目 | 宮本 | 音一    | 吉永  | 三郎  |     |
| (東部)   | 畑石 | 兼吉    | 飯田  | 新象  |     |
| (西部)   | 高橋 | 浦太郎   | 高次  | 春次  |     |
| 翠      | 町  | 代     | 中川  | 廣勢  |     |
| 宇品     | 町  | 井山    | 保太郎 | 小林  | 雅雄  |

# 昭和十三年度廣島市 各種歳入出決算概要

(下)

## 昭和十三年度廣島市特別會計 都市計畫事業費歳入出決算

(歳入)第一款國庫補助金一〇、七四〇圓△第二款縣補助金三〇、〇〇〇圓△第三款負擔金九〇、四三三圓六九△四款雜収入二、一一二、四六一圓七二△五款市債四〇〇、〇〇〇圓△六款都市計畫特別税五九〇、九八八圓〇四

歳入合計三、二三四、六一三圓四五

(歳出)第一款都市計畫事業費一、一〇五、一一一圓二六△第二款公債費一、九〇、七八八圓三四△第三款雜支出四、五一三圓八二△四款豫備費〇圓

歳出合計一、三〇〇、四三五圓四二

歳計決算残金一、九三四、一七八圓〇三翌年度へ繰越使用

昭和十三年度廣島市特別會計部  
市計畫事業費午町附近土地區劃  
整理地區事業費歳入出決算

(歳入)第一款雜収入〇圓△第二款繰越金〇圓△第三款市債二四、五〇〇圓

歳入合計二四、五〇〇圓

(歳出)第一款區劃整理事業費四、一六九圓四三△第二款公債費八三三圓四九△第三款雜支出〇圓△四款豫備費〇圓

歳出合計四、一六九圓四三

歳計決算残金〇圓△四款豫備費〇圓

歳出合計 五、五〇一圓九二

## 歳計決算残金一八、九九八圓〇八、翌年度へ繰越使用

### 昭和十三年度廣島市特別會計 公益質屋費歳入出決算

(歳入)第一款財産ヨリ生スル收入三八七圓六八△第二款貸付金ヨリ生スル收入三、〇六六圓二六△第三款流質物賣却處分残餘金二八圓四三△四款雜収入一六圓四八△五款貸付金戻入五三、〇一一圓三五△六款繰入金一、六一四圓△七款繰越金三三、二五八圓

歳入合計 九二、三八二圓二〇

(歳出)第一款事務費三、四四八圓八五△第二款貸付金五二、〇三五圓三五△第三款流質物賣却處分残餘交付金一七圓四五△四款雜支出〇圓△五款豫備費〇圓

經常部計 五五、四九八圓六五

(歳出)臨時部計 第一款公債費五、二〇二圓四八

臨時部計 五、二〇二圓四八

歳出合計 六〇、七〇一圓一三

歳計決算残金 三一、六八一圓〇七

翌年度へ繰越使用

昭和十三年度廣島市特別會計  
香川奨學資金歳入出決算

(歳入)第一款資金ヨリ生スル收入三三〇圓〇二

## 歳入合計 三四〇圓〇二

### 歳出合計 三三九圓

歳計決算残金 一圓〇二資金=組入坂本奨學資金歳入出決算

(歳入)第一款資金ヨリ生スル收入一五〇圓

歳入合計 一五〇圓

(歳出)第一款奨學費一三四圓二五

歳出合計 一三四圓二五

歳計決算残金一五圓七五資金=組入

昭和十三年度廣島市特別會計  
荒神町小學校奨學資金歳入出決算

(歳入)第一款資金ヨリ生スル收入三三三圓四〇

歳入合計 三三三圓四〇

(歳出)第一款三三三圓

歳出合計 三三三圓

歳計決算残金 一圓四〇資金=組入

昭和十三年度廣島市特別會計  
公會堂改築資金歳入出決算

(歳入)第一款寄附金一一、五〇〇圓△第二款資金收入一、三〇八圓〇五

歳入合計 一二、八〇八圓〇五

(歳出)第一款資金一二、八〇八圓〇五

歳出合計 一二、八〇八圓〇五

昭和十三年度廣島市特別會計  
船渠築造資金歳入出決算

(歳入)第一款寄附金三〇、〇〇〇圓△第二款資金收入〇圓

歳入合計 三〇、〇〇〇圓

(歳出)第一款資金〇圓

## 歳出合計 三四〇圓〇二

### 歳計決算残金三〇、〇〇〇圓翌年度へ繰越使用

昭和十三年度廣島市天満町外七箇町歳入出決算

(歳入)第一款雜収入一、三一五圓八

歳入合計 一、三一五圓八

(歳出)第一款財産管理諸費一、二八三圓〇八

歳出合計 一、二八三圓〇八

歳計決算残金三七圓七六積立金=組入

昭和十三年度廣島市元宇品町歳入出決算

(歳入)第一款雜収入四六圓六八

歳入合計 四六圓六八

(歳出)第一款財産管理諸費四五圓一

歳出合計 四五圓一

歳計決算残金一圓五二積立金=組入

昭和十五年度廣島市江波町歳入出決算

(歳入)第一款雜収入一六圓

歳入合計 一六圓

(歳出)第一款財産管理諸費一五圓一〇

歳出合計 一五圓一〇

歳計決算残金 一三錢積立金=組入

# 常會は斯うして 運営して居ます

福岡市を觀る

三、申合せ事項は大體次の通り興亞奉公日を常會日とすること△入營祝旗の本敷並に退營者の土産披露の制限△一般祝宴披露の改善△空地荒地の利用と蔬菜栽培△禁酒禁煙日の制定と節約△就寝後の燭光の低下と不用燈の消燈と電力節約△薪炭の經濟的使方の工夫△無駄なし日の實行△代用品の利用△調度品の共同購入と利用△興亞奉公日精神作興と各種の催し△非常時局認識上講演會等各種催し△ラヂオ体操、歩行、遠足の催し△各種會合時問の勵行△皇軍將兵の送迎、遺骨出迎、葬儀參列△時報の活用△常會の各種機關及團體との連絡提携

四、紀元二千六百年の記念事業として

神社の修理△神社へ記念樹の奉獻△國旗掲揚臺の新設△戦死者遺家族へ慰問品贈呈△町内出征軍人へ慰問袋贈呈△銃後援の強化△記念貯金の申合せ又は増額

五、葬祭改善の事項

△不敬ならぬ限り經費の節約、諸行事の簡約をはかり虚禮を廢し森嚴に執行すること△神官僧侶等

は可成少數とすること△途中の行列を廢すること△火葬場は町内員本葬は町役員參列とすること△組合は一人參列すること△靈柩車以外は自動車を用ひないこと△自宅閉間に止むること△造花放鳥等供物贈呈は廢すること△香典返し會葬御禮の品(端書又は切符)は一切廢すること△禮狀、禮廻りは廢すること△手不足の時必要員だけ町内より加勢をなす△加勢は佛飯米五合持參、中食は一汁一菜夕食は廢止

協議實行事項の主なるものは大體以上の通りであります、其の他に結婚改善貯金の奨励等にも相

## 市内傳染病發生月表

(八月中)

尾長町	皆賀町	國榮寺町	西天滿町
愛宕町	宇品町	大手町五	上天滿町
松原町	元字品町	大手町七	觀音木町
鐵道官舎	大須賀町	千田町二	東觀音二
段原大畑	白鳥東中	吉島羽衣	己斐町
段原末廣	白鳥西中	吉島本町	陸軍病院
南段原町	東白鳥町	舟入本町	鐵道病院
段原新町	鐵砲町	舟入川口	常久病院
金屋町	鐵砲町	舟入幸町	船渠川下
松川町	鐵砲町	舟入幸町	船渠川下
比治山本	鐵砲町	舟入幸町	船渠川下
皆賀町二	鐵砲町	舟入幸町	船渠川下

## 秋風に油断のならぬ腸チフス

當詳細に互り申合せをしてゐるやうであります。(この項終り)



猫屋町第一常會(戸數二十二月)

(役員) 部長一、副部长一、幹事四部長、副部长は町總代の指名に依る△幹事は第一回常會開催席上の申合せに依り組内戸數をイロハニの四組に分ち各組より一人宛選定し常會出席、常會通達等の世話を依頼す

(運営) 開催日時、毎月一日夜間△開催場所、毎月町内寺院△出席誘導、定刻前拍子木をうつて各戸を巡回出席懇談報告△出席簿、記入出席者は備付の出席簿に出席の旨記載△行事豫定第一回常會に於ける申合せに依り本常會は一ヶ年間の常會行事豫定を作製し常會運営の試みとなす。即ち六月以降の行

事豫定を擧ぐれば次の通り

六月 常會の整備、世話役の選定出席方法に就いて、會場の選定常會經費に就いて

七月 夏期衛生に就いて、衛生講話(組内醫師)衛生に關する懇談、其の他

八月 家庭防衛隊員心得、防空訓練に就いて、家庭防衛隊に就いて其の他

九月 國民精神作興に就いて、精神講話、其の他

十月 秋祭と敬神思想、秋祭の行事、其の他

十一月 紀元二千六百年奉祝、奉祝行事に就いて、其の他

十二月 年末非常災害防止、年末非常災害防止に就いて、其の他

(申合) 世話役は月番別とすること△世話役は其の組員を誘導すること△會場は毎回お寺に定めること△經費十錢宛持参りのこと△蠅の驅除△ラヂオ体操の實行△下水掃除を怠らざるを各戸一本とす△常會參集は定刻を豫報する拍子木を合圖に出席すること△町費、貯金を持ち寄ること△出征軍人に出會つた際は一側に寄り敬禮すること△近所隣はお互ひに挨拶すること△各家庭の主婦が中心となつて家庭防衛の實を擧げること△右實行の爲各家庭に努めるべし△香修品を購入又は使用せぬこと△新體制と常會の任務を認識して申合事項の實行に努むること

# 節米講

## 創設の提唱

貯蓄報國と節米運動とは今や國民の合言葉となつて居りますが、これら二つを一舉に實踐する節米講を各常會で速かに創設さるゝやう提唱されてゐます。その實施方法は次の通りであります。

- 一、先づ毎日各家庭で御飯を炊く時必ず一握りの米をお釜から節約して蓄積する。
- 二、この節約した米を毎月の常會に持ち寄りこれを金に代へるかその他の方法で處理する。
- 三、假令右の持寄り米を金に代へて金十圓に達するを待ち少額國庫債券を購せしめる。
- 四、この少額國庫債券購入方法は常會員全員の持寄り米總量を以てし頼母子の方法で領つが個人々々の持寄りによることとする。

## 新體制と國民精神總動員運動の徹底協議會

### 水道使用料納付期日

納付期日	納付すべき種別と月別
四月十五日	計量給水の一月より三月迄の分
四月三十日	計量給水の四月より六月迄の分
七月三十一日	計量給水の七月より九月迄の分
十月三十一日	計量給水の十月より十二月迄の分
一月三十一日	計量給水の一月より三月迄の分

摘要

豫納金を充當して猶不足のもの

廣島縣市では時局の推移に鑑み一層國民精神總動員運動の強化徹底を期するため去る九月九日廣島市内の常會指導の地位にある町總代を市公會堂に招き左記事項につき協議懇談した。

常會の整備擴充に關する件(一君萬民の信念昂揚、隣保一宇の精神涵養、未設置全解消と運営の適正) △戰時食糧の充實に關する件(節米の實行、増産の實行、供米供麥の實行) △戰時下不健全現象の全廢に關する件(新經濟道德の嚴守、奢侈贅澤の全廢) △貯蓄の徹底強化に關する件(貯蓄組合の徹底、國債の消化、貯蓄組合の活動) △金集中運動に關する件(金の賣却勸奨の徹底、金保有状況調査委員の活動督勵、申告なき保有金の賣却督勵)

## 廣島招魂祭

十月下旬に執行

廣島護國神社の年一回の例大祭は來

る十月二十三日執行に内定した。なほ恒例により祭典費を廣島市内各町にも割當られるが、本年は合祀の英靈を増した一方物價高であるに拘らず廣島市の割當は昨年通りであり且つ本年より春の例祭を廢されて年一回の例祭となつたこと、これが際出に軍都各町總代の絶大な援助を望まれてゐる。

## 手軽な内服薬

チフス赤痢の豫防

今年例年になくチフス、赤痢が猖獗して居ります。此の際これらに豫防に有效な内服薬の服用をお勧めします。今度のは従來の物よりおめ方が手軽で空腹時に一日一回赤痢は三錠、チフスは二錠を二日の間ばよいのです。御入用の方は衛生組合を通じ市保健課に申込まれ、ば左の價格でお取次します。

チフス(四錠) 十二錢  
赤痢(六錠) 十二錢  
(大人小人の區別なし)

## 國調豫備員

曩に告示されたる廣島市國勢調査豫備員左の如し。

- (廣島市統計調査員) 木村五三郎、太田初吉、福本常太郎、増本勇、太田爲四郎、岡田憲三、橋本長之助、中尾勇次郎、平野哲夫、西本義見、竹本米吉、水野辰一、山本雄太郎、大瀬戸岬、三保力太郎、石井俊雄、中尾秋松、古川八重吉、大野庄吉、敷地捨吉、宮原庄助、平野仁助、火浦惣吉、小川市三郎、小川龜三、佐々木玉吉、岡部傳一、山

## 公 告

廣島市長執行廣島都市計畫事業街路用地トシテ左記土地ニ對スル收用審査會裁決申請書類昭和十五年八月二十六日ヨリ同年九月二日迄當所ニ於テ公衆ノ縦覽ニ供ス  
縦覽ノ向ハ當廳土木部管理課ニ出頭セラレバシ  
右ハ公告ス  
昭和十五年八月二十六日  
廣島市長 藤田 若水

廣島市稻荷町五拾九番地ノ壹一宅地臺帳面積 拾六坪壹合七勺ノ  
神奈川縣川崎市南幸町貳丁目千參百五拾貳番地 米原 準一  
(右ハ昭和十五年八月二十六日市掲示場ニモ公告セラレタリ)